

# 第4次江田島市 地域福祉計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

“お互いさま” でつながる 新たなえたじまコミュニティ

一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま



令和6（2024）年3月  
広島県 江田島市



# 目次

第1部 第4次江田島市地域福祉計画	1
第1章 計画の策定にあたって	1
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	1
【2】地域福祉の考え方について	3
第2章 計画の概要	4
【1】計画の位置付け	4
【2】計画の期間	8
【3】計画の策定体制	8
第3章 江田島市の福祉を取り巻く現状	10
【1】人口等の現状	10
【2】高齢者の現状	17
【3】障害のある人の状況	20
【4】子育て支援の状況	22
【5】地域の状況	27
【6】福祉的課題を抱えている人の状況	28
第4章 調査結果から読み取れる現状と課題	30
【1】アンケート調査結果から読み取れる課題	30
【2】関係団体調査結果から読み取れる課題	49
【3】グループインタビュー調査結果から読み取れる課題	51
第5章 計画の基本的な考え方	53
【1】基本理念と基本目標	53
【2】施策体系	54
第6章 地域福祉施策の展開	55
【基本目標1】地域福祉の意識づくり	55
【基本目標2】気軽に集える交流の場づくり	58
【基本目標3】地域福祉の担い手づくり	61
【基本目標4】相談しやすい包括的な支援体制づくり	65
【基本目標5】住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制づくり	69
【基本目標6】安全・安心な人にやさしいまちづくり	73

第2部	第2次江田島市自殺対策計画	76
第1章	江田島市自殺対策計画の概要	76
【1】	計画策定の社会的背景と趣旨	76
【2】	計画の概要	78
第2章	本市の現状と課題	80
【1】	本市の現状	80
【2】	アンケート調査結果から読み取れる現状と課題	84
【3】	第1次計画の取組状況	89
【4】	調査結果等から読み取れる本市の課題	94
第3章	計画の基本的な考え方	96
【1】	基本理念	96
【2】	施策体系	97
第4章	施策の展開	98
【基本施策1】	理解の促進と情報提供の充実	98
【基本施策2】	こころの健康づくりと支援者の育成	100
【基本施策3】	相談支援体制の整備・充実	102
【基本施策4】	自殺を予防する環境づくり	106
第3部	第1期江田島市成年後見制度利用促進基本計画	110
【1】	計画策定の社会的背景と趣旨	110
【2】	計画の期間	110
【3】	本市における現状と課題	111
【4】	施策の体系	114
【5】	施策の展開	115
第4部	第2次江田島市再犯防止推進計画	117
【1】	計画策定の趣旨及び位置付け	117
【2】	計画の概要	117
【3】	再犯防止施策を取り巻く現状	119
【4】	本計画の基本方針	121
【5】	施策の展開	121
【6】	「江田島市再犯防止推進計画等意見交換会」の設置	125
第5部	計画の推進	126
【1】	推進体制	126
【2】	推進状況の進行管理	127

資料編	-----	128
【1】江田島市保健福祉審議会規則	-----	128
【2】江田島市保健福祉審議会 地域福祉部会 委員名簿	-----	130



# 第1部 第4次江田島市地域福祉計画

## 第1章 計画の策定にあたって

### 【1】計画策定の社会的背景と趣旨

#### 1 計画策定の社会的背景

##### ● 複雑化、複合化する生活課題

我が国においては、総人口の減少や少子高齢化の進行、高齢者世帯の増加などを背景として、地域における住民同士で支え合う力の低下が危惧されています。

そのような中、人々が抱える生活課題は複雑化、複合化しており、高齢者が高齢者を介護する「老老介護問題」、高齢の親が独身無職等のこどもの生活を支える「8050問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア問題」、本来、大人が担うべき家事や介護をこどもが日常的に行っている「ヤングケアラー問題」など、公的な福祉サービスにつながりにくい社会問題が顕在化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、事業の縮小や廃業による生活苦や精神的なストレスを抱える人の増加など、地域経済や日常の生活様式に大きな影響を及ぼしました。そのような人々が孤立し、社会との接点そのものが薄くなってしまふことで、更なる課題の発生につながる要因ともなっています。

##### ● これまでの枠組みを超えた「地域共生社会」の推進

公的な福祉サービスや制度においては、従来、介護が必要な高齢者や障害がある人、子育て家庭、生活が困窮状態にある人への支援など、対象ごとの枠組みの中で支援が展開されてきました。

国においては、制度や分野の関係を越えて、地域住民をはじめ多様な主体がつながる力を発揮することで、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を推進しています。

地域共生社会とは、高齢者や障害のある人、子育て家庭、生活困窮者など、制度や分野の「縦割り」の関係を越えて、地域住民や地域の団体など多様な主体が世代や分野を超えてつながることで、地域を支えていく社会とされています。

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズへの対応をはじめ、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備、医療、介護データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の推進が求められています。

## 地域共生社会とは

○ 地域共生社会とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指しています。

地域

- 支え合い、助け合いの意識の醸成
- 住民の気付きによる早期発見
- 「我が事」意識による課題解決に向けた取組



- 公的な福祉だけではなく、地域に暮らす人が共に支え合い、課題を解決する力を再構築しようという取組です。
- 困った人の問題を「我が事」として受け止める、見守りと気付きの体制をつくります。

つなぐ ↓      ↑ 支援（公助）



- 地域だけで解決できない問題は行政（市）につなぎます。
- 行政（市）も縦割りをなくし、あらゆる分野の連携（ネットワーク）により、個別の課題を包括的に受け止め、解決に向けた体制を整備します。

包括的支援体制の構築

※ 厚生労働省の資料に基づき作成

## 2 計画策定の趣旨

本市では、令和元（2019）年8月に「第3次 江田島市地域福祉計画（自殺対策計画含む。）」（以下「第3次計画」という。）を策定し「“お互いさま”でつながる 新たなえたじまコミュニティ ～一人ひとりが自分らしく輝き共に生きるまち・江田島」を基本理念として、地域における絆と支え合いの活動を促進することで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、様々な取組を推進してきました。

本市では、地域福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応し、地域住民が抱える新たな課題の解決を図るため「第4次 江田島市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、地域福祉を推進する主体である市民の参画とともに、これまでの地域福祉の取組の現状や課題を踏まえ、地域の様々な福祉課題の解決に向けた施策や取組を体系的にとりまとめた「福祉の総合計画」です。

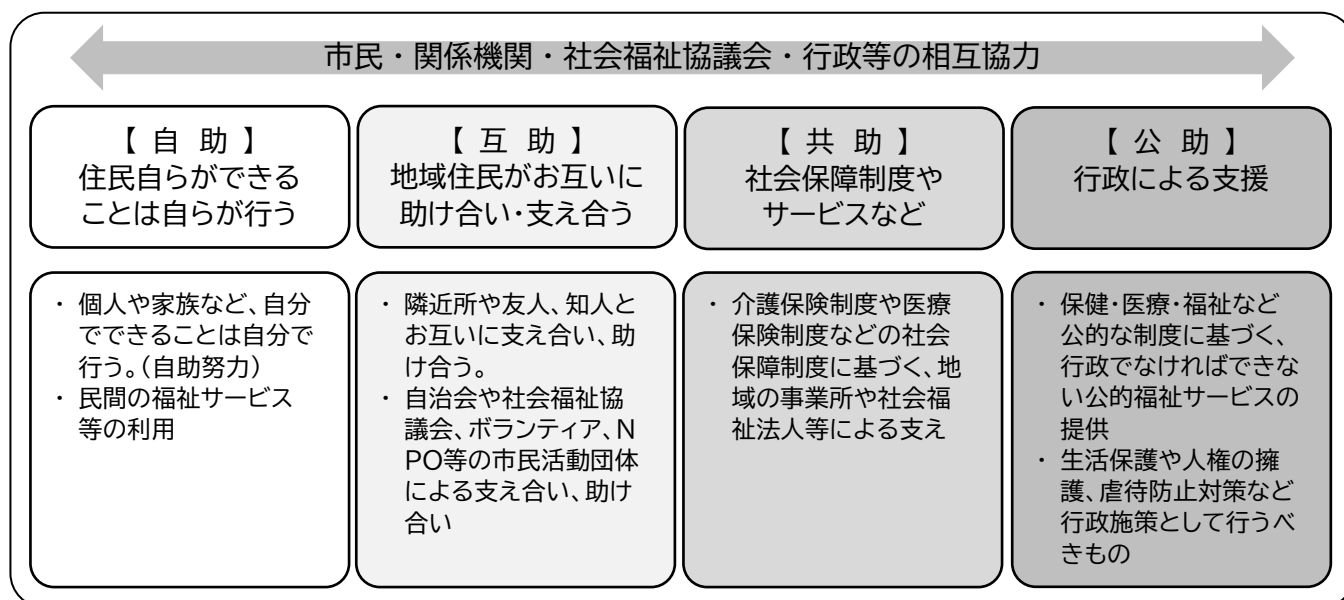


## 【2】地域福祉の考え方について

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう「地域を中心として、共に支え合い、助け合う社会を基盤とした福祉」とされています。

地域福祉の推進にあたっては、日常生活で起こる問題は、個人による努力（自助）で解決し、個人や家庭で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPO団体などの協力を得ながら解決（互助）する。また、介護保険制度や医療保険制度など相互の負担により成り立つ社会保障制度を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉、保健、医療等の公的サービスなど、行政でなければできないことは行政が中心となって取り組む（公助）といった、重層的な取組（四助）が地域福祉の活動であり、これからは「互助」の取組が特に重要です。

### 【自助・互助・共助・公助のイメージ】



### 【参考／本計画とSDGsとの関係】

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」です。

SDGs は、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールから構成され「誰一人取り残さない」多様性と包摂性（インクルージョン）のある社会の実現を目指すものです。このグローバルな考え方と地域共生社会の考え方が本計画の考え方と一致することから、本計画においてはSDGsの視点も踏まえて策定します。



## 第2章 計画の概要

### 【1】計画の位置付け

#### 1 根拠法

本計画は「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」第107条（市町村地域福祉計画）の規定に基づき、地域福祉を推進するための総合的な計画です。

平成29（2017）年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により「社会福祉法」の一部改正が行われ、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が関係機関との連携等により課題の解決を図ること、市町村においては、包括的な支援体制の整備のほか市町村地域福祉計画の策定に努めるものとされ、これまで「任意計画」とされていたものから「努力義務計画」となりました。

#### 社会福祉法（抜粋）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 2 本計画と自殺対策計画の一体的策定

国においては、平成 28（2016）年に「自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）」が改正され、自殺対策は「生きることの包括的な支援」として推進することをはじめ、市区町村の自殺対策計画の策定が義務化されることが示されました。

その後、令和 4（2022）年 10 月には「第 21 回自殺総合対策会議」が開催され、新「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。市区町村は、この大綱の見直しを受け、地域自殺対策計画の見直しを検討することになります。

本市では「第 3 次計画」において「江田島市自殺対策計画」を一体的に策定しており、同計画の計画期間満了に伴い、新たな計画を策定し、本計画に組み込むことにより地域福祉の施策と一体的な自殺対策を推進します。

## 3 成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画の一体的策定

成年後見制度は、認知症や障害等により判断能力が不十分となり、日常生活や財産の管理等に支援が必要な人を社会全体で支え合うための制度です。

国においては、令和 4（2022）年 3 月に「第二期 成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力義務化されました。

本市の責務として、国の基本計画を勘案した「江田島市成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に含め、本市の成年後見制度の利用促進に向け、地域福祉の施策と一体的に取り組みます。

### 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
  - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
  - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
  - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

資料：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和 4（2022）年 3 月）より作成

さらに、国においては平成 29（2017）年 12 月、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。その後、令和 5（2023）年度から 5 年間で計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」が策定され、政府が取り組む再犯防止施策の充実が盛り込まれています。

本市では「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）」（以下「再犯防止推進法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく、地方再犯防止推進計画として、令和 4（2022）年 2 月に「江田島市再犯防止推進計画」を策定しました。

同計画は、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間で計画期間としており、この度、計画期間の満了に伴い、計画の見直しを行うとともに、本計画に含め、本市の再犯防止施策の充実に向け、総合的かつ計画的に取り組めます。

#### 国の再犯防止推進計画 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携・協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

#### 国の再犯防止推進計画 7つの重点課題

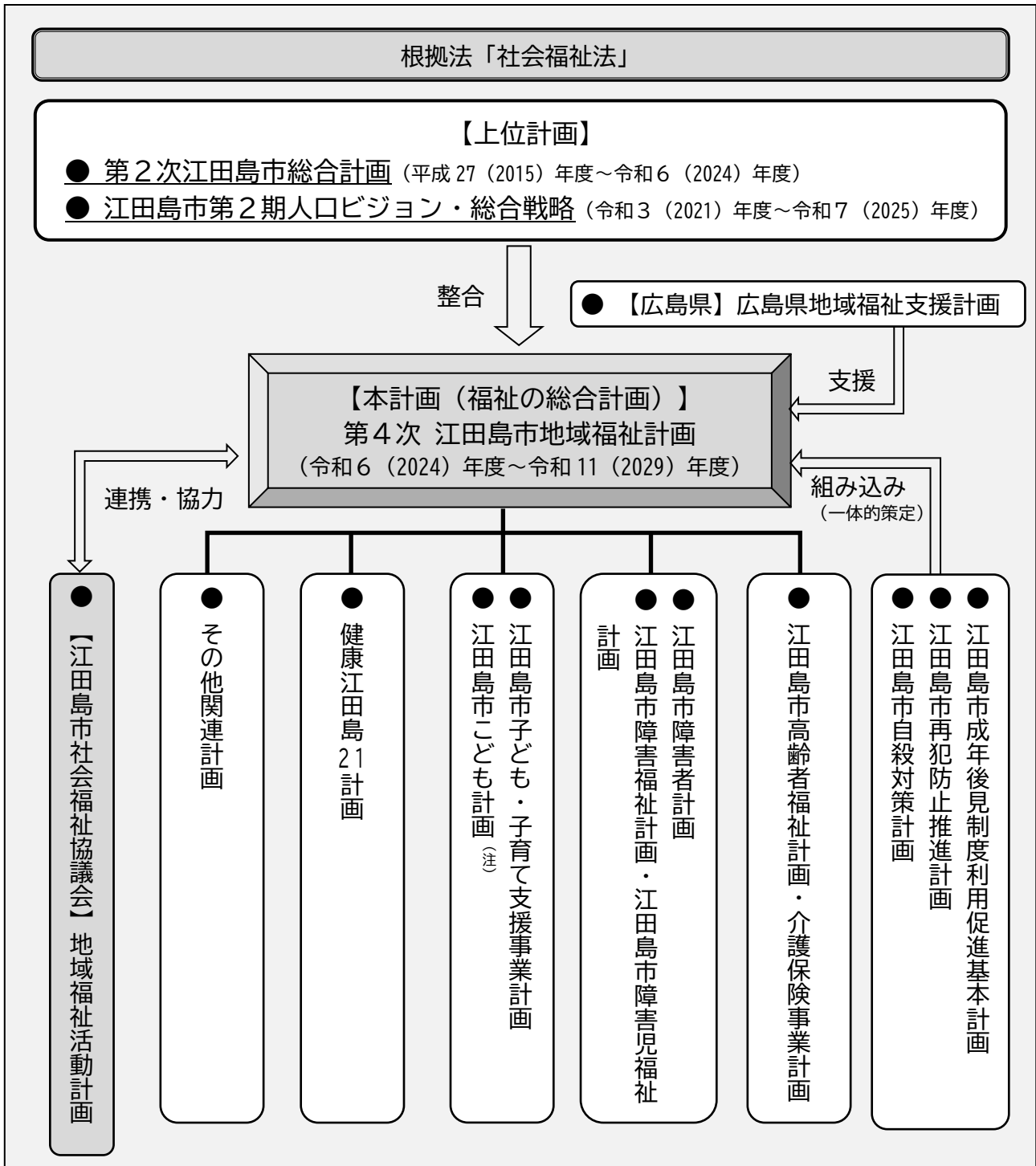
- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

資料：法務省「第二次再犯防止推進計画」（令和5（2023）年3月）より作成

#### 4 本計画の位置付け

本計画は、上位の行政計画である「第2次江田島市総合計画（平成27年度～令和6年度）」及び「江田島市第2期人口ビジョン・総合戦略（令和3年度～令和7年度）」の方針に沿って策定するとともに、福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ、地域福祉を推進するための総合的な計画として位置付けます。

また、本計画は、広島県の「広島県地域福祉支援計画」を踏まえるとともに、江田島市社会福祉協議会の施策について協力体制を図ることとしています。



注: 令和6(2024)年度に策定予定

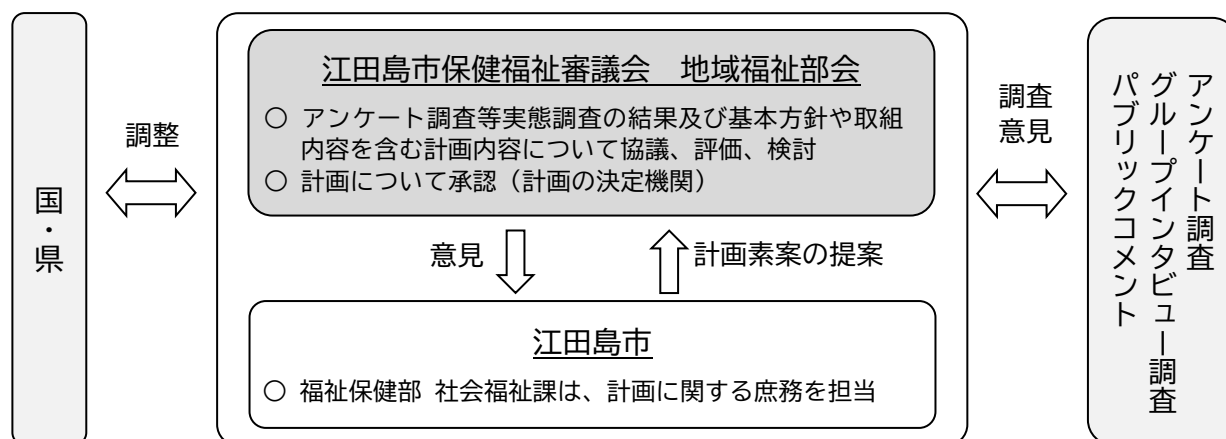
## 【2】計画の期間

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
【本計画】 江田島市地域福祉計画	第3次計画			第4次計画(本計画)					
江田島市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期計画			第9期計画			第10期計画(次期計画)		
江田島市障害者計画	第2次計画			第3次計画					
江田島市障害福祉計画 江田島市障害児福祉計画	第6期・第2期(児)計画			第7期・第3期(児)計画			第8期・第4期(児)(次期計画)		
江田島市こども計画				第1期計画					
江田島市子ども・子育て 支援事業計画	第2期計画			第3期計画(次期計画)					
健康江田島21計画	第3次計画			第4次計画					
江田島市自殺対策計画*	第1次計画			第2次計画					
江田島市成年後見制度 利用促進基本計画*				第1期計画					
江田島市再犯防止推進 計画*	第1次計画			第2次計画					

※ 本計画と一体的に策定

## 【3】計画の策定体制

計画の策定にあたっては、アンケート調査や関係団体調査、グループインタビュー調査等を通じて、市民や関係機関、団体等の実態や意見等を把握するとともに、各種団体や組織の関係者などから構成される「江田島市保健福祉審議会」及び「同審議会地域福祉部会」において、本計画の内容についての審議を行いました。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。



## 1 アンケート調査の概要

調査名称	江田島市 地域福祉の推進に関するアンケート調査	江田島市 福祉のまちづくりについての小中学生アンケート
調査対象	18歳以上の市民	市内小学校の5・6年生及び市内中学校の1～3年生
調査方法	郵送による調査票の配布・回収	各学校を通じた配布、回収
調査期間	令和5（2023）年1月	令和5（2023）年2月
有効回収数／配布数 （有効回収率）	815票／2,500票 （32.6%）	526票／580票 （90.7%）

## 2 関係団体調査の概要

調査名称	江田島市 地域福祉の推進に関する関係団体調査
調査対象	市内の福祉関係団体
調査方法	郵送、手交、電子メール等による配布～回収
調査期間	令和5（2023）年9月
回収数	5団体

## 3 グループインタビュー調査の概要

調査名称	第4次江田島市地域福祉計画策定のためのグループインタビュー調査
調査対象	江田島市自治会連合会、江田島市民生委員児童委員協議会、江田島市主任児童委員会、社会福祉法人 江田島市社会福祉協議会、江田島市障害者生活支援センター、障害者相談支援事業所 江能、江田島市教育委員会 学校教育課（上記各団体等より参加者は計7名）
調査方法	グループインタビュー調査（座談会形式の小集団面接調査）
調査期日	令和5（2023）年9月12日（火）

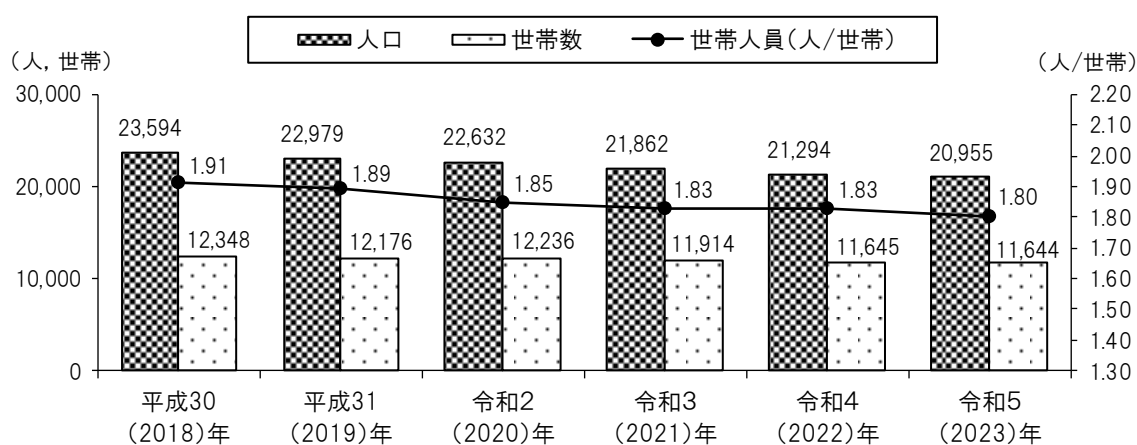
# 第3章 江田島市の福祉を取り巻く現状

## 【1】人口等の現状

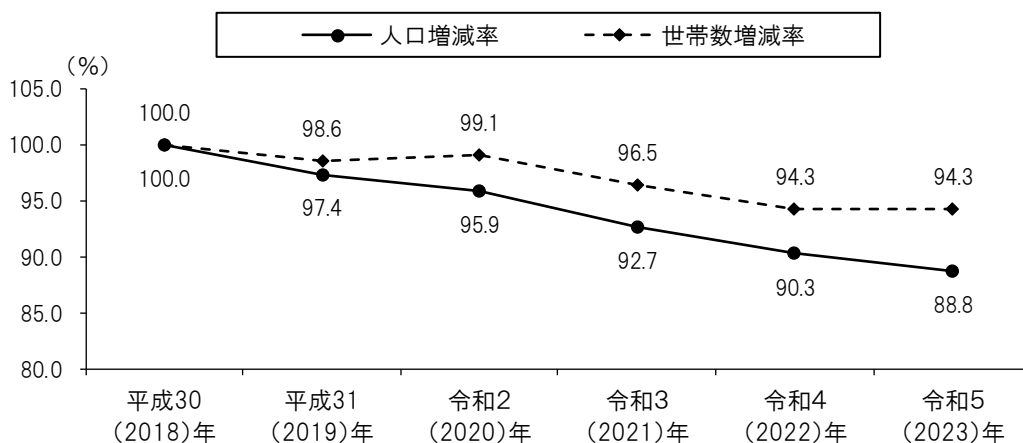
### 1 人口・世帯数

本市の人口は、緩やかな減少で推移しており、令和5（2023）年3月末日現在 20,955 人（平成30（2018）年を100とした場合 88.8）となっています。世帯数も減少傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成30（2018）年の1.91人から令和5（2023）年で1.80人となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注:増減率は、平成30(2018)年を100とした場合の各年の割合を示している。  
資料:総務省「住民基本台帳」(各年3月末日現在)

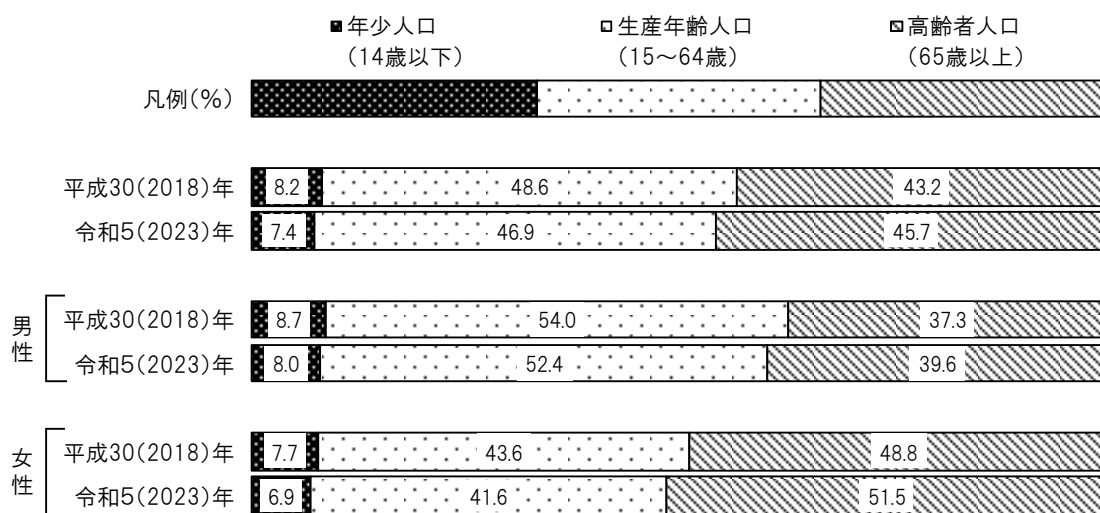


## 2 年齢別人口

本市の年齢別人口をみると、令和5（2023）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が7.4%、「生産年齢人口（15～64歳）」が46.9%、「高齢者人口（65歳以上）」が45.7%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成30（2018）年の43.2%から令和5（2023）年で45.7%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

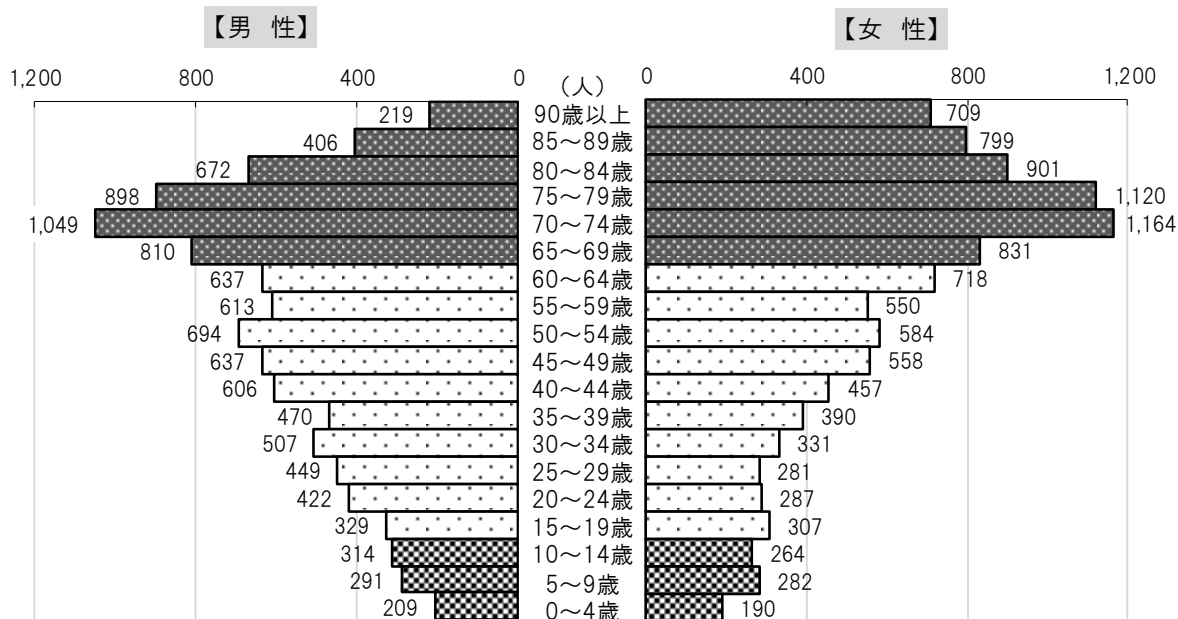
【年齢3区分人口構成比】



資料:総務省「住民基本台帳」(各年3月末日現在)

年齢を5歳階級別でみると、男女共に70代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっており、75歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口】

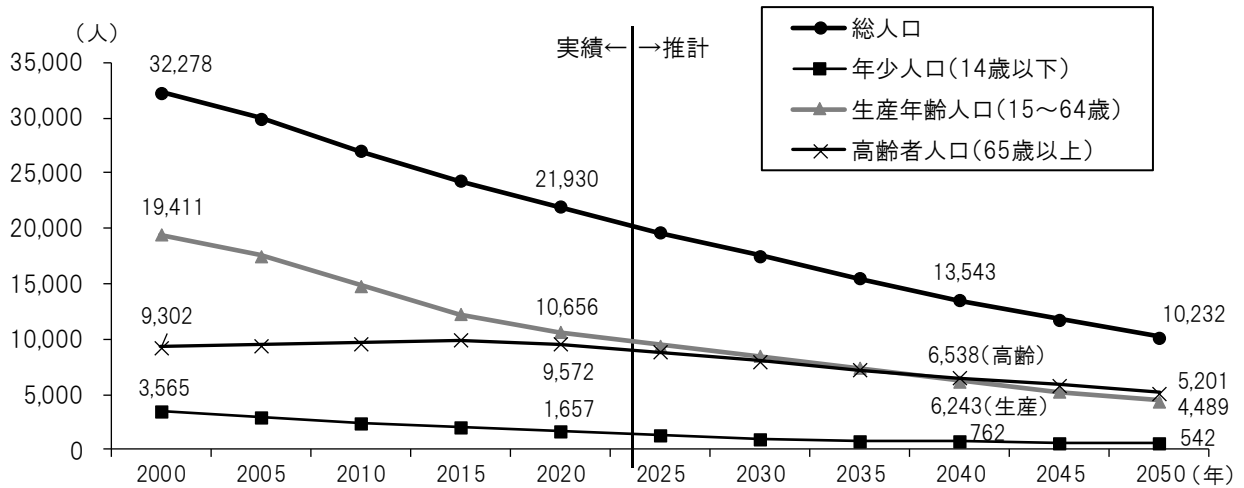


資料:総務省「住民基本台帳」(令和5(2023)年3月末日現在)

国立社会保障人口問題研究所による人口推計では、本市の人口は減少で推移すると予測されています。

年齢3区分別では、生産年齢人口の減少が目立っており、令和7（2025）年以降、高齢者人口とほぼ同数で推移しながら、令和22（2040）年には高齢者人口が生産年齢人口を上回ると推計されています。

【 将来推計人口 】

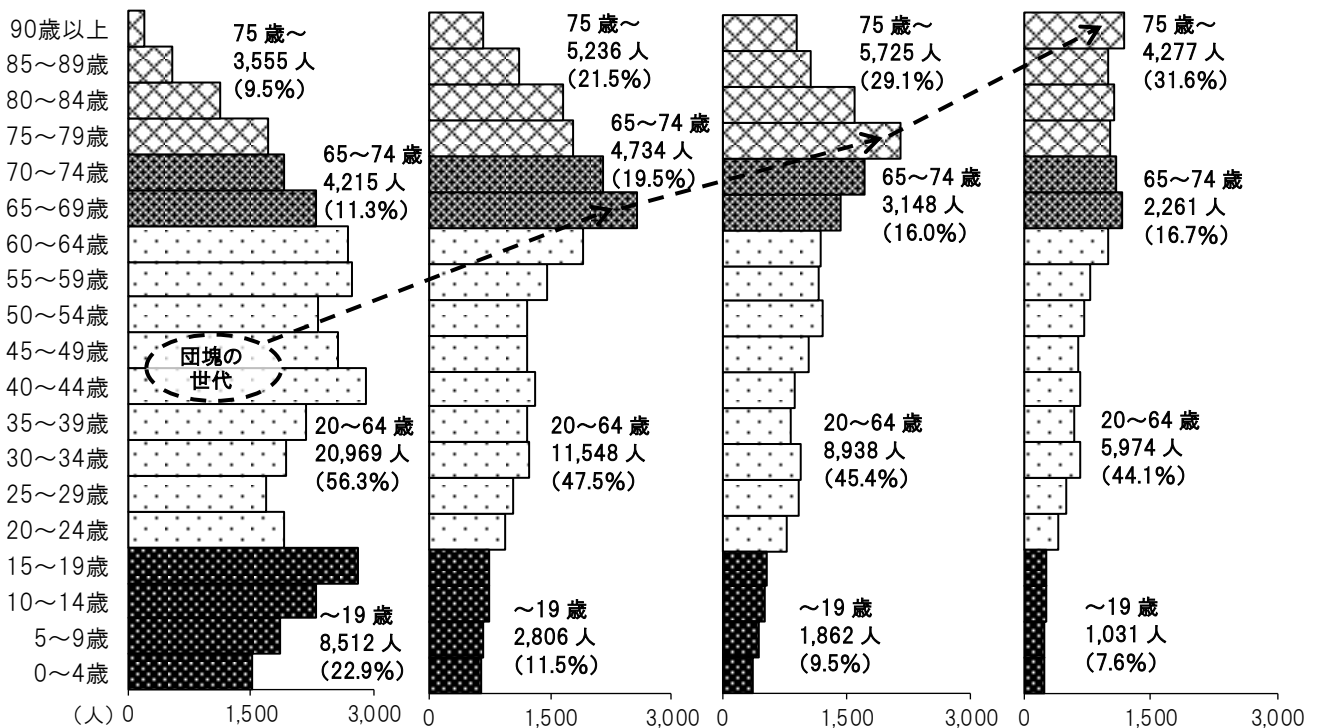
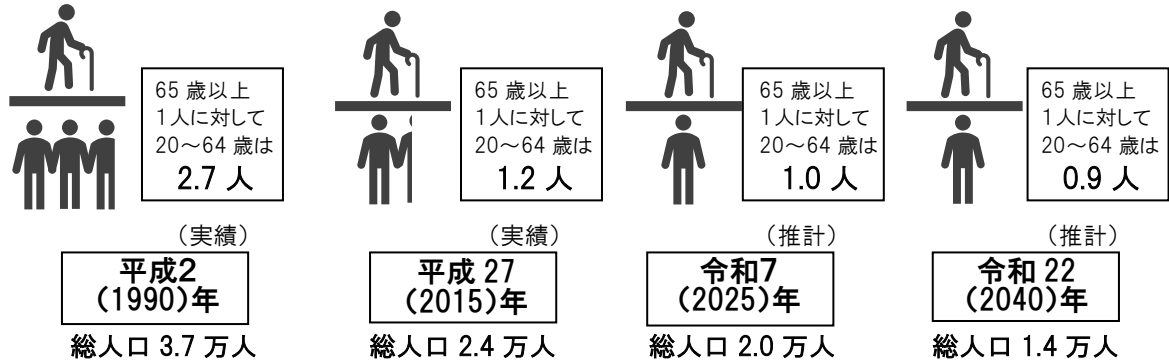


注：平成12（2000）年は合併前の人口を合算

資料：平成12（2000）年～令和2（2020）年は総務省「国勢調査」、令和7（2025）年以降は「国立社会保障人口問題研究所」（令和5（2023）年推計）

本市の人口構造の変化をみると、平成2（1990）年は1人の高齢者を2.7人で支える構造が、少子高齢化の進行により、団塊の世代が後期高齢者に移行する令和7（2025）年には、1人の高齢者を1.0人で支える構造になると予測されています。

【 江田島市の人口ピラミッドの変化（1990～2040年） 】

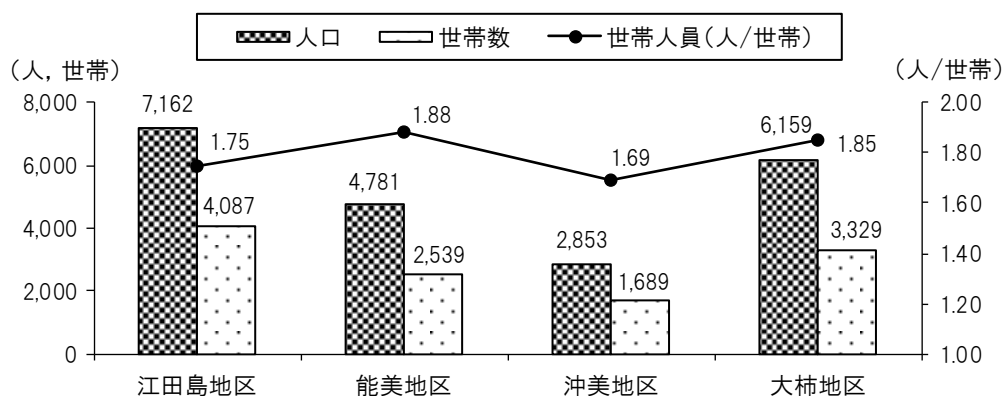


注：平成2（1990）年は合併前の人口を合算  
 資料：総務省「国勢調査」結果及び「国立社会保障・人口問題研究所」資料より作成

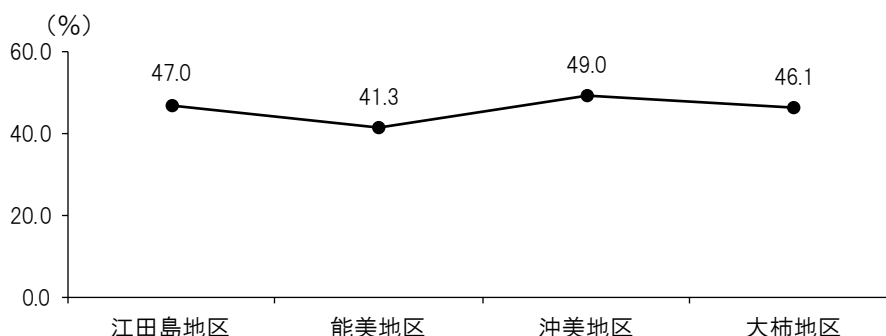
### 3 地区別人口・世帯数

地区別の人口及び世帯数をみると、江田島地区が7,162人、4,087世帯と最も多く、沖美地区が2,853人、1,689世帯と最も少なくなっています。また、平成30(2018)年からの推移では、全ての地区において人口、世帯数共に減少しており、沖美地区では高齢化率が49.0%と最も高くなっています。

【 地区別人口・世帯数 】



【 地区別高齢化率 】



【 地区別人口・世帯数の推移 】

	平成30(2018)年			令和5(2023)年			人口 増減率 (%)	世帯数 増減率 (%)
	人口	世帯数	世帯人員 (人/世帯)	人口	世帯数	世帯人員 (人/世帯)		
江田島市全体	23,594	12,348	1.91	20,955	11,644	1.80	-11.2	-5.7
江田島地区	8,292	4,453	1.86	7,162	4,087	1.75	-13.6	-8.2
能美地区	5,200	2,585	2.01	4,781	2,539	1.88	-8.1	-1.8
沖美地区	3,176	1,753	1.81	2,853	1,689	1.69	-10.2	-3.7
大柿地区	6,926	3,557	1.95	6,159	3,329	1.85	-11.1	-6.4

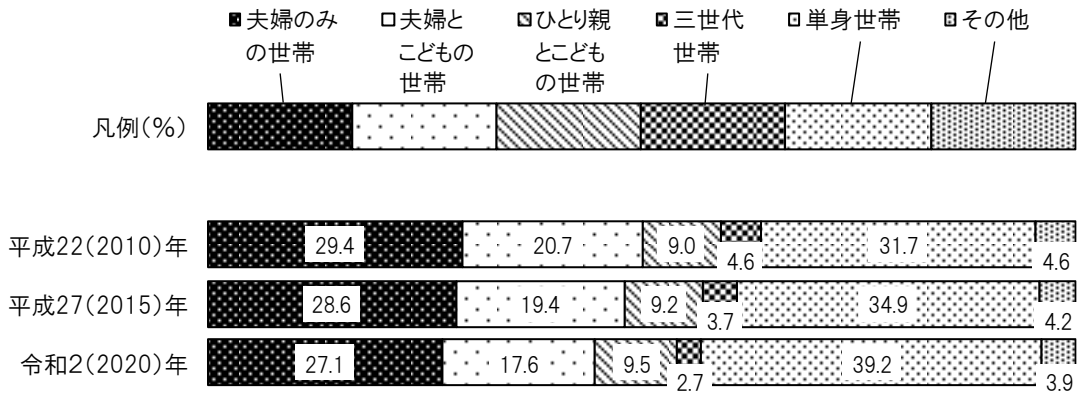
注：増減率は、平成30(2018)年から令和5(2023)年にかけての増減割合

資料：総務省「住民基本台帳」(各年3月末日現在)

#### 4 世帯の状況

世帯構成について、平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年までの推移で見ると、「単身世帯」は増加で推移していますが、「夫婦のみの世帯」「夫婦とこどもの世帯」は緩やかに減少しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

【 世帯構成の推移 】



資料：総務省「国勢調査」

#### 5 ひとり親家庭の状況 (20歳未満の子どもがいる世帯)

本市の 20 歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和 2 (2020) 年では 131 世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【 ひとり親家庭の状況 】

	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	154	164	131
母子世帯数	126(81.8%)	135(82.3%)	105(80.2%)
父子世帯数	28(18.2%)	29(17.7%)	26(19.8%)

資料：総務省「国勢調査」

#### 6 高齢者世帯の状況

本市の 65 歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯は微増していますが、高齢者夫婦世帯や高齢者同居世帯は減少しています。

【 高齢者世帯数の推移 】

	平成 27(2015)年		令和2(2020)年		増減率 (%)
	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	
総世帯数	10,675	100.0	10,072	100.0	-5.6
65 歳以上の高齢者のいる世帯	6,519	61.1	6,194	61.5	-5.0
高齢者単身世帯	2,301	21.6	2,317	23.0	0.7
高齢者夫婦世帯	1,910	17.9	1,815	18.0	-5.0
高齢者同居世帯	2,308	21.6	2,062	20.5	-10.7

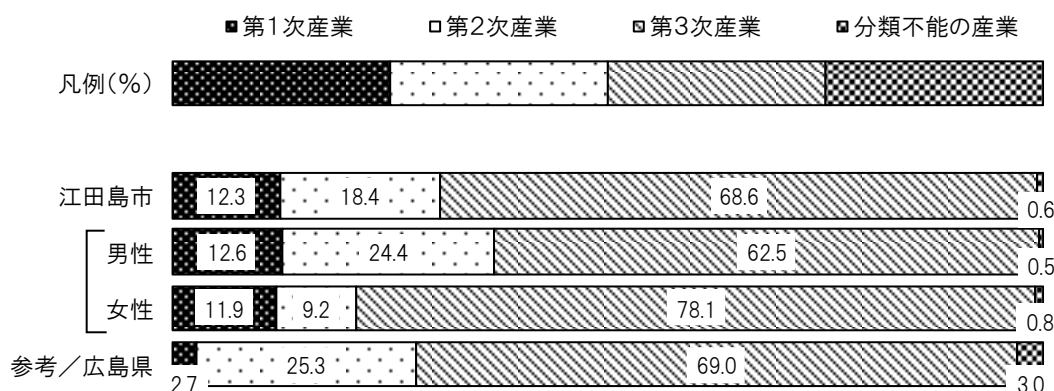
資料：総務省「国勢調査」

## 7 産業別就業者構成比

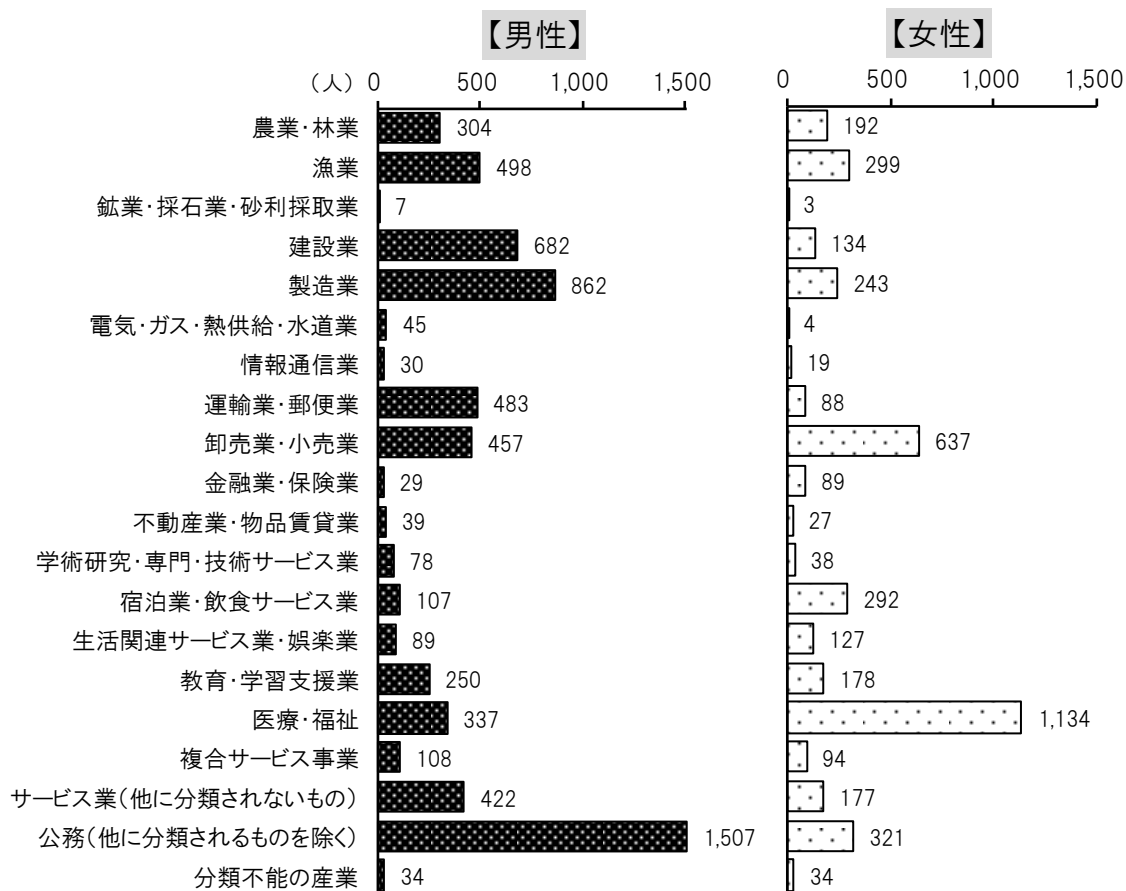
本市の産業別就業者構成比をみると、令和2(2020)年では第1次産業の割合が12.3%、第2次産業が18.4%、第3次産業が68.6%となっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「建設業」「製造業」「公務」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】



資料：総務省「国勢調査」(令和2(2020)年)

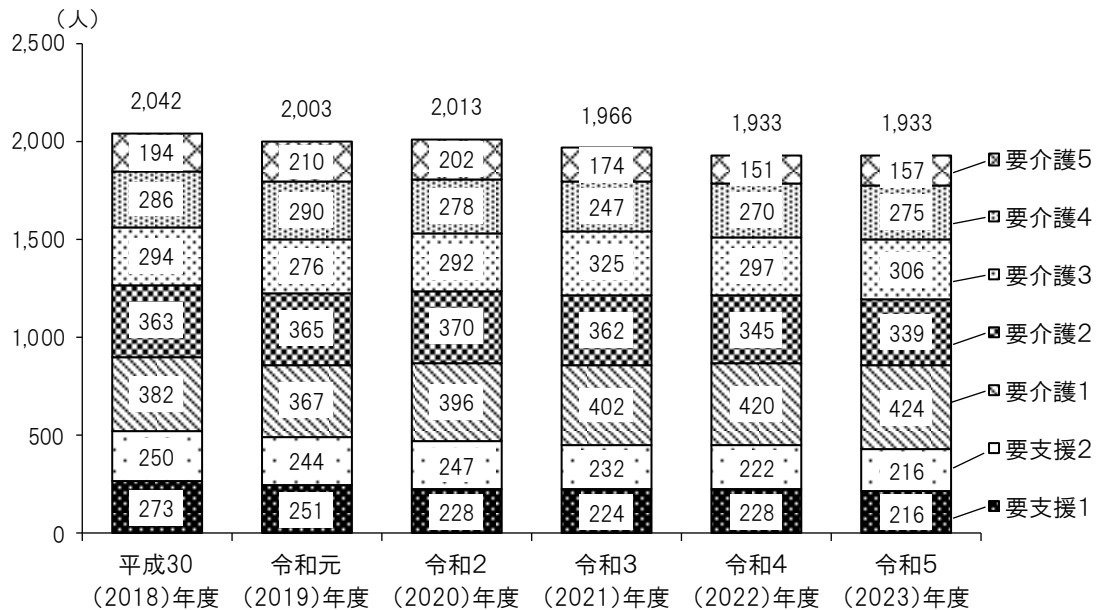
## 【2】高齢者の現状

### 1 要介護等認定者数

介護保険の対象者となる、要介護認定者数の推移をみると、長期的には減少傾向にあり、令和5（2023）年度は1,933人となっています。

要介護度別でみると、要介護1が最も多く、次いで要介護2が続いています。

【 要介護等認定者数の推移 】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年度末現在、令和5（2023）年度は10月末現在）

### 2 圏域別要介護等認定者数

本市では、日常生活圏域として江田島、能美、沖美、大柿の4つの圏域（合併前旧町単位）を設定しています。圏域別の要介護等認定率は20%前後となっており、能美圏域では18.8%と最も低くなっています。

【 圏域別認定者数 】

	江田島圏域	能美圏域	沖美圏域	大柿圏域
第1号被保険者数(人)	3,365	1,974	1,399	2,840
要介護等認定者数(人)	642	372	281	617
要介護等認定率(%)	19.1	18.8	20.1	21.7

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（令和5（2023）年3月末日現在）

### 3 認知症サポーター養成講座の開催状況

認知症サポーター養成講座は、令和4（2022）年度は7回開催しており、103人のサポーターを養成しています。

#### 【 認知症サポーター養成講座の開催状況 】

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
開催回数(回)	6	3	0	0	4	7
延べ参加人数(人)	180	55	0	0	53	103
サポーター養成講座修了者の累計(人)	1,038	1,093	1,093	1,093	1,146	1,249

資料：高齢介護課（各年度末現在）

### 4 通いの場所

市内の通いの場所数は、令和4（2022）年度は70か所、参加者数は1,030人となっており、参加者数は緩やかな増減を繰り返しながら推移しています。

#### 【 通いの場所数と参加者人数 】

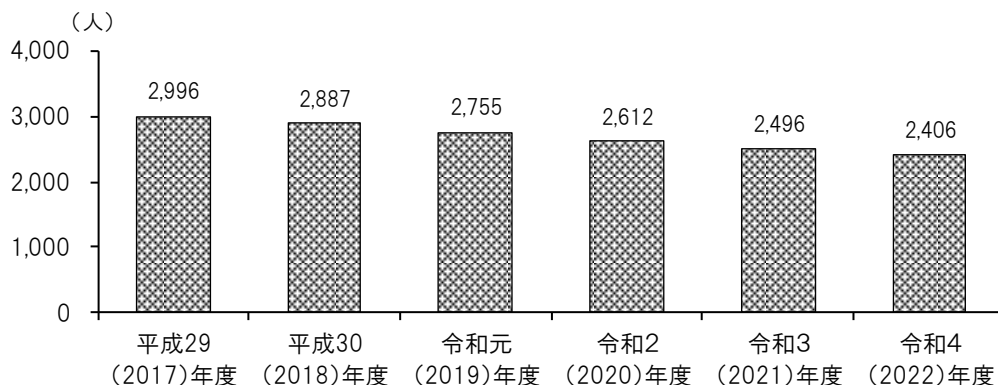
	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
通いの場所数(か所)	57	65	69	73	73	70
通いの場の参加者人数(人)	876	1,016	1,070	1,069	1,026	1,030

資料：高齢介護課（各年度末現在）

### 5 老人クラブ会員数

本市の老人クラブ会員数は、緩やかな減少傾向にあり、令和4（2022）年度の会員数は2,406人となっています。

#### 【 老人クラブ会員数の推移 】

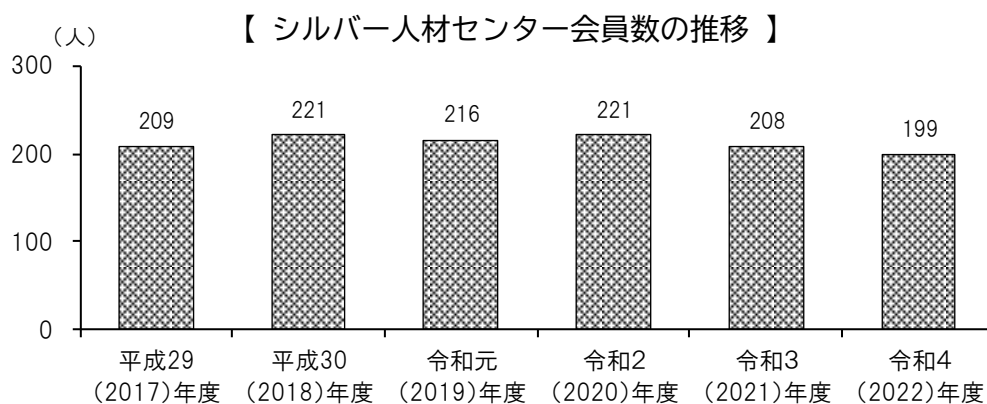


資料：福祉行政報告例（各年度末現在）



## 6 シルバー人材センター会員数

本市のシルバー人材センター会員数は、令和4（2022）年度は199人となっており、近年は減少傾向にあります。



資料：シルバー人材センター総会資料（各年度末現在）

## 7 高齢者虐待に関する相談状況

高齢者虐待に関する相談件数は、令和4（2022）年度は15件と、前年度に比べ増加しています。

### 【 高齢者虐待に関する相談状況 】

	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
相談件数(件)	5	7	8	6	6	15

資料：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査（県報告）  
（各年度末現在）

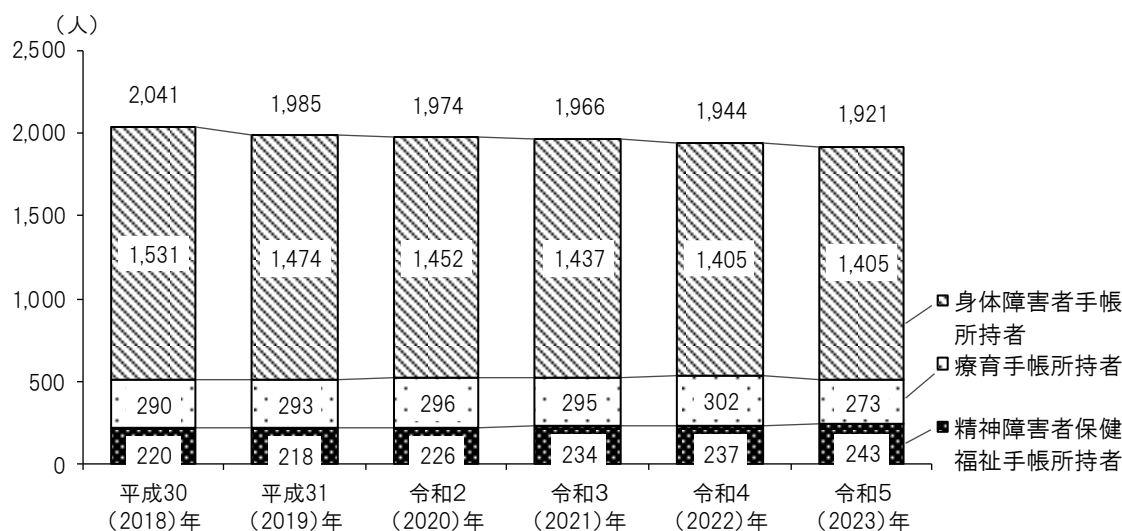
### 【3】 障害のある人の状況

#### 1 障害者手帳所持者の状況

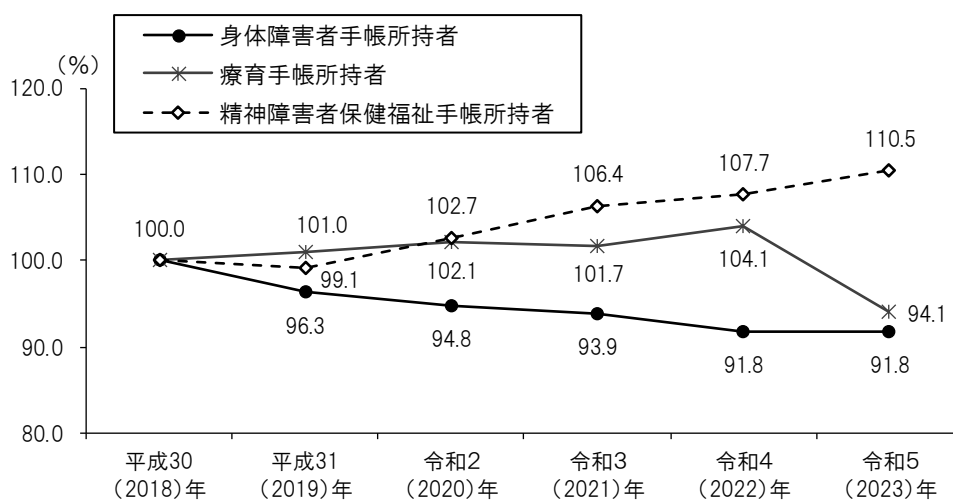
本市の障害者手帳所持者数は、緩やかな減少で推移しています。

手帳の種類別で見ると、令和5（2023）年は「身体障害者手帳所持者」が1,405人と最も多く、全体の7割以上（73.1%）を占めています。「療育手帳所持者」は273人（全体に占める構成比14.2%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は243人（同12.6%）となっています。平成30（2018）年からの推移では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加していますが「身体障害者手帳所持者」は減少しています。

【 障害者手帳所持者数の推移 】



【 障害者手帳所持者数の増減率 】



注：増減率は平成30（2018）年を100とした場合の各年の割合を示している。  
資料：社会福祉課（各年3月末日現在）

## 2 障害のあるこどもを取り巻く教育環境の状況

本市の小学校・中学校における特別支援学級の在籍者数については、令和5（2023）年で小学校が37人、中学校が15人となっており、近年、中学校の生徒数は増加傾向にあります。

広島県立呉特別支援学校江能分級の在籍者数は、令和5（2023）年で小学部が7人、中学部が7人、高等部が11人となっています。

### 【 特別支援学級 在籍者数の推移 】

単位(人)	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
小学校	34	38	43	42	37	37
中学校	6	3	8	11	13	15

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

### 【 特別支援学校（江能分級） 在籍者数の推移 】

単位(人)	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
小学部	1	3	4	8	7	7
中学部	3	5	5	3	7	7
高等部	6	10	9	11	12	11

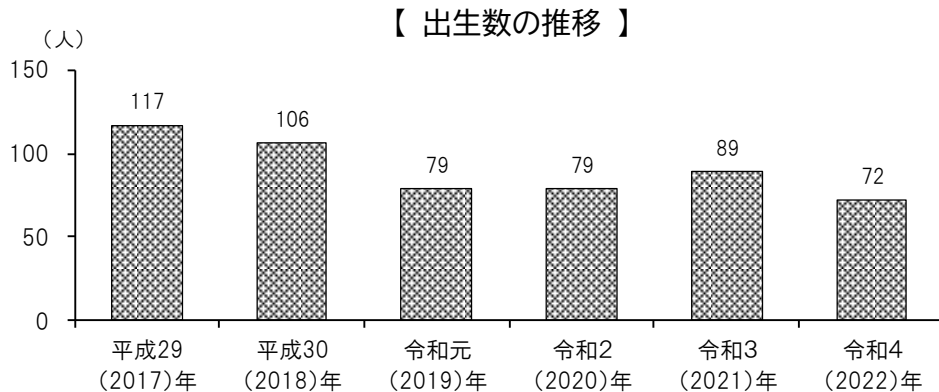
注:児童・生徒数は江田島市、呉市音戸町及び呉市倉橋町の児童生徒

資料:広島県立呉特別支援学校江能分級(各年5月1日現在)

## 【4】子育て支援の状況

### 1 出生数

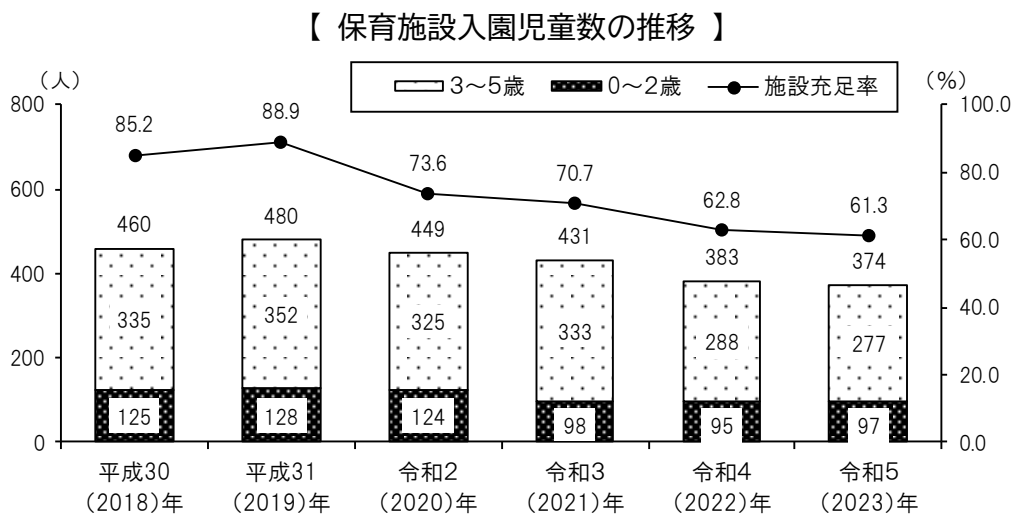
本市の出生数は、減少で推移しており、令和4（2022）年は72人となっています。



資料：市民生活課（各年12月末日現在）

### 2 子育て支援施設の利用状況

市の入園児童数は、緩やかな減少傾向にあり、令和5（2023）年は374人となっています。施設の定員に対する入園児童数の割合を示す施設充足率は減少傾向にあり61.3%となっています。また、こどもの人口（就学前児童数）に対する入園児童数の割合を示す入園率は71.4%となっており、おおむね横ばいで推移しています。



### 【 保育施設入園児童数等の推移 】

	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
入園児童数(人)	460	480	449	431	383	374
施設充足率(%)	85.2	88.9	73.6	70.7	62.8	61.3
就学前児童数(人)	724	694	628	579	542	524
入園率(%)	63.5	69.2	71.5	74.4	70.7	71.4

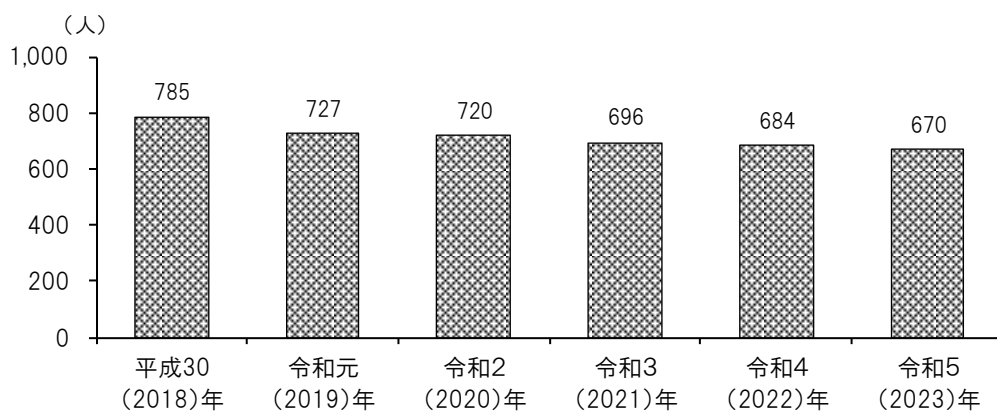
資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

### 3 小中学校児童・生徒数

#### (1) 小学校児童数

市内の小学校は、令和5（2023）年で6校、児童数は670人となっており、児童数は緩やかな減少傾向にあります。

【 小学校児童数の推移 】



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

【 小学校別児童数の推移 】

(単位：人)

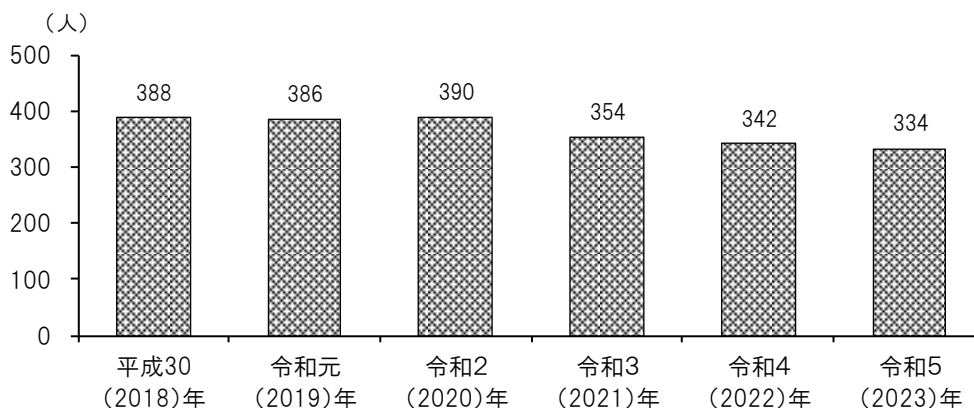
	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
小学校数(校)	7	6	6	6	6	6
教職員数	124	111	113	106	112	105
児童数	785	727	720	696	684	670
切串小学校	62	56	51	46	47	48
江田島小学校	256	229	223	216	209	206
中町小学校	139	131	122	115	108	101
鹿川小学校	116	115	106	102	102	103
三高小学校	64	51	54	49	47	51
大古小学校	125	145	164	168	171	161
柿浦小学校	23	-	-	-	-	-
教員一人当たり児童数	6.3	6.5	6.4	6.6	6.1	6.4

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

## (2) 中学校生徒数

市内の中学校生徒数は、近年は減少傾向にあり、令和5（2023）年では334人となっています。

【 中学校生徒数の推移 】



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

## 4 子育て世代包括支援センターの利用状況

子育て世代包括支援センターの利用者数については、近年は減少傾向にありましたが、令和4（2022）年度は7,114人と増加に転じています。

【 子育て世代包括支援センターの利用状況 】

	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
延べ利用人数(人)	7,285	7,834	11,191	9,620	5,401	7,114

資料：子育て支援課（各年度末現在）

## 5 放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブは、市内9か所で実施しています。登録児童数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年は263人となっています。

【 放課後児童クラブの利用状況 】

	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
実施か所数(か所)	9	9	9	9	9	9
登録児童数(人)	249	230	253	256	276	263

資料：生涯学習課（各年5月1日現在）

## 6 児童館の利用状況

児童館の利用者数は、近年、減少で推移していましたが、令和4（2022）年度は7,913人と増加に転じています。

### 【 児童館の利用状況 】

（単位：人）

	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
児童館利用人数(合計)	13,290	10,734	9,146	7,602	5,477	7,913
津久茂児童館	1,878	1,525	1,699	917	525	900
中町児童館	7,194	5,535	5,917	5,139	4,511	6,596
高田児童館	2,519	2,490	-	-	-	-
柿浦児童館	1,699	1,184	1,530	1,546	441	417

資料：子育て支援課（各年度末現在）

## 7 母子保健の状況

### （1）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

乳児家庭全戸訪問事業の訪問実施数は、減少傾向にあり、令和4（2022）年度は50人、実施率は75.0%となっています。

### 【 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）実施数の推移 】

	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
対象者数(人)	121	106	74	82	86	67
訪問実施数(人)	83	85	58	59	50	50
実施率(%)	68.6	80.2	78.0	72.0	58.0	75.0

注：保健師による訪問数は含まない。

資料：子育て支援課（各年度末現在）

### （2）妊婦健康診査

妊婦健康診査の受診者数は、長期的には減少で推移しており、令和4（2022）年度の実利用人数は98人となっています。

### 【 妊婦健康診査受診者数の推移 】

（単位：人）

	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
受診者数	延べ人数	1,175	1,053	1,003	789	975
	実利用人数	172	144	135	132	137

資料：子育て支援課（各年度末現在）

### (3) 乳幼児健康診査

乳幼児の健康診査受診率をみると、3か月～5か月児は横ばいで推移していますが、1歳6か月児や3歳6か月児は、令和4（2022）年度は減少しています。また、5歳児健康相談の受診率も令和3（2021）年度以降、減少しています。

#### 【 乳幼児健康診査等受診率の推移 】

（単位：％）

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
健康診査受診率 (集団健診)	3か月～5か月児	95.0	90.6	94.0	95.0	95.0	95.0
	1歳6か月児	85.8	96.8	97.0	96.0	95.0	87.0
	3歳6か月児	88.8	96.2	87.0	98.0	95.0	86.0
5歳児健康相談(集団健診)受診率		93.0	91.5	96.6	94.0	88.0	84.6

資料：子育て支援課（各年度未現在）



## 【5】地域の状況

### 1 自治会数

本市では、令和4（2022）年度で31の自治会があります。

#### 【自治会数の推移】

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
自治会数	31	31	31	31	31	31

資料：地域支援課（各年度末現在）

### 2 自主防災組織数

本市では、令和4（2022）年度で29の自主防災組織があります。

#### 【自主防災組織数の推移】

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
自主防災組織数	8	28	28	28	28	29

資料：危機管理課（各年度末現在）

### 3 女性会数

女性会数は、緩やかに減少しており、令和4（2022）年度は12の女性会が組織されています。

#### 【女性会数の推移】

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
女性会数	15	15	15	14	12	12

資料：地域支援課（各年度末現在）

### 4 社会福祉協議会の会員数

社会福祉協議会の一般会員数は減少傾向にあり、令和4（2022）年度は7,761世帯となっています。賛助会員数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しています。

#### 【社会福祉協議会会員数の推移】

（単位：世帯）

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
一般会員数	8,503	7,822	8,137	8,063	7,868	7,761
賛助会員数	283	370	243	100	96	104

資料：社会福祉協議会（各年度末現在）

## 【6】福祉的課題を抱えている人の状況

### 1 生活保護世帯数

本市の生活保護世帯数は、緩やかな減少で推移しており、令和4（2022）年度は133世帯となっています。また、保護人員も減少傾向にあり、令和4（2022）年度では154人となっています。世帯類型別では、高齢世帯が7割近く（67.7%）を占め高くなっています。

#### 【生活保護世帯数等の推移】

（単位：世帯）

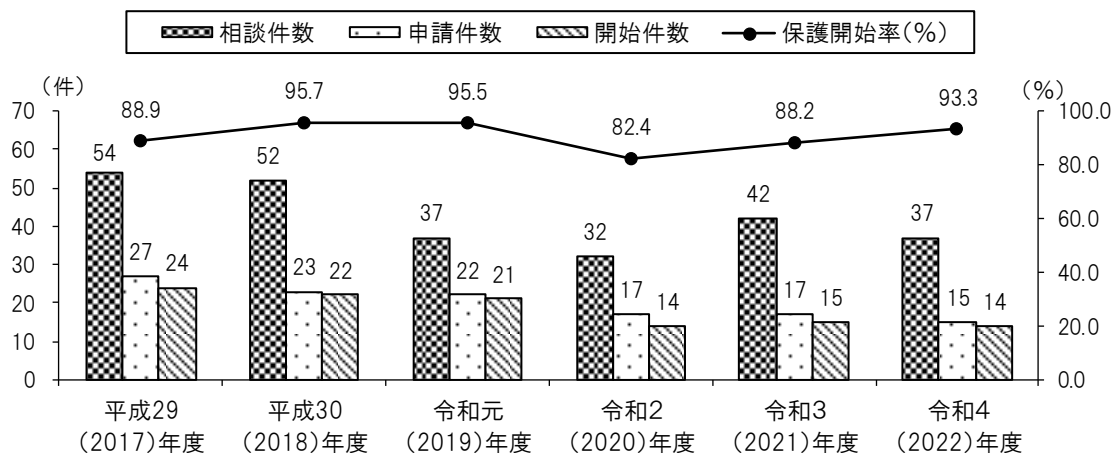
	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
受給世帯数(全体)	165	162	156	145	139	133
高齢世帯	114	109	109	96	93	90
傷病障害世帯	42	44	38	38	34	30
母子世帯	0	2	1	0	0	1
その他世帯	9	7	8	11	12	12
保護人員(人)	195	194	179	168	159	154

資料：社会福祉課（各年度末現在）

### 2 生活保護相談件数

本市の生活保護相談件数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、令和4（2022）年度は37件となっています。また、保護開始率（申請件数に対する開始件数の割合）については、近年は増加傾向にあり、令和4（2022）年度は93.3%となっています。

#### 【生活保護相談件数等の推移】



資料：社会福祉課（各年度末現在）

### 3 児童扶養手当受給世帯数

本市の児童扶養手当受給世帯は、令和4（2022）年度では158世帯、そのうち18歳以下のこどもは250人となっており、減少傾向にありましたが、令和4（2022）年度は増加に転じています。

#### 【 児童扶養手当受給世帯数等の推移 】

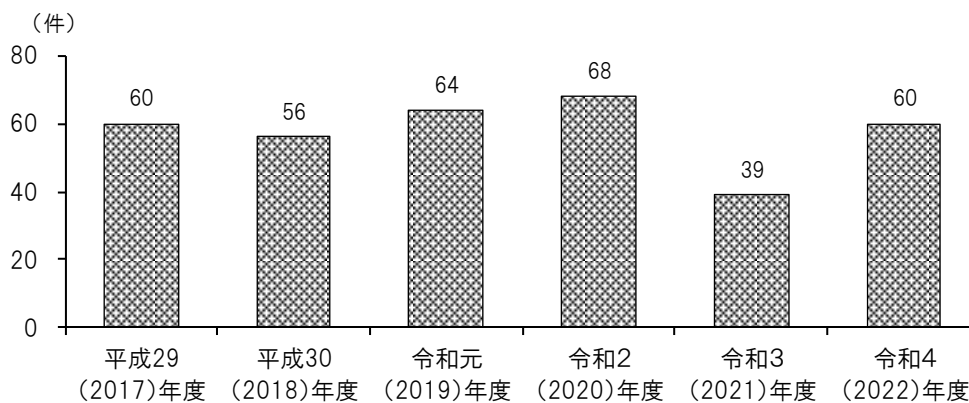
	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
児童扶養手当受給世帯数(世帯)	166	161	151	149	144	158
18歳以下のこどもの数(人)	249	248	246	249	226	250

資料：子育て支援課（各年度末現在）

### 4 児童虐待相談件数

本市の児童虐待相談件数については、増減を繰り返しながら推移しており、令和4（2022）年度は60件となっています。

#### 【 児童虐待相談件数の推移 】



資料：子育て支援課（各年度末現在）

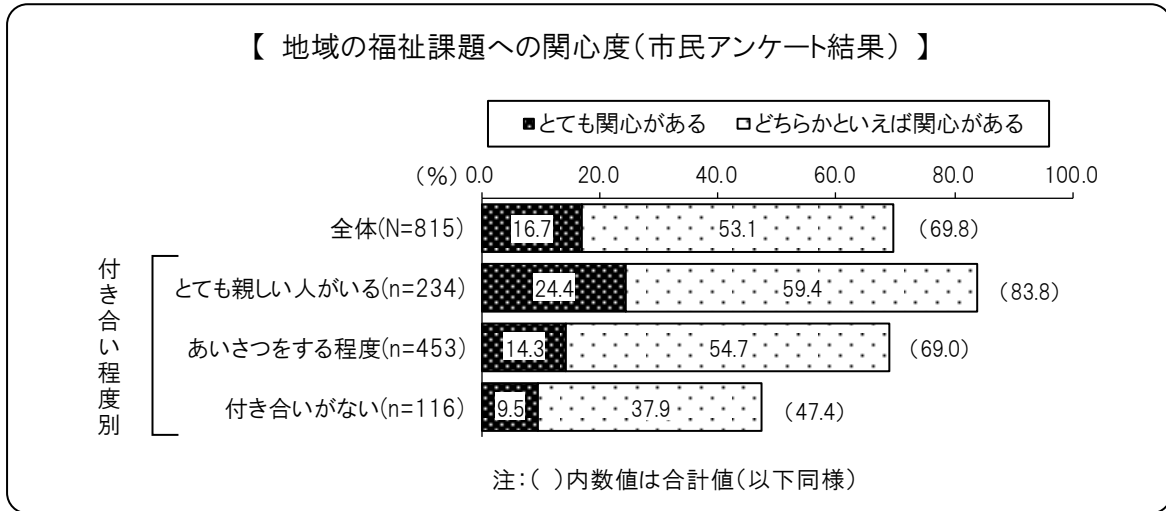
# 第4章 調査結果から読み取れる現状と課題

## 【1】アンケート調査結果から読み取れる課題

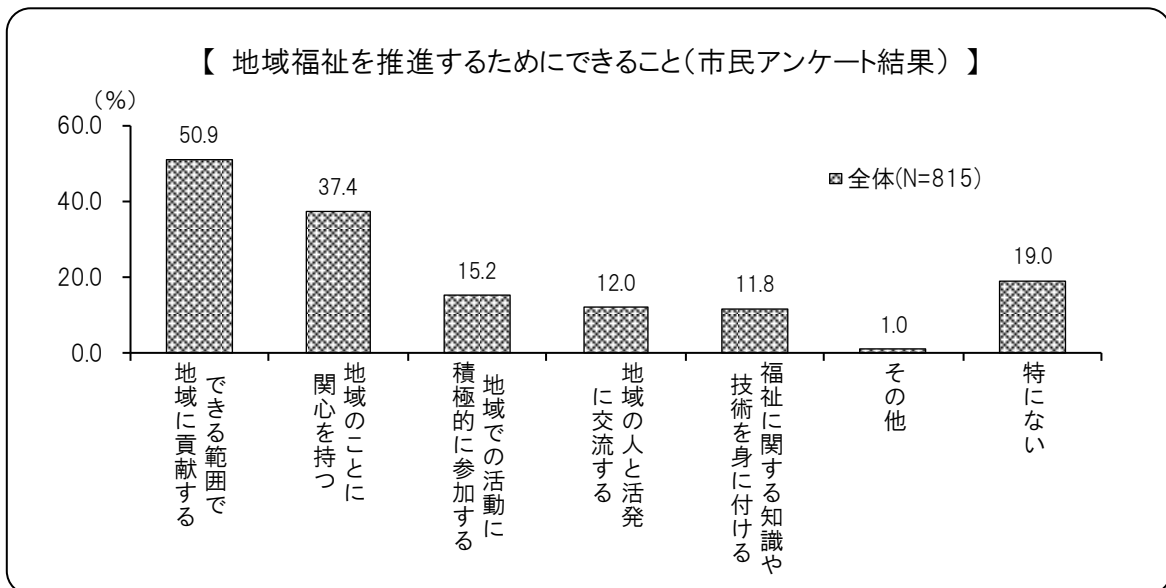
### 1 福祉への関心を高める

#### [ 現状の整理 ]

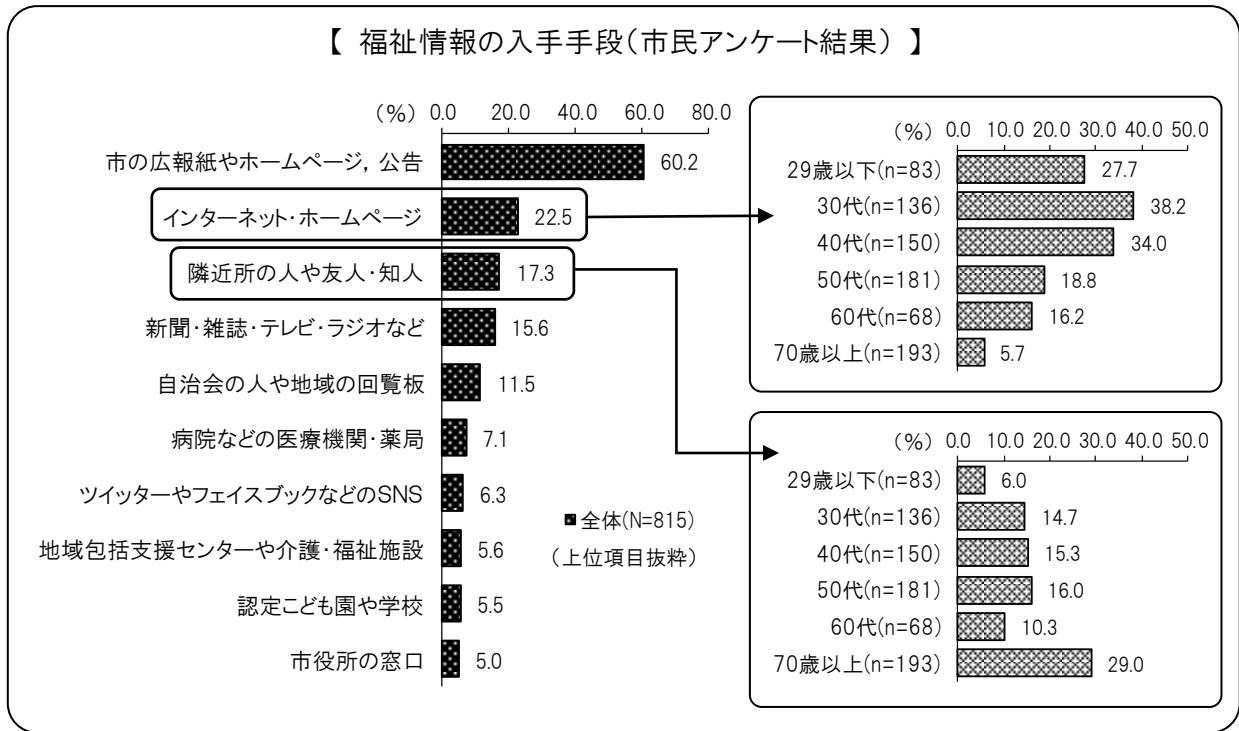
- 市民アンケート調査結果における地域の福祉課題への関心度をみると、約7割が関心度を示しており、特に近所との付き合いが親密な人ほど関心度も高い傾向にあります。



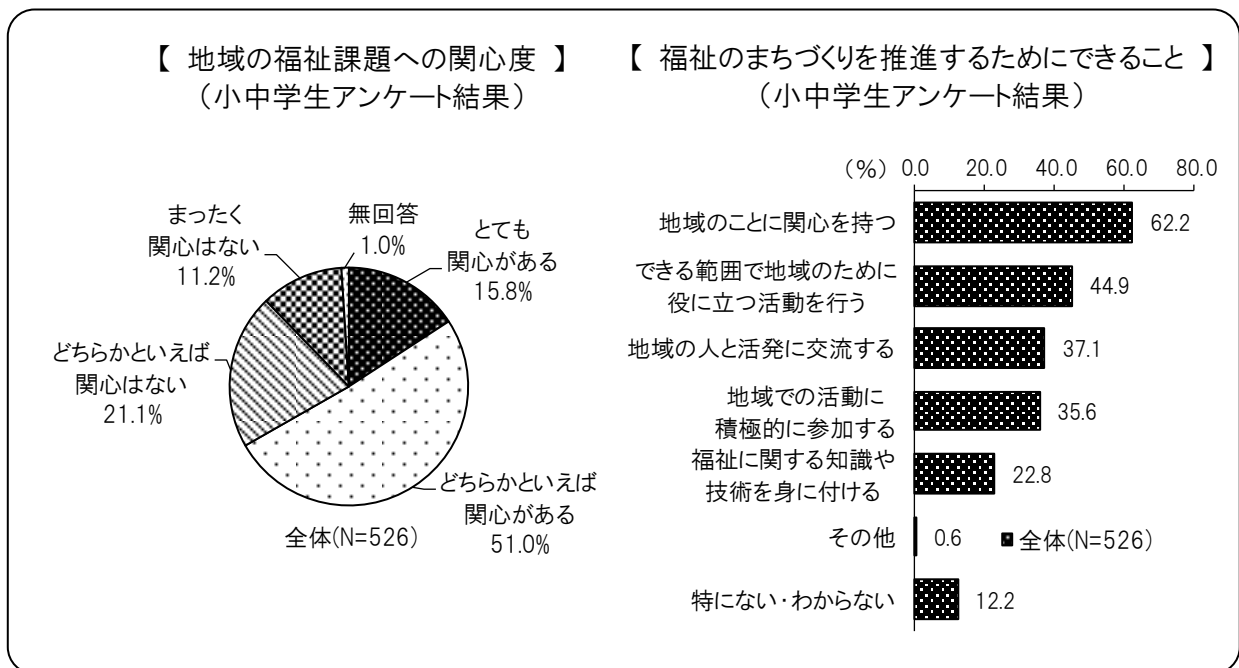
- 地域福祉を推進するためにできることとして「できる範囲で地域に貢献する」「地域のことに関心を持つ」の順に高く、若い年齢層で「特にない」の回答が多くなっています。



- ・ 福祉情報の入手手段としては、若い年齢層ほどホームページやSNSの利用が多いのに対して、70歳以上の年齢層では隣近所の人や新聞・テレビなどが主流で、年齢差が顕著にみられます。



- ・ 小中学生アンケート調査結果では、地域の福祉課題への関心度については、約7割が関心度を示しており、福祉のまちづくりを推進するためにできることとして「地域のことに関心を持つ」が6割以上と、最も高くなっています。



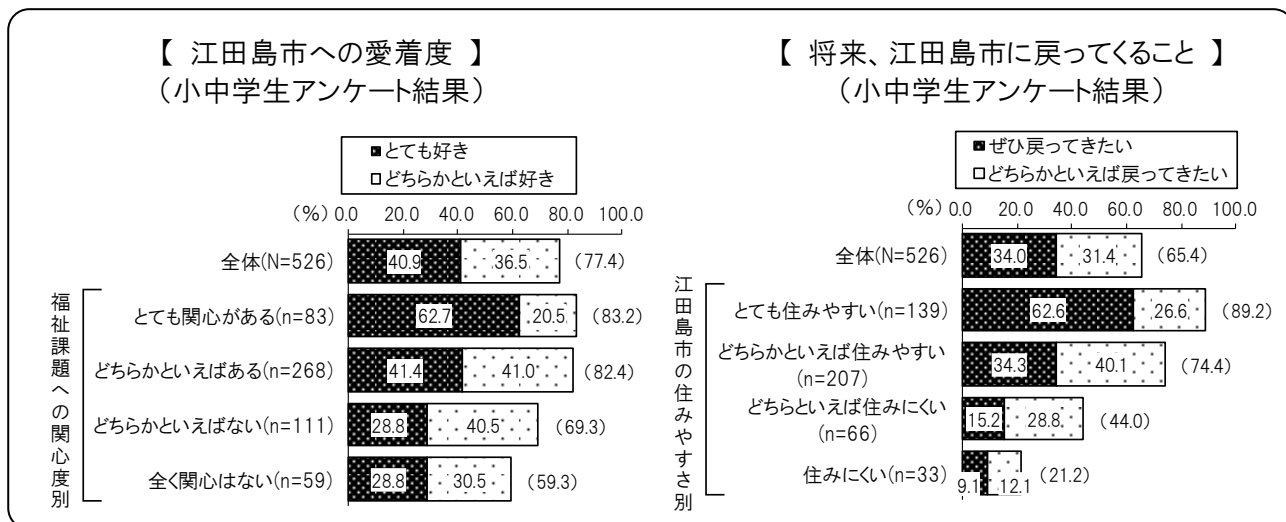
#### 調査結果から読み取れる今後の課題

- 市民一人ひとりに地域の福祉課題に関心を持ってもらうために、身近な問題として意識し、その問題意識を深め、無理のない範囲で地域の活動や取組に参加してもらう機会の提供を充実していくことが重要です。そのため、広報紙はもとより、若い年齢層に向けたSNS等のデジタルツールを活用するなど、年代に合わせた柔軟で効果的な情報の発信が必要です。

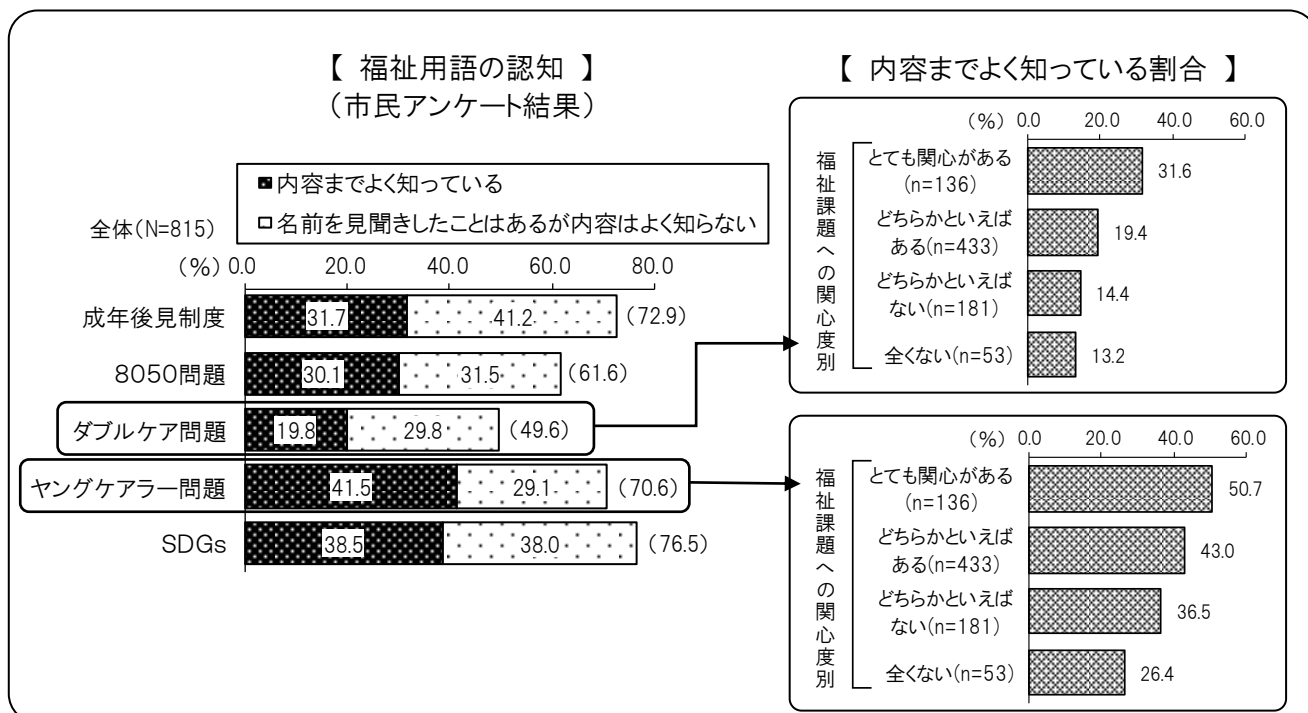
## 2 学びの場における福祉や人権意識の醸成

### 【現状の整理】

- 小中学生アンケート調査結果では、福祉課題への関心度が高い人ほど江田島市に対して高い愛着度を示しています。また、将来、進学や就職等で江田島市を一旦離れても、6割以上がまた戻ってきたいと回答しており、特に江田島市を住みやすいと感じている人ほどその割合が高くなっています。



- 市民アンケート調査結果では、福祉用語の認知をみると「成年後見制度」「ヤングケアラー問題※」「SDGs」については、7割以上が名称を知っていると回答しています。また、福祉課題への関心が高い人ほど「ダブルケア問題」「ヤングケアラー問題」などについて内容まで知っている割合が高くなっています。



※ 法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、こどもが日常的に行っている場合の様々な問題のこと。

### 調査結果から読み取れる今後の課題

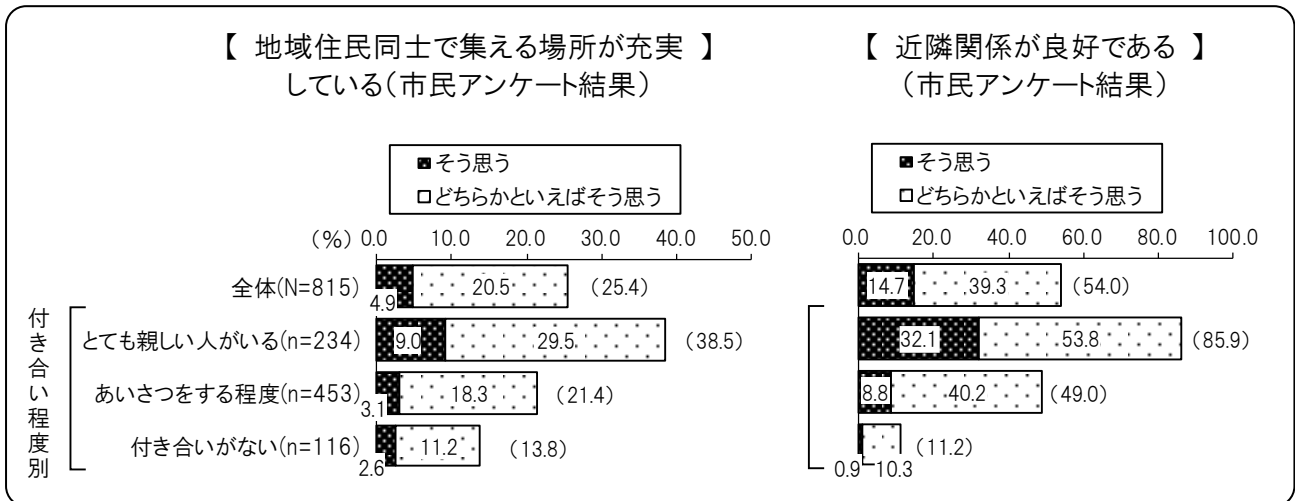
- 地域の福祉課題に関心のある生徒ほど、地域に愛着を感じており、また住みやすさを感じている生徒ほどUターン志向が強いことが分かります。教育や保育の場を通して、年齢の若い時期から、地域とのふれあいや交流、支え合いの考え方など、地域の現状や在り方について学ぶ機会を多く持つことで、地域福祉の意識を醸成していく必要があります。
- 地域福祉の意識を醸成していくためには、性別や年齢、出身地、生活困窮の状態、障害の有無、国籍などにかかわらず、市民の誰もが多様性を認め合う人権意識の醸成が重要です。
- 生涯学習の場を活用し、幅広い年齢層に対して、福祉に関する講座やセミナーの開催をはじめ、参加を促進するための、効果的な周知や誰もが参加しやすい環境づくりの検討が必要です。



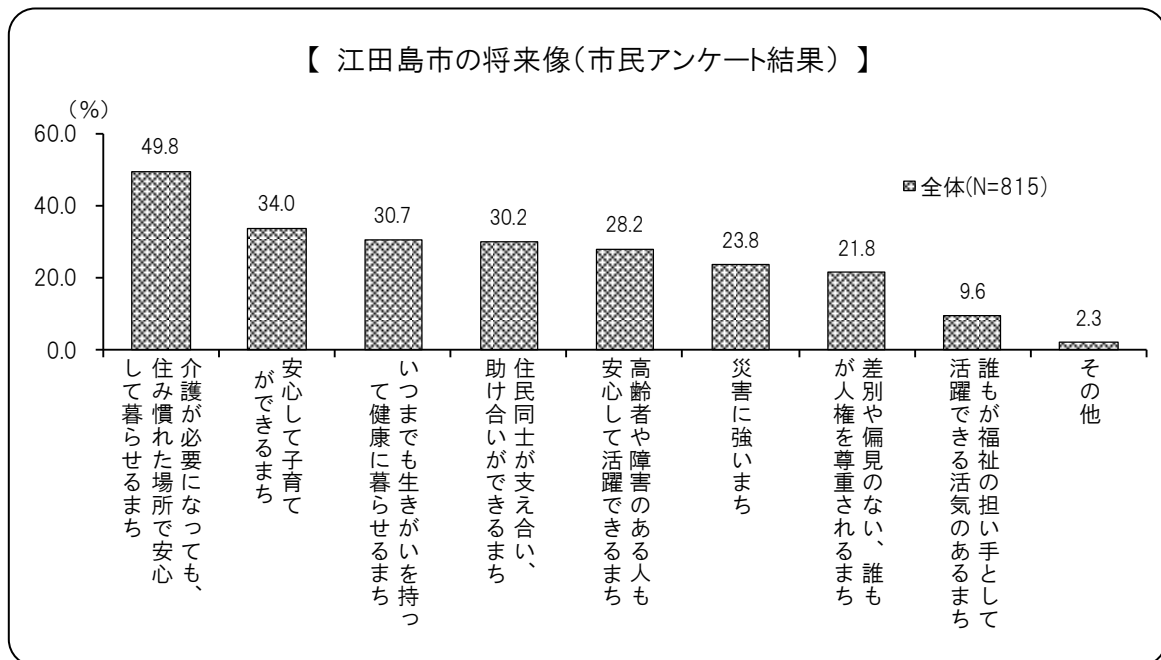
### 3 交流の促進と誰もが集える活動の場づくり

#### [ 現状の整理 ]

- ・ 市民アンケート調査結果では、住民同士で集える場所について4人に1人が充実していると回答しており、また半数以上が近隣関係は良好だと回答しています。いずれも近所との付き合いが親密な人ほどそう思う人が多くなっています。

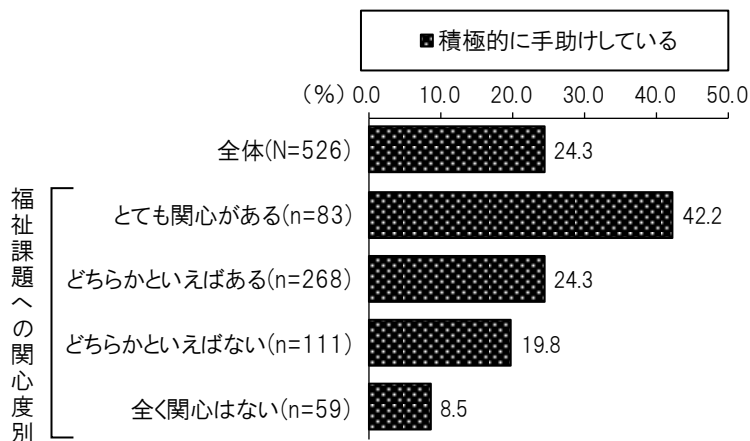


- ・ 江田島市の将来像については「介護が必要になっても、住み慣れた場所で安心して暮らせるまち」「安心して子育てができるまち」「いつまでも生きがいを持って健康に暮らせるまち」などが上位に回答されており、安心できる地域福祉、子育て、医療体制の充実を求める人が多いことがうかがえます。



- ・ 小中学生アンケート調査結果では、小中学生の4人に1人が街で困っている人に対して積極的に手助けしていると回答しており、福祉課題への関心度が高い人ほどその割合が高くなっています。

【 街で困っている人を見かけたときの手助け 】  
 (小中学生アンケート結果)



#### 調査結果から読み取れる今後の課題

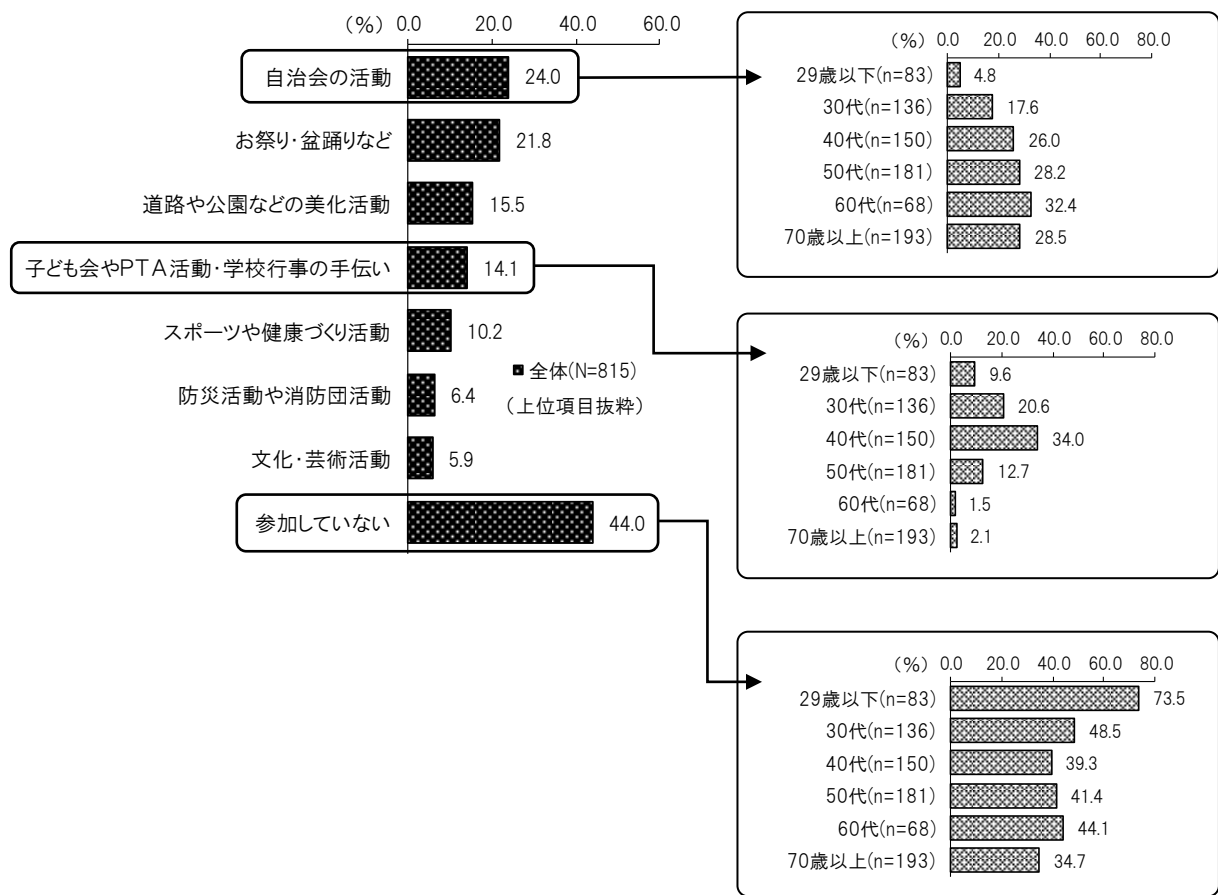
- 近所付き合いの親密さと地域での人間関係の良好さには強い相関があることから、幅広い年齢層や様々な考え方を持つ多様な人たちが主体的に交流することができる、場所や機会の充実を図ることが重要です。
- 地域における交流を促す取組について、近所付き合いの希薄な人をはじめ、これまで参加経験がない人も含めて幅広く周知し、気軽に参加できる機会を充実させる必要があります。

#### 4 地域活動やボランティア活動への参加促進

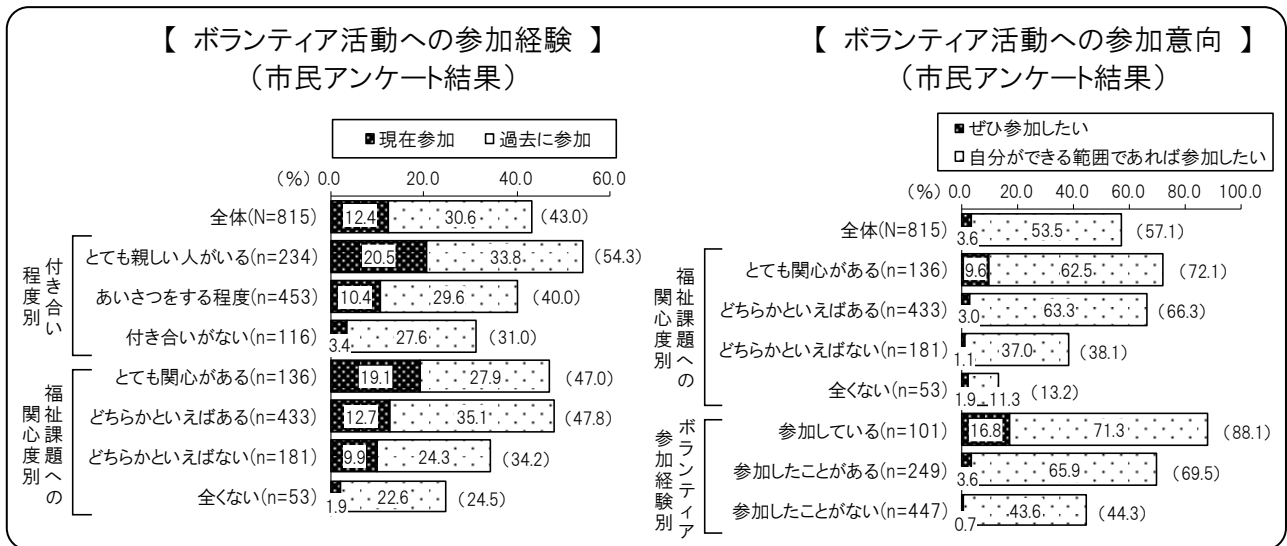
##### [ 現状の整理 ]

- 市民アンケート調査結果における地域活動等への参加状況をみると、自治会などの活動をはじめ、お祭りや盆踊り等への参加者は全体的に多く、30～40代の子育て世代では、子ども会やPTA活動・学校行事の手伝いが多くなっています。しかし、29歳以下の若い年齢層では地域活動そのものへの参加が少ない状況です。

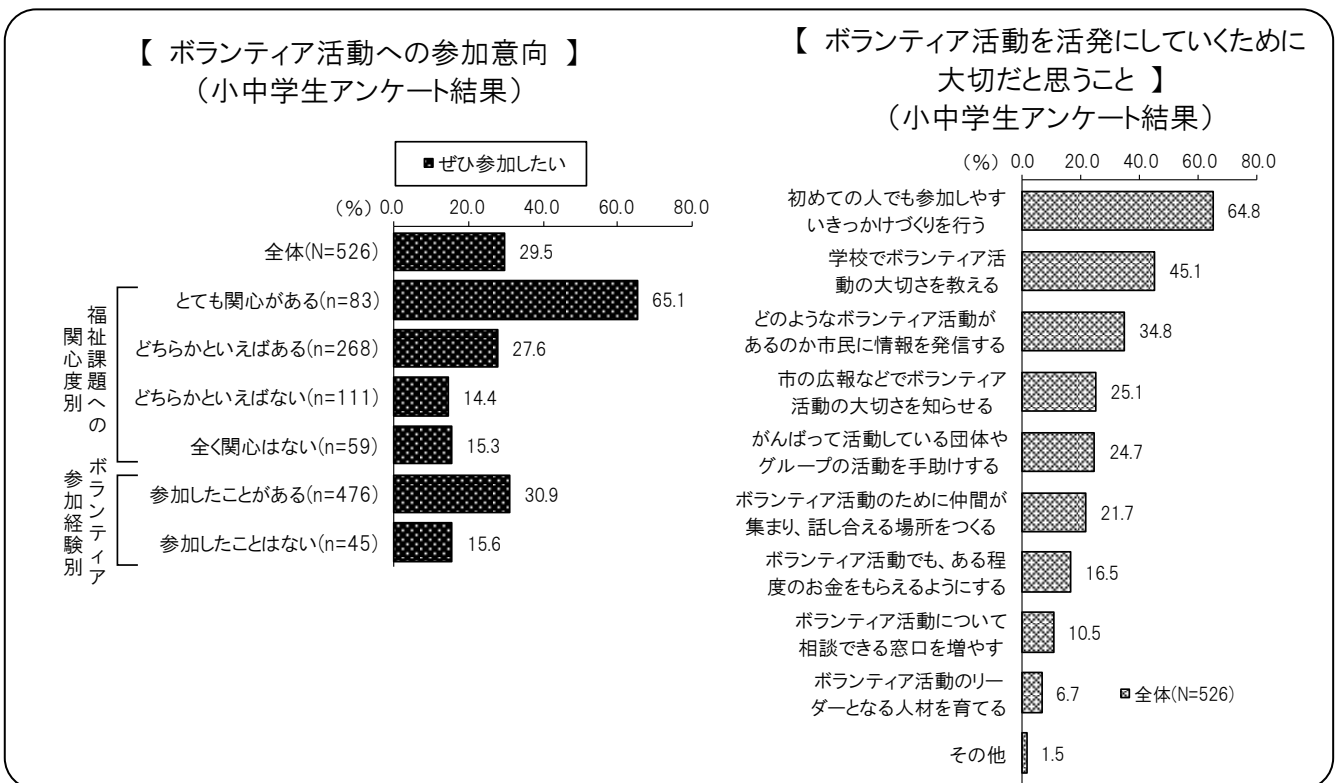
【 地域活動等への参加状況(市民アンケート結果) 】



- ・ ボランティア活動への参加経験は4割以上を占めており、近所との付き合いが親密な人や福祉課題に関心が高い人ほどボランティアへの参加率が高くなっています。また、今後のボランティア活動への参加意向は6割近くあり、福祉課題に関心が高い人やボランティア経験がある人ほど参加意向が高くなっています。



- ・ 小中学生アンケート調査結果では、約3割がボランティア活動への参加に積極的であり、特に福祉課題に関心がある人やボランティア活動に参加経験がある人ほど、今後の参加意向も高くなっています。
- ・ 今後、江田島市でボランティア活動を活発にしていくために必要なこととしては「初めての人でも参加しやすいきっかけづくり」「学校でボランティア活動の大切さを教える」「どのようなボランティアがあるのか情報を発信する」などが上位に回答されています。



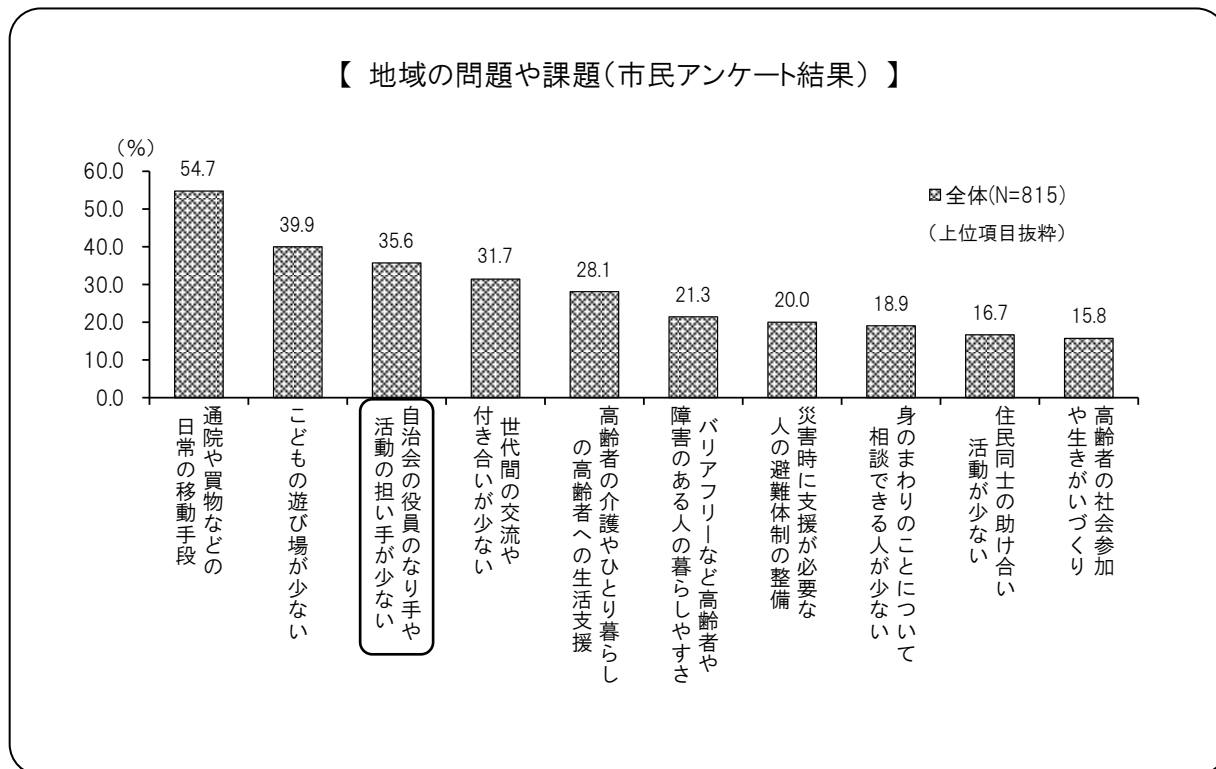
### 調査結果から読み取れる今後の課題

- 若い世代では、地域活動にあまり参加していない現状があるものの、今後の参加については積極的な意向がうかがえます。若い年齢層や未参加の人たちなど、誰もが気軽に参加できる地域活動の企画や雰囲気づくり、環境づくりが必要です。
- ボランティア活動に対する参加意向は、ボランティア経験のある人ほど高くなっています。ボランティア未経験の人たちにも、まずはボランティアというものを気軽に体験してもらえよう、地域のボランティア活動に関する情報の積極的な発信と参加のきっかけづくりが求められます。

## 5 地域活動の担い手づくり

### [ 現状の整理 ]

- ・ 市民アンケート調査結果では、地域の問題や課題をみると「自治会の役員のなり手や担い手が少ない」が上位に回答され、人材不足の現状がうかがえます。



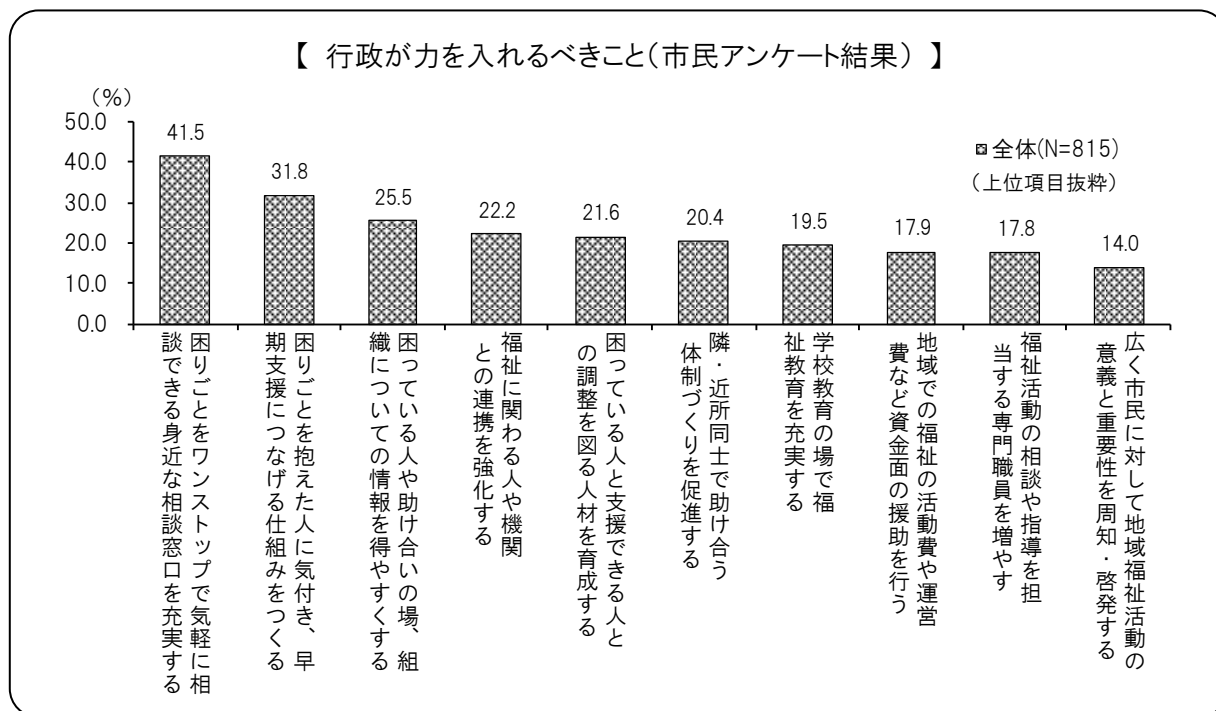
### 調査結果から読み取れる今後の課題

- 自治会の役員等をはじめ、近年、地域活動の担い手の不足や高齢化が顕著となっています。地域福祉の基礎ともいえる地域活動を存続させるために、次世代の人材発掘と育成に向けた取組の強化が必要です。

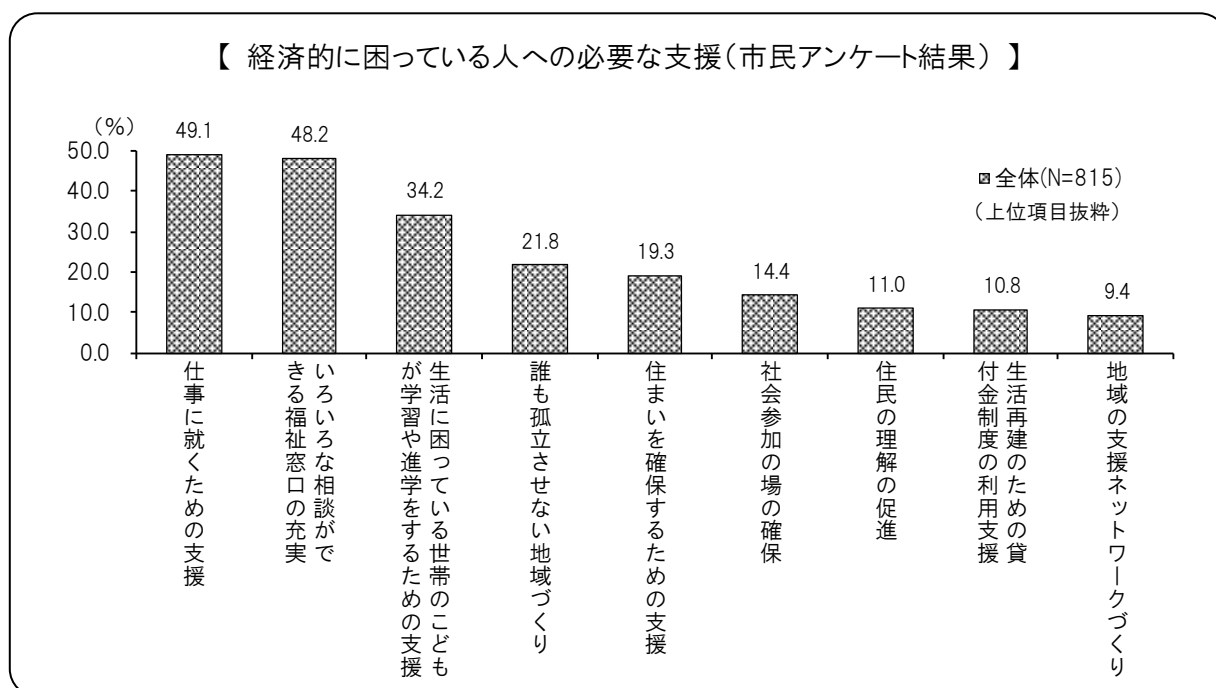
## 6 相談支援体制の充実

### 【現状の整理】

- 市民アンケート調査結果では、行政が力を入れるべきこととして「ワンストップの相談窓口」の割合が最も高く、次いで「困りごとを抱えた人の早期発見・早期支援」「助け合いの場や組織に関する情報発信」が求められています。

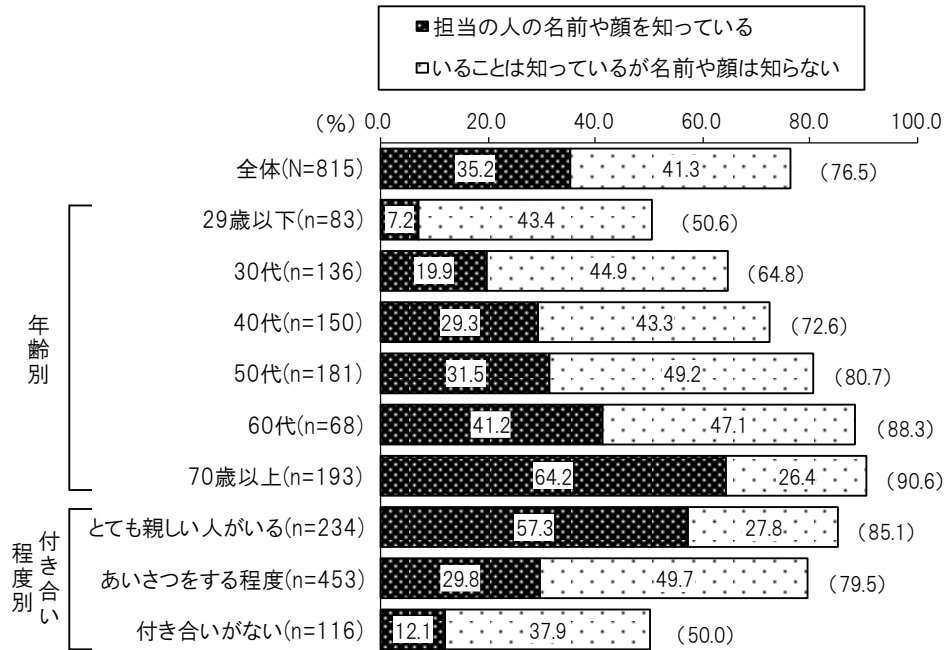


- 経済的に困っている人への支援については「就労への支援」や「相談窓口の充実」が必要とされています。



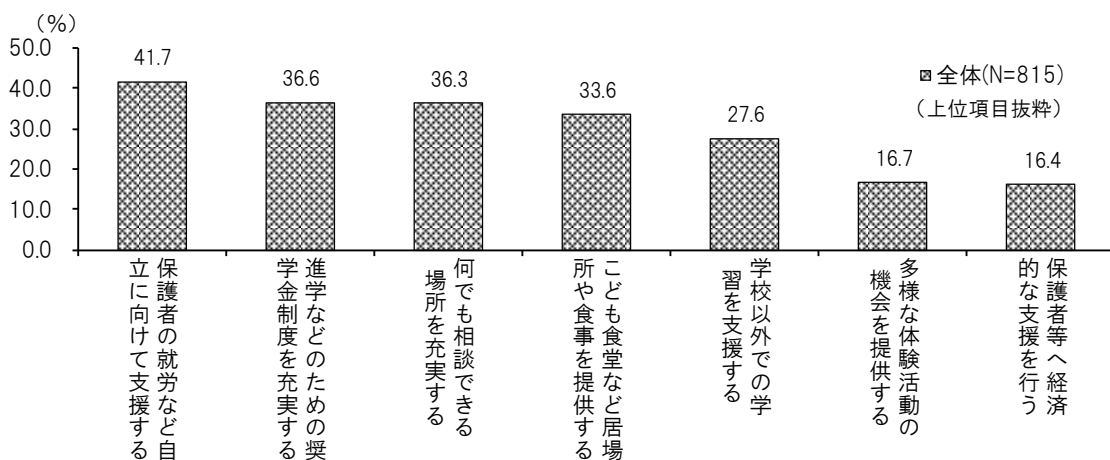
- ・ 民生委員・児童委員についての認知率は8割近くを占めており、年齢が上がるほど、また近所との付き合いが親密な人ほど認知率も高い傾向にあります。一方、若い年齢層や近所との付き合いが薄い人では、担当民生委員・児童委員の名前や顔を知っている割合が低くなっています。

【 民生委員・児童委員の認知(市民アンケート結果) 】



- ・ こどもの貧困対策としては「保護者の就労」の割合が最も高く、次いで「奨学金制度の充実」「何でも相談できる場所の充実」が求められています。

【 必要なこどもの貧困対策(市民アンケート結果) 】





### 調査結果から読み取れる今後の課題

- 市民の様々な悩みや困りごとを、気軽に相談することができるワンストップの相談窓口が求められています。また、相談者が来るのを待つだけでなく、アウトリーチ※の考え方に基づくアプローチ方法などを検討し、早期に支援につなげる体制づくりや支援組織に関する情報提供などを検討する必要があります。
- 地域の身近な問題や子育ての悩みなどを住民の立場で相談に応じる民生委員・児童委員の活動内容について、特に若い年齢層に周知する必要があります。

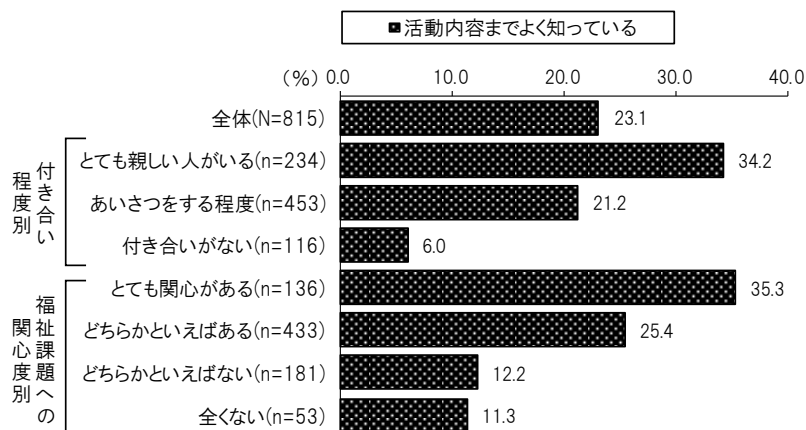
※ 困難を抱え、支援が必要であるにもかかわらず相談窓口へ来ることができない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働き掛けて、訪問等を通じて必要な支援につなげるプロセスのこと。

## 7 暮らしを支える福祉サービスの充実

### [ 現状の整理 ]

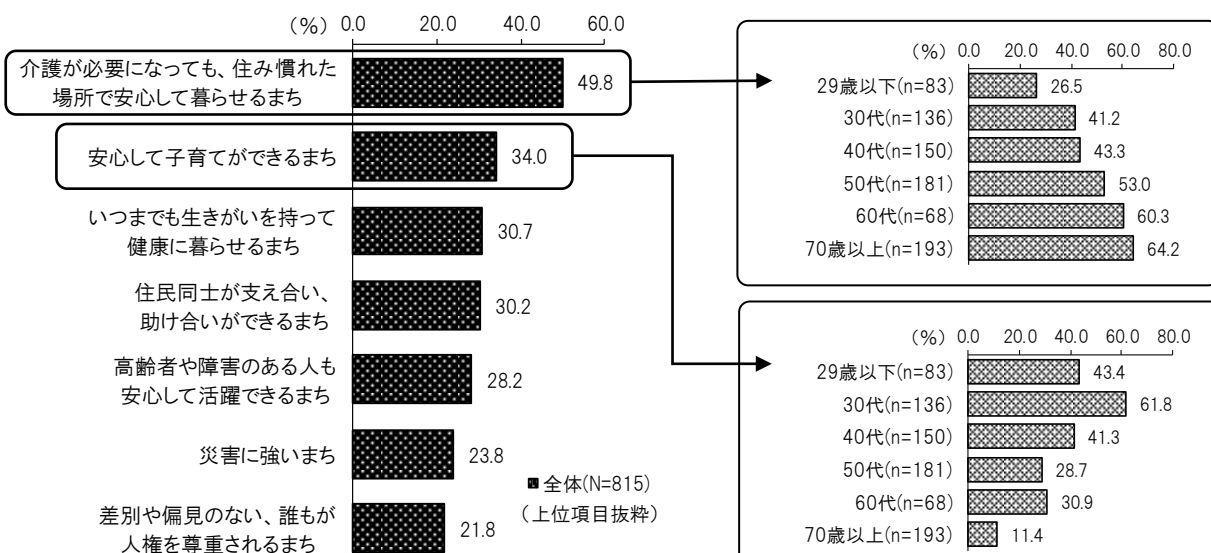
- 江田島市社会福祉協議会について、活動内容まで知っている人は約2割で、近所との付き合いが親密な人や福祉課題に関心がある人ほど、その割合は高い傾向にあります。

【 江田島市社会福祉協議会の認知(市民アンケート結果) 】



- 江田島市の希望する将来像として、年齢が上がるほど「介護が必要になっても、住み慣れた場所で安心して暮らせるまち」、30代の子育て世代では「安心して子育てができるまち」、幅広い年齢層で「差別や偏見のない、人権を尊重されるまち」の割合がそれぞれ高くなっています。

【 江田島市の希望する将来像(市民アンケート結果) 】



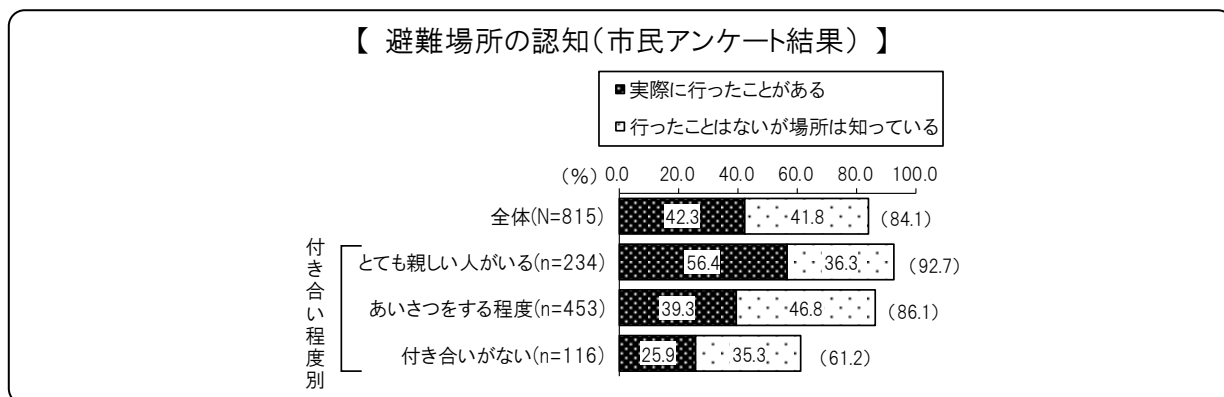
#### 調査結果から読み取れる今後の課題

- 社会福祉協議会について詳しく知っている人は多いとはいえません。介護・障害福祉・子育て・生活困窮支援・ボランティア活動など、地域において最も身近な地域福祉の拠点である社会福祉協議会の役割などについて、行政からの積極的な情報発信も求められます。

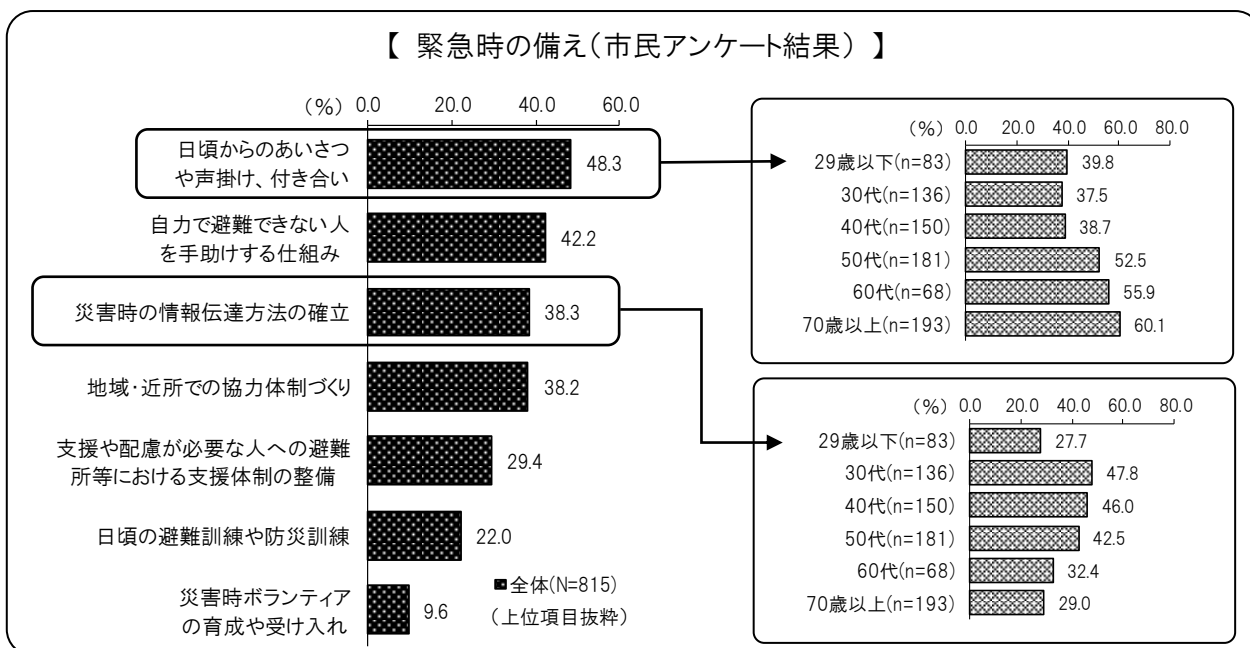
## 8 安全・安心な暮らしの確保に向けた取組の推進

### [ 現状の整理 ]

- 市民アンケート調査結果では、災害時の避難場所について大半の人が認知していますが、近所との付き合いが薄い人は避難場所の認知率が低く、付き合いが親密な人との差が顕著です。



- 災害など緊急時の備えとしては、年齢が上がるほど日頃からのあいさつや声掛けを重視する割合が高く、30～50代では情報伝達方法の確立などが重視されています。



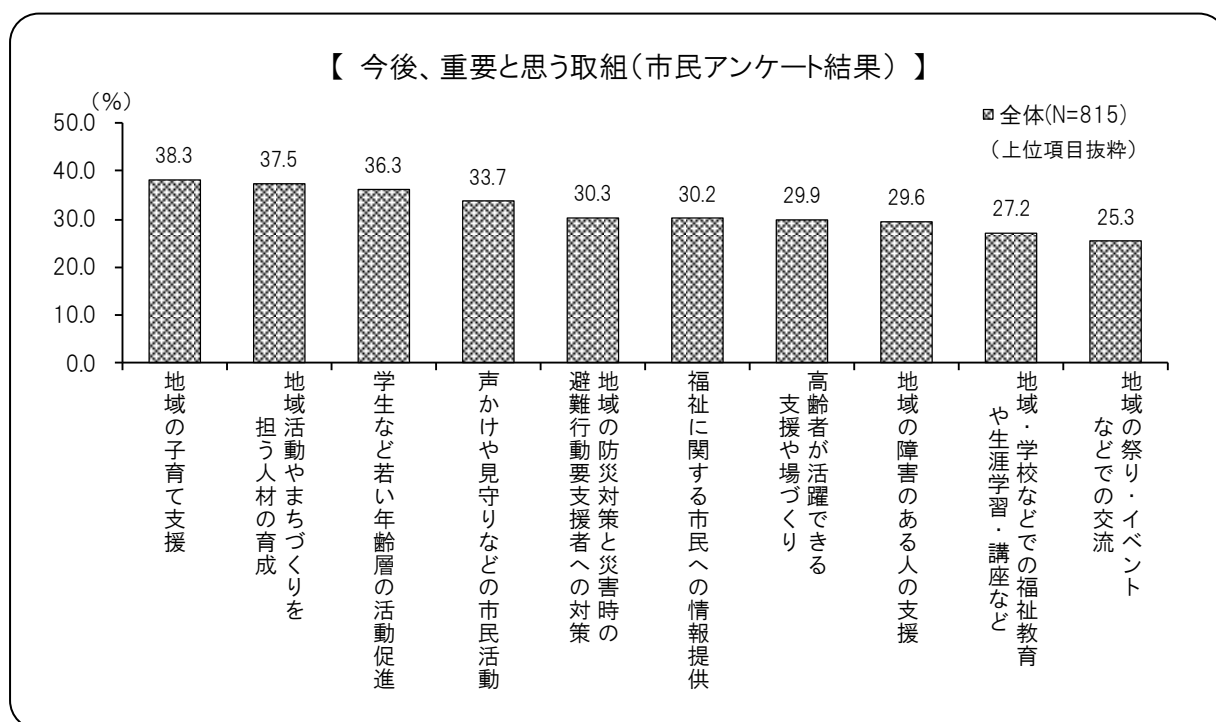
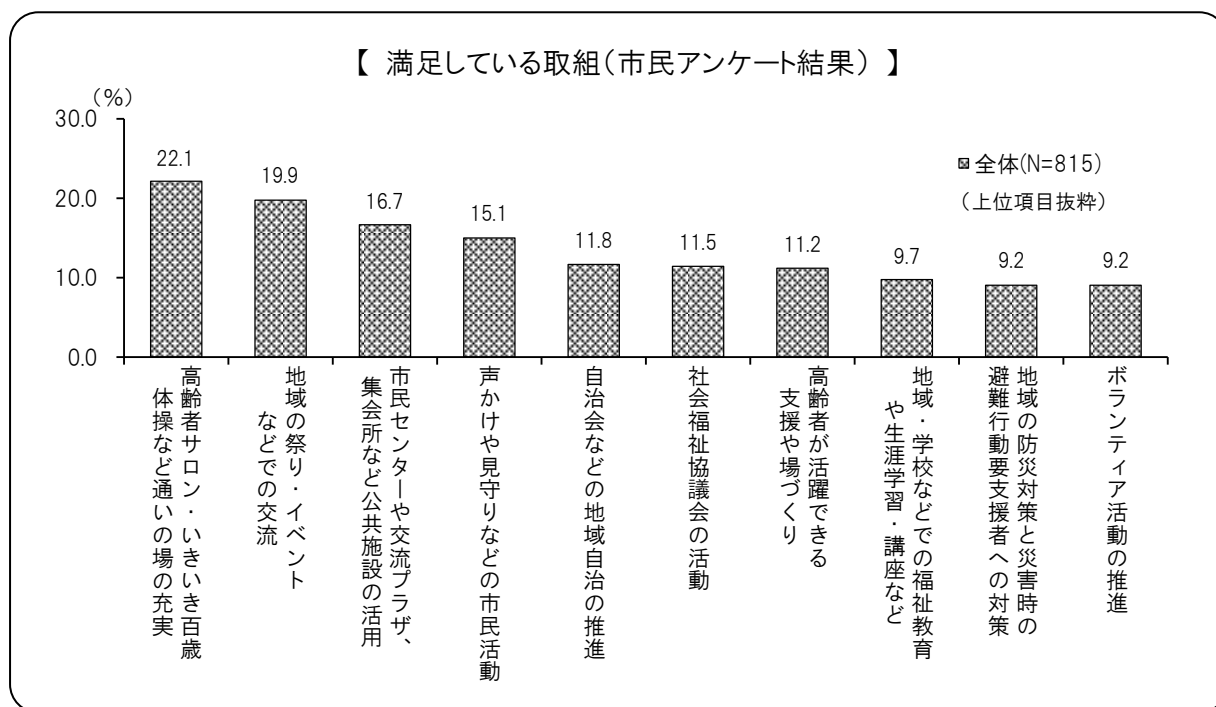
### 調査結果から読み取れる今後の課題

- 隣近所との付き合いの親密さが、防災意識や災害時の避難行動に影響すると考えられます。日常的に隣近所との関係を深める取組を進め、災害緊急時により実行力のある「互助」の充実につなげていくことが必要です。
- 地域における避難困難者の把握と防災支援体制づくりを進めるとともに、年齢層などによる情報入手手段の違いに応じた情報伝達・共有の仕組みを整備することが必要です。

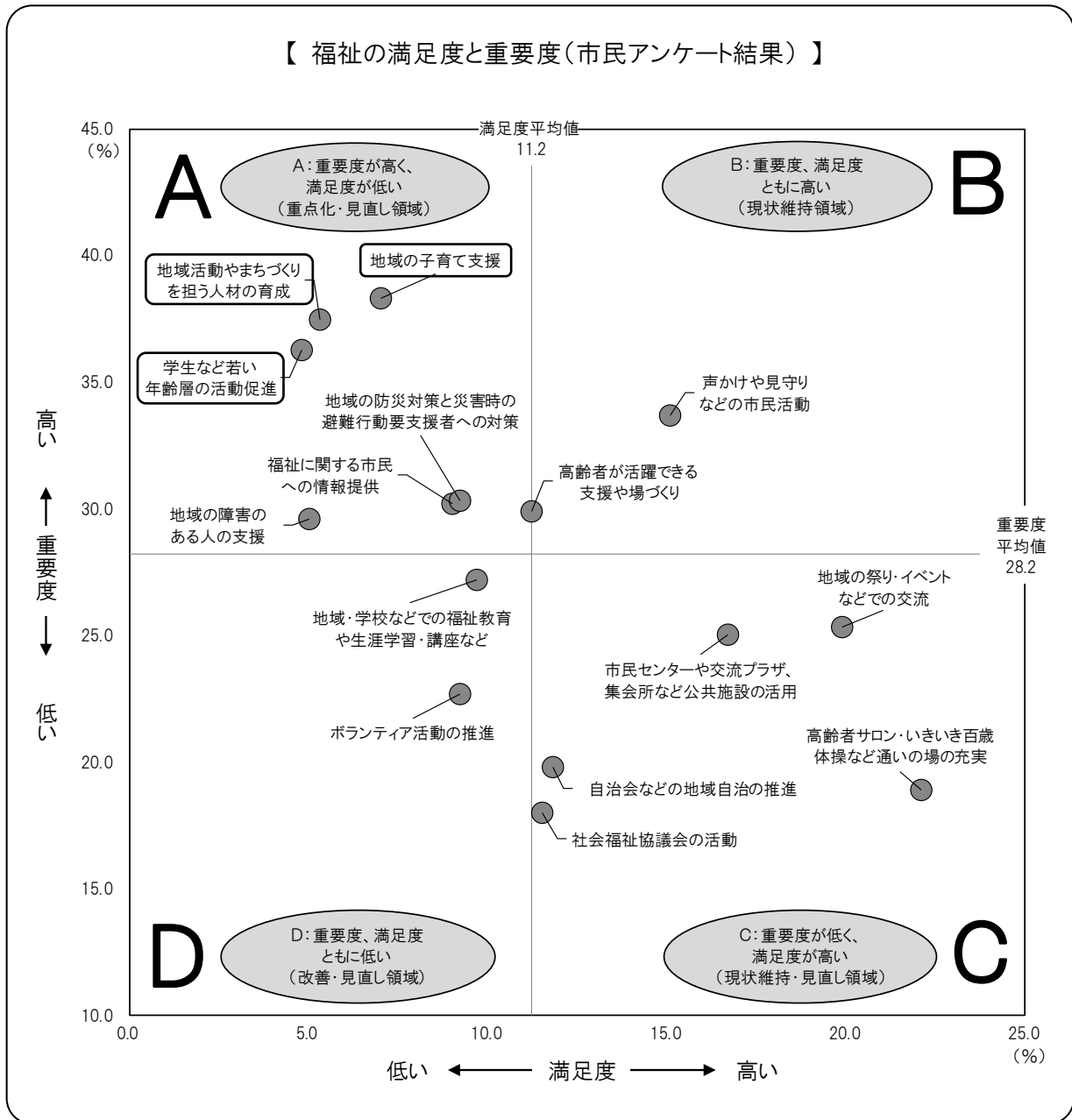
## 9 江田島市の福祉施策について

### 【現状の整理】

- ・ 満足している取組については「高齢者サロン・いきいき百歳体操など通いの場の充実」「地域の祭り・イベントなどでの交流」「市民センターや交流プラザ、集会所など公共施設の活用」などが上位に回答されています。
- ・ 今後、重要と思う取組については「地域の子育て支援」「地域活動やまちづくりを担う人材の育成」「学生など若い年齢層の活動促進」などが上位に回答されています。



- 江田島市の福祉に関する取組について、現状の満足度と重要度の両面から、重点的に取り組むべき施策をみると「地域活動やまちづくりを担う人材の育成」「学生など若い年齢層の活動促進」「地域の子育て支援」など、人材育成の強化や子育て支援が求められています。



### 調査結果から読み取れる今後の課題

- 地域福祉の推進と活性化に向けて、人材の育成や担い手の確保、若い年齢層の活動の促進をはじめ子育て支援の充実は、重点的に取り組むべき課題として位置付けられます。

## 【2】関係団体調査結果から読み取れる課題

本計画の策定にあたって、市内で地域福祉活動を展開している関係団体に対する調査を実施しました。調査では、次のような現状や課題が指摘されています。

※ 回答者の意図を変えない範囲で要約、整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

### 【 主な回答結果（回答の要旨：抜粋） 】

#### 1 活動地域における福祉分野の問題点や課題

- ・ 高齢者の女性だけの世帯が多い地域では、防犯面も不安で一斉清掃でも参加者が少なく、一部の人に負担が多くなる。今の若い人たちの将来には、子育てや年金、介護などに不安が多いと思われる。若い人が安心して暮らせる社会にしたい。
- ・ コロナの影響により、交流の機会がなくなった。改めて地域の人との交流の場所が大事だと思った。今後も福祉大会の開催など、交流の場所を多くつくりたい。
- ・ 高齢者は、いかにして健康寿命を延ばすことができるかが課題だ。食事や身体運動、交流を行うことなど、自助、互助でやれることを考え、本当に困ったことがあれば、共助、公助に相談したい。
- ・ 子育て支援について、園以外で気軽に利用できる場所が少ない。子育て世代包括支援センターは、入園前のこどもが遊ぶイメージを持たれている保護者も多く、利用しにくい。地域の公園以外で気軽に遊べる場所がほしいという意見が多い。

#### 2 地域福祉活動を活発にしていくために必要な取組について

- ・ 常会ごとの楽しい集いから始めて、輪を広める。
- ・ 高齢者の自助、自立した活動を活発にして若者の負担を軽減する。
- ・ まちづくり協議会（自治会）や女性会、PTA、民生委員・児童委員、老人クラブなどの活動をしている人は多くいるものの、若い人の参加が少ない。以前の青年団のような組織があれば良いと思う。
- ・ こどもが遊べる場所が少なく、自主性を育てる活動の場がない。江田島にこどもが思い切り遊んで良い場所、兵庫県篠山チルドレンズミュージアムのような、旧学校を再生させた自然の中の博物館のような場所で、クラフトコーナーや紙ひこうきづくり、ハンドメイドなど高齢者がこどもに技術を伝承する場があれば良い。
- ・ 雨の日でも、地域住民が気軽に集まり話ができる場所、大阪府高槻市安満遺跡公園内にある大きな屋根付き広場のような場所があれば良い。

### 3 今後、地域福祉を充実していくために必要なこと、できること

#### (1) 団体としてできること

- ・ 懇親を深め福祉の意識づくりを図る。
- ・ 買物支援、移動販売
- ・ 広報紙などの情報を毎月読んでいるかの確認や大事な話があれば伝える。
- ・ 一人暮らしの高齢者や障害のある人への声掛け、買物の手伝いなど
- ・ 車など移動手段がない人を、交流場所まで乗せてあげる。
- ・ 地域住民に対する季節に応じたこども園でのイベントの案内（お月見会やクリスマス会といったイベント）
- ・ 「ビーチクリーン」海に囲まれ、自然豊かな江田島だが、海洋プラスチック問題は解決されていない。こどもの頃からビーチクリーンを行うことで、環境問題に目を向ける機会を設け、地域住民の関心にもつながると考える。

#### (2) 地域住民と協力してできること

- ・ 年間行事などを通して世代間の交流を深める。
- ・ まちづくり協議会の行事（健康ウォーキング、グラウンドゴルフ、ポッチャ等）を開催するときは、お互いに誘い合って交流を深める。
- ・ 高齢者や障害のある人へ声掛けし、庭の草刈りや掃除など、簡単な仕事をできる範囲で手伝ってみる。
- ・ ひきこもりがちな人を誘って、皆との交流の場所に連れ出す。

#### (3) 行政（江田島市）が取り組むべきこと

- ・ 地域福祉に対する意識を高める講習などを実施する。
- ・ 地域でひきこもりの人をなくす対策
- ・ 高齢者に「社協をどのようなときに利用する」といった説明を詳しく行う。
- ・ シルバー人材センターの活用
- ・ 「困りごとボックス」を市民センターなどに設置して意見をもらう。
- ・ 市職員のOBが、地域のリーダーとなって活動してほしい。在籍中から意識づくりを行う。
- ・ 婚活イベントを行う。
- ・ 高齢者の一人暮らしや障害のある人で、安否確認が必要な人の情報を出してくれれば協力できると思う。
- ・ 講演会なども堅い話だけでなく、笑いも入れてくれるような人の講演なら参加者も多くなるのではないかと思う。
- ・ 各地域のいろいろなイベント等について分かりやすい情報がほしい。
- ・ 「さとうみ科学館」のイベント企画は毎度すばらしいと思う。
- ・ 自然豊かな江田島市の貴重な環境や豊かな土地を生かし、こどもに多くの体験を通じたイベント企画を増やす。障害の有無や貧困家庭など、全てのこどもに体験活動の機会を増やしてほしい。



### 【3】 グループインタビュー調査結果から読み取れる課題

---

本計画の策定にあたって、市内で地域福祉活動を展開している関係団体に対するグループインタビュー調査を実施しました。調査では、次のような現状や課題が指摘されています。

※ 回答者の意図を変えない範囲で要約、整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

#### 【 主な回答結果（回答の要旨：抜粋） 】

##### 1 江田島市の地域特性、活動にあたっての問題点や今後の課題

- ・ 高齢者が元気だと感じる。高齢者が増えたことを悲観せず、高齢者でも活躍できる社会でやっていけると良い。
- ・ 移動が問題だ。バスの便が悪いが経済的な問題でタクシーを使いにくいなど、地域福祉の困りごとを聞いているといろいろな所で出てくる。
- ・ 移動の問題は、交通の便だけではない。視覚障害者や車椅子で行きにくくなったなどもある。
- ・ 外出の手段がないと、家にこもってしまう。そうすると孤独や孤立の原因になるので、外出の機会をつくった方が良い。
- ・ 高齢者活躍の場として「しおかぜネット」を活用して、近所同士の無理のない助け合い活動をつないでいけると良い。
- ・ 高齢者は自分から動くというのは難しいので、サロンへ 90 歳になる人も誘ってくれと助かる。
- ・ 飛渡瀬地区はケアマネジャーや在宅相談、民生委員・児童委員が情報を共有し、何かあったら対応して関係機関につなぐなど、解決に向かっていけるシステムが構築できている。しかし、他地区では難しいかもしれない。
- ・ 学校教育において、総合的な学習の時間に地域の良さや課題等について学ぶことを充実させる。高齢者の技術の伝承や体験、職場体験学習等の機会が必要である。
- ・ 百歳体操や「え・た・じ・マイレージポイント」などを話題にして、隣の高齢者の見守り活動につなぐ。
- ・ 百歳体操は障害のある人にも行ってもらいたい。

##### 2 世代を超えた交流、こどもとの関わりについて

- ・ 一番有り難いのは、こどもが地元のことを学ぶとき、地域の人たちが協力してくれること。今後も更に充実させていけると良い。
- ・ 学校だよりを回覧板で回しているが、読んでいる人は少ないかもしれない。
- ・ 農業体験などを企画すれば、こどもが集まるかもしれない。
- ・ 学校では「さとうみ科学館」の指導で「マリンアドベンチャー」をやっている。実際に海に行って体験しながら学習している。

### 3 自助、互助、公助に対する考え方

- ・ あらゆる困りごとは孤独、孤立から発生すると思うので、ソーシャルサポートネットワークを広げようとやっている。困りごとを抱えている人への支援者同士が横の連携を図り、情報を共有しようというものだ。支援者同士のつながりをもっと大切にしていかないといけない。
- ・ 何かあった場合、民生委員・児童委員として、飲料の配達員や新聞配達の人、コンビニの人からも連絡をもらう。警察にも、まず自分に連絡してもらうよう話している。

### 4 民生委員・児童委員について

- ・ 民生委員の仕事の良さ、すばらしさを伝えていかないといけない。仕事の良さは、地域に住んでいて、できる範囲でいいこと、地域でできる幸せだ。
- ・ 事件や問題があったので、今は訪問しても家の中に入れないので、今後は難しくなる。
- ・ 難しい仕事と言われるが、自分で全て解決しようとするから難しくなる。困ったら市へ言えばよい。また社会福祉協議会にも尋ねると、方法を教えてもらえる。

### 5 今後、江田島市を「福祉の充実したまち」にしていくための意見やアイデア

- ・ 民生委員といっても地域によって活動に差がある。どの地域でも民生委員が同じように活動できるようにするには、市がしっかり教育や指導をして、民生委員のレベルアップを図らないといけない。
- ・ 担い手が少なくなっているのは、やりがいを感じる人が少なくなっているからではないか。
- ・ やりがいには、報酬も関係する。介護、保育関係の給料が少なく、報酬と労働が見合っていない。国としても、市としても考えていかないといけない。
- ・ 重層的支援体制で取りこぼしがないようにしてもらいたい。
- ・ 地域共生社会の実現に向け、こどもや高齢者、障害のある人といった区分ではなく、住民全体に対応する支援体制の構築を目指してもらいたい。
- ・ 独居高齢者、障害のある人など、要援護者が困難事例になる前に実態を把握し、支援関係者をつなぎ、関わるような体制を構築してもらいたい。
- ・ 江田島の地域特性を生かして、人口が増えるような取組をしてもらいたい。
- ・ こどもや先生に江田島市にもっと関心を持ってもらうことが必要だ。様々なアプローチをして、関心を高めてもらえるよう積極的に取り組んでいくことが必要だと思う。
- ・ 学校も関係機関と連携しているが、関係機関がどんなことをしているのか、学校や先生は知らない。安心してお互い連携しようというネットワークがあることを知ってもらい、教育委員会が仲介しながら連携を深めていくことを大切にしていきたい。
- ・ 関係機関や住民同士がつながる場を大切にしてもらいたい。

## 第5章 計画の基本的な考え方

### 【1】基本理念と基本目標

本市では、第3次計画において「“お互いさま” でつながる 新たなえたじまコミュニティ 一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島」という基本理念を掲げています。この基本理念は、様々な地域課題を住民同士の支え合い、助け合い活動によって解決するために、地域の資源を生かしながら多様な関係者が連携して解決に努めることを踏まえた、福祉のまちづくりを目指すものです。

本市における福祉や健康に関する分野別の計画は、この考え方に基づいて様々な施策が実行されます。

この度、本計画策定に向けて実施した、アンケート調査や関係団体調査等の現状分析結果からは、少子高齢化の進行や世帯規模の縮小傾向などを背景とする地域活動の担い手の高齢化、人材の不足をはじめ、複雑化、複合化した課題を抱え地域で支援を必要とする人など、地域で解決すべき福祉課題は依然として山積していることが読み取れました。

このような地域の福祉課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民が相互に助け合い、地域の関係団体及び行政が連携し、協働して地域福祉を推進していく必要があります。

本計画においては、第3次計画の基本理念を継承し、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するとともに、これまでの地域福祉の取組における課題の整理を踏まえ、より安心して暮らすことができるまちづくりに向けた様々な取組を推進します。

### 【基本理念】

**“お互いさま” でつながる 新たなえたじまコミュニティ  
一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま**

この基本理念に基づき、市民の地域福祉に対する理解を促進するとともに、支え合いの心を育みながら地域活動に参画することで絆を深め、市民の誰もが自分らしく輝けるまちづくりを目指します。

本計画では、福祉のまちづくりの方向である「基本理念」の実現に向けて、国や県の動き、本市における社会的背景の変化や新たな課題等を踏まえ、改めて6項目の「基本目標」を定めます。「基本目標」に基づいて「基本施策」を定め、個別の取組を推進します。

個別の取組については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

## 【2】施策体系

基本理念

**“お互いさま” でつながる 新たなえたじまコミュニティ  
一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま**

【基本目標】

基本施策

【1】意識を高める ～ 地域福祉の意識づくり ～

- 1 福祉への意識を高める啓発の推進
- 2 福祉意識の醸成に向けた学びの場の充実

【2】絆を深める ～ 気軽に集える交流の場づくり ～

- 1 地域で支えあう関係づくり
- 2 世代を超えた交流の場づくり

【3】担い手を育む ～ 地域福祉の担い手づくり ～

- 1 地域活動やボランティア活動への参加促進
- 2 福祉の担い手づくりと人的資源の発掘

【4】困りごとに寄り添う ～ 相談しやすい包括的な支援体制づくり ～

- 1 きめ細かな相談支援体制の充実
- 2 福祉のネットワークづくり

【5】暮らしを支える ～ 住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制づくり ～

- 1 良質で多様な福祉サービスの充実
- 2 大切な権利を守る体制の整備

【6】安心して暮らす ～ 安全・安心な人にやさしいまちづくり ～

- 1 防災・防犯対策の推進
- 2 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

## 第6章 地域福祉施策の展開

### 【基本目標1】意識を高める ～ 地域福祉の意識づくり ～

#### 基本施策1 福祉への意識を高める啓発の推進

市民の地域福祉への関心や意識を高めるため、市の広報紙やホームページ、SNS等多様な手段を活用し、幅広い年齢層に情報を発信するとともに、誰にでも分かりやすく、手に入れやすい情報発信に努めます。

#### ● 市民一人ひとりが取り組むこと（自助）●

- 近所の人や友人と、日頃の挨拶や声掛けをするなど「顔の見える関係」をつくりましょう。
- 市の広報紙やホームページ、SNSなどから、地域の情報を積極的に収集し、地域の行事や福祉施設の開放日などに、友人を誘って参加してみましょう。
- 学校の行事や地域の学びの場に参加するなど、身近な動きや福祉に関心を持ち、理解を深めましょう。

#### ● 地域で協力して取り組むこと（互助）●

- 自治会や地域の集まりをできるだけ多く開催し、お互いを知るきっかけをつくります。
- 地域住民と地域の情報を共有しながら、地域福祉について考える機会をつくります。
- 幅広い世代が交流できる機会や場をつくります。
- 市や地域等で行われる行事やイベントを周知し、参加を呼び掛けます。

#### ● 行政による取組（共助・公助）●

取組名	取組内容
地域福祉に関する意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市の広報紙やホームページ、イベントの場など、あらゆる手段や機会を活用して、本計画及び地域福祉の考え方や地域共生社会の意義等について市民に周知を図るとともに、意識啓発を推進します。</li><li>○ 特に若い年齢層に向けては、SNS等インターネットを活用した情報提供を充実するなど、幅広い年齢層への啓発を推進します。</li></ul>
積極的な福祉情報の発信と情報のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 国や県及び本市や社会福祉協議会における、福祉に関する活動や福祉サービス等について、幅広い世代に情報が行き届くよう、市の広報紙やホームページ、講演会や出前講座等、あらゆる機会を活用して情報を発信し、福祉に対する関心の向上に努めます。</li><li>○ 情報の発信にあたっては、市民に分かりやすく、また、視覚や聴覚に障害がある人でも適切に情報を入手できるよう、情報のバリアフリー化に努めます。</li></ul>

## 基本施策2 福祉意識の醸成に向けた学びの場の充実

教育や保育の場において、児童・生徒への地域とのふれあいや交流、支え合いについて学ぶ機会を充実し、こどもの頃からの地域福祉及び人権尊重意識の醸成に努めます。

生涯学習の場などを活用し、市民の誰もが参加しやすい学習の場を充実することにより、地域福祉に対する意識を醸成するとともに、多様性を認め合う人権意識を醸成します。

### ● 市民一人ひとりが取り組むこと（自助） ●

- 地域福祉や地域共生社会の意味を知り、自ら学び、家庭で話し合う機会を持ちましょう。
- 市や社会福祉協議会等が開催する、福祉に関する講座や講演会等に積極的に参加しましょう。参加するときは、近所の人や友人に声を掛け合い、参加して学んだことは身近な人にも伝えましょう。
- 地域の福祉施設等の見学や体験活動を通して、福祉の現場について、理解を深め、興味を持ちましょう。

### ● 地域で協力して取り組むこと（互助） ●

- 住民の福祉意識の向上と地域福祉への理解を深めるため、講座や講演会などの企画、開催に協力します。
- ボランティアや福祉体験学習の企画、開催に努めます。
- 社会参加や生きがいにつながる学習機会を提供し、市民の地域に対する意識の向上を図ります。

### ● 行政による取組（共助・公助） ●

取組名	取組内容
児童・生徒に対する福祉意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 小中学校において、児童・生徒に対して総合的な学習の時間等を活用し、地域に暮らす一員としてできることは何かを考え、行動するための力を育むとともに、福祉への理解と関心を高める教育を推進します。</li><li>○ 福祉施設への訪問や共同募金など、福祉体験活動を通じて、児童・生徒に福祉の意識が育まれるよう、年齢に応じた福祉教育を推進します。</li></ul>
市民に対する福祉意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市民を対象とした、福祉をテーマとする生涯学習事業や隣保館事業の講座やセミナー、市民センター・交流プラザ等における講演会等を開催し、誰もが参加しやすい福祉教育の推進を図るとともに、幅広い年齢層への参加を呼び掛け、福祉や人権問題に対する理解を促進します。</li></ul>

取組名	取組内容
性の多様性に関する理解の促進	○ L G B T Q（性的少数者）※について、市の広報紙やホームページをはじめ、様々な機会を活用して、性の多様性に関する周知に努めるとともに、正しい理解の促進に努めます。

※ 次の頭文字を並べたもので「性的マイノリティ（性的少数者）」とも呼ばれている。「L（レズビアン）：女性の同性愛者」「G（ゲイ）：男性の同性愛者」「B（バイセクシュアル）：両性愛者」「T（トランスジェンダー）：体と心の性別に違和感のある人」「Q（クエスチョニング）：自認する性が定まらない人」などの総称

## 【基本目標2】絆を深める ～ 気軽に集える交流の場づくり ～

### 基本施策1 地域で支えあう関係づくり

日頃から近所で声を掛け合い、仲間づくりや地域との関わりを持つ身近な機会でもある地域活動への参加を促進するとともに、誰もが参加しやすい地域活動を促進します。

#### ● 市民一人ひとりが取り組むこと（自助）●

- 地域の会合や行事など、住民同士が交流する場に積極的に参加して仲間を増やしましょう。
- 地域の仲間と趣味やスポーツを楽しむなど、いろいろな方法で人間関係を深めましょう。
- 誰でも気軽に参加できる行事を、仲間と一緒に企画してみましょう。

#### ● 地域で協力して取り組むこと（互助）●

- 地域で世代間の交流活動を推進し、地域のつながりづくりを推進します。
- 誰もが気軽に参加できる地域の場づくりに努めます。

#### ● 行政による取組（共助・公助）●

取組名	取組内容
支え合いの関係づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 身近な地域で、高齢者や障害のある人、子育て家庭や生活困窮にある人などが抱える様々な悩みや不安を把握し、その解決に向けて、住民同士が語り合い、支え合える関係づくりを促進します。</li></ul>
地域の活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自治会や老人クラブ、社会福祉協議会など、地域で活動する団体をはじめ、地域における市民主体の地域福祉活動に対して、組織の運営や活動を支援し、活動の活性化を図ります。</li><li>○ 地域で活動する団体等に対して、国や県、民間企業等における補助事業や研究事業等の情報をはじめ、先進事例、ノウハウなどを提供し、活動の促進を図ります。</li></ul>



## 基本施策2 世代を超えた交流の場づくり

こどもから高齢者まで、幅広い年齢層が交流し、地域に関わりが持てるよう、様々な交流の機会と場の充実を図り、住民の主体的な活動を促進します。

地域の資源を活用し、誰もが気軽に集える交流の拠点を充実し「顔の見える関係づくり」を促進します。

### ● 市民一人ひとりが取り組むこと（自助）●

- 地域の身近な活動の拠点を知り、積極的に活用しましょう。
- 地域の空き店舗や空き家などを活用した居場所づくりに、できる範囲で協力しましょう。
- 地域のイベントやサロンなどの集いの場に、家族や仲間を誘って参加しましょう。
- 身近な集いの場の情報を入手し、地域の活動に積極的に活用しましょう。
- 長年の地域活動で培った知識や経験を次世代に伝え、活動を地域に根付かせましょう。

### ● 地域で協力して取り組むこと（互助）●

- 地域住民が気軽に集える住民主体の地域活動の場として、交流活動の拠点をづくり「顔の見える関係づくり」に取り組めます。
- 高齢者を対象としたサロンや介護予防の場、こどもの居場所づくりなどに努めます。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動に協力し、支え合いの仕組みをつくりまます。

### ● 行政による取組（共助・公助）●

取組名	取組内容
世代間で交流する機会づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域で「顔の見える関係づくり」を促進するとともに、こどもから高齢者まで、幅広い年齢層が地域の様々な福祉活動に参加できるよう、生涯学習やイベントなど、世代間で交流する機会づくりに努めます。</li><li>○ 孫育てセミナー等を開催し、祖父母世代の子育てへの参加を促進します。</li><li>○ 幅広い年齢層を対象とした生涯学習、文化芸術活動、スポーツ活動の講座等を開催するとともに、高齢者による伝統芸能等、こどもや若い世代、地域住民への高齢者の貴重な知識や技術の伝承活動の活性化を図ります。</li></ul>

取組名	取組内容
誰もが交流できる機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、要介護高齢者や障害のある人、子育て家庭等に対して、地域行事やイベントなどへの参加の呼び掛けを促進し、閉じこもりやひきこもりの防止に努めます。</li> <li>○ 社会福祉協議会や自治会等が行う地域住民との交流活動を促進するため、必要な支援を行います。</li> </ul>
地域との交流による郷土愛の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒に対して、各教科や総合的な学習の時間に地域人材をゲストティーチャーとして招くなど、地域の人的資源を積極的に活用し、地域の伝統や歴史を学ぶ機会を充実するとともに、児童・生徒の郷土を愛する心や誇りを育みます。</li> <li>○ 学校のホームページや学校だより、校内の掲示板等で児童・生徒の学習活動の様子を発信し、地域公開授業を行うなど、地域に開かれた学校教育を推進します。</li> </ul>
交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民センターや交流プラザなど、高齢者や障害のある人、子育て家庭など、様々な立場の人が交流することができる場の整備や提供に努めるとともに、サークル活動や防災教室、健康づくり活動など、市民の交流の場として多方面に活用を図ります。</li> </ul>
支援拠点機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ニーズに応じて気軽に利用できる福祉の拠点として、地域包括支援センターをはじめ、子育て世代包括支援センターなど拠点機能の充実に努めます。</li> <li>○ 地域福祉活動を行う団体や組織が、より活発に活動できるよう、既存施設の有効活用も含め、活動拠点の整備を支援します。</li> </ul>
高齢者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年齢や心身の状況等によって、高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することができる住民主体の通いの場の立ち上げを支援するとともに、既存の住民主体の通いの場の活動に対する支援及び活動内容の充実を支援します。</li> <li>○ 介護予防に役立つ地域活動に対する「え・た・じ・マイレージポイント事業」の実施や地域のいきいき百歳体操の取組に対する「え・た・じ・ま・んのつどい活動助成事業」を実施し、参加意欲の向上に努めます。</li> <li>○ 高齢者の教養の向上や趣味の場、健康づくりなど、自らの生きがいづくりとそれぞれの知識や経験を生かす社会奉仕の場として、老人クラブ活動への参加を促進します。</li> </ul>

## 【基本目標3】担い手を育む ～ 地域福祉の担い手づくり ～

---

### 基本施策1 地域活動やボランティア活動への参加促進

地域との関わりを持つ身近な機会として、市民の誰もが気軽に参加できる地域活動やボランティア活動の普及をはじめ、参加へのきっかけづくりを充実します。また、ボランティアセンターの機能やボランティア体験機会の充実を図り、ボランティア活動への参加意識の向上や参加の促進を図ります。

#### ● 市民一人ひとりが取り組むこと（自助） ●

---

- 隣近所で困っている人がいたら、気軽に手助けしてみましょう。
  - 自分ができることや得意なことを見つけ、できる範囲で地域の役割を引き受けましょう。
  - 関心を持てるボランティア活動があれば、できる範囲でチャレンジしてみましょう。
  - 地域のサークルやボランティア団体のメンバーになりましょう。
- 

#### ● 地域で協力して取り組むこと（互助） ●

---

- 住民のニーズを把握し、参加してみたいと思える地域の行事やイベント、体験の場づくりに取り組みます。
  - ボランティア講座や体験事業を通じて、ボランティアへの関心を高めるとともに、具体的な活動内容の広報を行い、誰もが参加しやすいきっかけをつくります。
  - 地域の活動やイベントに参加しない人が孤立しないよう、地域で見守りの体制をつくりま
- す。
-

● 行政による取組（共助・公助） ●

取組名	取組内容
地域活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉協議会や自治会等と連携し、地域で行われる様々な地域活動について周知に努め、幅広い年齢層や職種からの市民の参加を促進します。</li> </ul>
ボランティアの育成と活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉協議会と連携し、誰もが気軽に取り組めるボランティア活動の提案や情報の提供に努めるとともに、幅広い年齢層へのボランティア意識の普及に努めます。</li> <li>○ 社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターの活動を周知するとともに、ボランティア団体の育成を支援し、ボランティア活動の促進と活動の活発化を図ります。</li> <li>○ 手話奉仕員養成講座の開催、社会福祉協議会によるボランティア養成講座の開催を支援するとともに、特技を生かして活動する「特技ボランティア制度」の活用を図り、幅広い年齢層に、様々な場面におけるボランティア活動への参加を促進します。</li> <li>○ 社会福祉協議会と連携し、家の掃除や庭の草取りなど、日常生活のちょっとした手伝いを行う「しおかぜネット」への市民の参画を促進します。</li> </ul>
高齢者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会参加を希望する高齢者のニーズに対応するため、シルバー人材センターの運営を支援するとともに、働く意欲のある高齢者への就労の場の提供に努めます。</li> <li>○ 新たな事業の開拓や後継者の育成等により、組織の強化を図るとともに、高齢者が培ってきた知識や経験と能力を生かして、地域社会に貢献ができるよう支援や連携を図ります。</li> <li>○ 新規会員の確保のため、元気に働く意欲と地域で活躍しようとする高齢者に加入を促進します。</li> </ul>
生涯学習講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幅広い年齢層を対象とした生涯学習、文化芸術、スポーツなどの講座の開催をはじめ、自主グループや文化団体連合会の活動を支援します。また、江田島eスポーツクラブと連携し、スポーツ団体の活動を支援します。</li> </ul>

## 基本施策2 福祉の担い手づくりと人的資源の発掘

福祉に関する、知識や理解を深める機会の充実や人材育成に向けた取組を推進するとともに、地域で福祉リーダーや担い手を育成します。また、地域住民の経験と能力を地域福祉の活動に生かすため、福祉の担い手の育成と発掘に努めます。

### ● 市民一人ひとりが取り組むこと（自助）●

- 自分の能力や経験を生かして、地域の福祉活動に参加しましょう。
- 地域福祉の担い手やリーダーの負担軽減に向けて、自分でできる範囲で活動に協力しましょう。
- 家庭や地域で、福祉専門職の大切さや人材が不足していることを話題にしてみましょう。
- ボランティアなどの活動に参加したことがある人は、活動のやりがいや楽しさを身近な周りの人に伝えましょう。
- 講座や教室等に積極的に参加し、活動に必要な知識を身に付けましょう。

### ● 地域で協力して取り組むこと（互助）●

- 地域の福祉活動を通じて、活動の担い手の発掘、育成に取り組めます。
- 地域活動の担い手やリーダーが抱える問題点、課題を把握し、地域で協働してその解決策を検討します。
- 自治会など地域組織の運営、参加する人の固定化を防ぎ、地域住民に広く参加を促すとともに、様々な人の意見を取り入れた、開かれた地域組織を目指します。
- 地域活動の担い手を養成するための講座や研修会を開催するとともに、行政の取組に協力します。

### ● 行政による取組（共助・公助）●

取組名	取組内容
福祉の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 誰もが福祉の担い手となれるよう、人材育成の講座等を行い、福祉への理解を深め、地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダーや活動団体の育成を図ります。</li><li>○ 社会福祉協議会と連携し、プラチナ大学※の開催による、新たな地域活動の担い手の確保と育成を支援します。また、地域貢献活動をテーマとした研修会等を開催するとともに、これまで参加者が少なかった男性の参加の促進に努めます。</li></ul>

※ プラチナ世代（高齢になって年齢を重ねても、地域や社会の中で、自分のできる範囲で自分らしく活動し、輝いている人）が、これまで培ってきた経験や能力を生かして、地域づくりや地域の支え合い活動など、多様な形で活躍できるよう人材を育成するカリキュラム等を実施している。

取組名	取組内容
福祉人材の育成、発掘	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域で福祉活動を展開する、各団体への支援や適切な情報の提供に努めるとともに、研修会の開催等による地域活動のリーダーの育成を支援し、地域の活性化や人材の育成、確保を図ります。</li> <li>○ 生活支援コーディネーターの活動により、地域の人的資源の発掘に努めるとともに、自治会ごとに地域アセスメントを実施し、新たな地域資源の発掘と、地域に必要な活動の開発を推進します。</li> </ul>
介護人材の確保・定着への支援とスキルの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適正な介護サービスが提供できるよう「医療・福祉・介護分野における人材育成事業に関する包括連携協定」に基づき、サービスの担い手である介護職員や看護職員等の介護人材の確保、育成、定着に向けた取組を推進します。</li> <li>○ 施設従事者の専門職のスキルアップに向けた、施設研修への支援を行うとともに、離職者が再就職できるよう支援を検討します。</li> </ul>
専門的な福祉の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症サポーターの養成講座を開催し、認知症についての理解を深め、認知症の人やその家族を支援するサポーターの増員に努めます。</li> <li>○ 市職員をはじめ、市民に幅広くゲートキーパー養成講座への参加を促進し、自殺予防に取り組める人材の育成を図ります。</li> <li>○ 誰もが適切な福祉サービスを利用できるよう、保健師等の専門職による相談など、相談機能の専門性を確保するとともに、研修等の充実による専門職の育成を推進します。</li> </ul>

## 【基本目標4】 困りごとに寄り添う

### ～ 相談しやすい包括的な支援体制づくり ～

#### 基本施策1 きめ細かな相談支援体制の充実

複雑化、多様化する悩みや困りごとをはじめ、制度の狭間にあることから相談先が分からないといったケースにも対応できるよう、相談窓口の周知を図るとともに「誰一人取り残さない支援」に取り組みます。

#### ● 市民一人ひとりが取り組むこと（自助） ●

- 困りごとや悩みごとを相談できる人をつくり、ちょっとした困りごとでも、気軽な気持ちで身近な人に話してみましよう。
- 家族や個人で困りごとを抱え込まず、市役所の相談窓口などを積極的に活用しましょう。
- いざというときすぐ相談できるよう、困ったときに相談できる窓口を把握し、周りの人にも教えましょう。
- 周囲に悩んでいる人がいたら、相談機関を紹介しましょう。

#### ● 地域で協力して取り組むこと（互助） ●

- 身近な人や自分の困りごとの話ができる場をつくり、行政へつなぐ仕組みをつくりまます。
- 困っている人に気付き、気軽に声を掛けられる活動や気軽に相談できる環境づくりに努めます。
- 地域で出た課題に対し、専門機関や行政と連携した話し合いの場をつくりまます。
- 制度の狭間や複合的な課題を持つ人の現状を把握し、地域住民が認識を深め、対応策を検討できる仕組みを検討まます。

#### ● 行政による取組（共助・公助） ●

取組名	取組内容
相談しやすい環境の整備と包括的な相談窓口の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市民が「どこに相談すればいいか分からない」ということがないよう、市の広報紙やホームページをはじめ、多様な手段を活用して相談窓口の周知を図ります。</li><li>○ 地域住民の複雑化、多様化した支援ニーズに対応するため、社会福祉協議会をはじめ、関係機関や庁内関係課と連携して保健、福祉の総合相談窓口の整備を検討するなど、包括的な支援体制の構築を目指まます。</li><li>○ 市民の相談に専門性を持ち適切に対応できるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、相談体制の構築に努めまます。</li></ul>

取組名	取組内容
制度の狭間にいる人への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活困窮者やひきこもり状態にある人、8050問題など、地域の中で見えにくい潜在的な要支援者を早期に発見し、適切な支援につながるため、民生委員・児童委員との連携を強化します。</li> <li>○ 生活保護に至る前段階のセーフティネットとして「生活困窮者自立支援事業」を推進し、生活に困窮している人の自立を支援します。</li> <li>○ ひきこもり状態にある人の相談対応から適切な支援まで、関係機関と連携して取り組めるよう、体制の強化を図ります。</li> <li>○ 高齢者福祉や介護、障害のある人の福祉、子育て支援、生活困窮、その他居住や就労に困難や課題を抱える人など、複合化、複雑化した地域の生活課題に対して、社会福祉協議会をはじめ関係機関との連携により、相談に対応するとともに、庁内の分野横断的な連携の強化を図ります。</li> </ul>
相談支援における連携の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口から得られた内容について、庁内各部署や関係機関との連携を強化し、個人情報取り扱いに配慮しながら情報の共有を図り、適切な支援につながるよう努めます。</li> <li>○ 利用者が適切な福祉サービスを利用できるよう、窓口間の連携を図るとともに、保健師等の専門職による相談など、相談機能の専門性を確保します。</li> </ul>
自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本計画と一体的に策定している「江田島市自殺対策計画」に基づき、心の健康づくり対策として、地域における自殺予防を推進するため、関係機関と連携し、誰もが自殺に追い込まれることのない江田島市の実現を目指し、生きる支援を推進します。</li> </ul>



## 基本施策2 福祉のネットワークづくり

社会福祉協議会をはじめ、地域の福祉活動を推進するため活動している多様な団体等や多職種との連携を強化し、協働しやすい環境づくりに努めるとともに、関連する分野の活動団体同士をつなぎ、市民の福祉ニーズの早期発見、多岐にわたる地域の生活課題の解決、支援の充実に向けて、より効果的な福祉のネットワークづくりを推進します。

### ● 市民一人ひとりが取り組むこと（自助） ●

- 身近な相談先として、地域を担当する民生委員・児童委員を把握し、できる範囲でその活動に協力しましょう。
- 新聞や郵便物がたまっている、地域の集まりにいつも来る人が来ないなど、隣近所で気になることがあったら、自治会や民生委員・児童委員などへつなぎましょう。
- 一人暮らしの人や高齢者の見守り、声掛けをしましょう。

### ● 地域で協力して取り組むこと（互助） ●

- 地域の役員や民生委員・児童委員の周知に努めます。
- 地域で解決できる課題は、住民、商店、社会福祉協議会、郵便局、自治会、JA、一般企業など地域の多様な主体が連携し、地域ぐるみで取り組みます。
- 身近で相談を受けたら話を聞き、必要に応じて相談機関につながります。
- 地域住民による見守り活動を促進します。
- 地域で協働してできる生活支援や福祉的サービスなど、インフォーマルサービス※の充実に取り組みます。

※ 行政が提供する公的サービス以外の住民や地域の団体等による支援のこと。

### ● 行政による取組（共助・公助） ●

取組名	取組内容
民生委員・児童委員の周知	○ 住民の抱える地域課題を早期に発見し、解決につなぐため、住民の身近な相談役である民生委員・児童委員の活動を広く周知するとともに、連携の強化を図ります。
見守り支援活動への支援	○ 社会福祉協議会と連携し「江田島市見守り支援ネットワーク推進協議会」の運営や活動を支援します。

取組名	取組内容
地域福祉のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員や自治会の見守り活動等を通じて、住民が抱える様々な福祉課題を発見できる仕組みづくりを促進します。</li> <li>○ 地域や関係機関の多職種が行政と協働して、それぞれの得意分野や活動を生かしてネットワークをつくり、地域におけるニーズの把握や課題の解決に努めるとともに、お互いに支え合う地域づくりに努めます。</li> </ul>
地域包括ケアシステムの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住まい、医療、介護、介護予防、生活支援の各サービスが、切れ目なく提供される社会の実現を目指す「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域包括支援センターの円滑な運営を図るとともに、関係機関とのネットワークの形成により、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるまちづくりを推進します。</li> </ul>

## 【 基本目標5 】 暮らしを支える

### ～ 住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制づくり ～

---

#### 基本施策1 良質で多様な福祉サービスの充実

高齢者や障害のある人、子育て世代など誰もが地域で安心して生活できるよう、庁内で策定している各種福祉計画に基づき、福祉サービスの充実を図るとともに、一人ひとりの状況やニーズに応じて、適切なサービス支援へとつなぎます。

#### ● 市民一人ひとりが取り組むこと（自助） ●

---

- どのような福祉サービスや制度があるか、市や社会福祉協議会が発信する情報を確認しておきましょう。
  - 福祉サービスについて分からないことは問い合わせ、納得した上で利用しましょう。
  - 日頃から健康づくりに努め、サービスを利用するときは、適正な量の福祉サービスを利用するよう心掛けましょう。
  - 福祉サービスについて苦情があるときは事業者へ伝え、解決できないときは身近な相談窓口を活用しましょう。
- 

#### ● 地域で協力して取り組むこと（互助） ●

---

- 回覧板、インターネット、SNS等多様な手段を活用して、福祉の制度やサービスに関する情報を発信します。
  - 福祉の制度やサービスの利用が必要と考えられる人を、相談や話し合いを通じて、適切な利用につなぎます。
  - 地域における福祉サービスの提供量や質について状況を把握し、サービスの充実を図るため、行政や関係機関に情報を発信します。
  - 地域の特性に合った生活支援や福祉サービス事業の実施に取り組みます。
-

● 行政による取組（共助・公助） ●

取組名	取組内容
福祉サービスの適切な利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 誰もが自ら希望する福祉サービスを選択し、利用できるよう、市の広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用して福祉に関する制度やサービスの内容、申請方法等の情報を分かりやすく発信します。</li> <li>○ 社会福祉協議会や自治会、民生委員・児童委員等と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握に努めるとともに、様々な課題や新たなニーズに対応した生活支援や福祉サービスについて検討します。</li> <li>○ 高齢者や介護、障害のある人、子育て支援等の福祉分野の個別計画との整合を図るとともに、情報共有と連携の強化に努め、協働による地域全体の福祉の向上を推進します。</li> </ul>
福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護サービスや障害福祉サービス提供事業者向けの研修や人材確保を支援し、サービスの質の向上に努めます。</li> <li>○ 福祉サービスに対する、問い合わせや苦情などを申し立てしやすい環境づくりに努めるとともに、利用者やその家族に対する苦情解決方法の周知と、苦情解決体制の充実を図ります。</li> </ul>
再犯防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、本計画と一体的に策定している「再犯防止推進計画」に基づき、関係機関との連携を図りながら、再犯防止施策を推進します。</li> </ul>

## 基本施策2 大切な権利を守る体制の整備

高齢者の一人暮らし世帯や認知症の人の増加などを見据え、関係機関と連携して総合的な権利擁護事業を推進するとともに、制度の内容について分かりやすい情報提供や周知により、適切な利用を促進します。また、関係機関と連携し、暴力や虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

### ● 市民一人ひとりが取り組むこと（自助）●

- 人権の尊重や暴力防止について積極的に学び、理解を深めましょう。
- 人権や権利擁護、成年後見制度に関心を持ち、市や社会福祉協議会等が発信する情報入手し、理解を深めましょう。
- 身近に権利擁護の必要がある人に気付いたら、民生委員・児童委員や市役所などに連絡しましょう。

### ● 地域で協力して取り組むこと（互助）●

- 地域で人権について学ぶ機会をつくれます。
- 権利擁護や成年後見制度への市民の関心を高めるために、様々な機会を活用して周知、啓発に努めます。
- 地域活動や住民からの相談を通じて見守りや支援が必要な人を把握します。
- 地域に権利擁護が必要と思われる人がいたら、民生委員・児童委員や市役所などに連絡、通報、相談し、適切な支援につなぎます。

### ● 行政による取組（共助・公助）●

取組名	取組内容
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市の広報紙やホームページ、パンフレット等により、権利擁護に関する制度についての普及に向けた啓発を推進し、市民の権利擁護に対する意識の向上を図ります。</li><li>○ 認知症状や知的障害、精神障害等があることにより、判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護に取り組むとともに、福祉サービス利用援助事業「かけはし」など、制度の普及及び利用の促進に向けた周知に努めます。</li><li>○ 社会福祉協議会が運営する「権利擁護センターえたじま」の周知を図るとともに、権利擁護に関する講演会の開催及び専門職員による相談窓口の充実を図ります。</li></ul>

取組名	取組内容
成年後見制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本計画と一体的に策定している「江田島市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市広報紙やホームページ等を活用し、普及に向けた啓発を図るとともに、利用の促進を図ります。</li> </ul>
虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者や障害のある人、子どもに対する虐待等を防止するための啓発活動を推進するとともに、関係機関との連携により適切な対応に努めます。</li> <li>○ 虐待の対応にあたっては、家庭内での状況や個別の生活課題に寄り添いながら、きめ細かな対応に努めます。</li> </ul>
あらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DVやデートDV、ストーカー行為や虐待など、あらゆる暴力の根絶に向けて、市の広報紙やホームページ等による意識啓発を推進するとともに、講座の開催等を通じて、市民の理解を深める取組を推進します。</li> </ul>

## 【基本目標6】安心して暮らす～安全・安心な人にやさしいまちづくり～

### 基本施策1 防災・防犯対策の推進

日頃から、住民同士の顔の見える関係づくりを促進するとともに、地域における自主防災組織の整備の促進をはじめ、地域住民や関係機関、行政が協働して地域の防災体制の強化や避難行動要支援者への支援を図り、災害に強いまちづくりを推進します。また、関係機関と連携した防犯体制の充実による安全なまちづくり活動を推進します。

#### ● 市民一人ひとりが取り組むこと（自助）●

- 日頃から防災に関する知識を身に付け、備蓄品や非常持ち出し袋の準備をするとともに、災害発生時の連絡方法や避難場所などをあらかじめ家族で話し合っておきましょう。
- 地域での自主防災活動や防災について学ぶ場に、積極的に参加しましょう。
- 地域で、避難に支援が必要な人がいるときは、日頃から避難方法についてコミュニケーションをとっておきましょう。
- 災害時に避難する際は、隣近所で声を掛け合しましょう。
- 外出前に近所に声を掛ける、行き交う人と挨拶するなど、声を掛け合うことで犯罪防止に努めましょう。
- 地域の防犯活動やパトロールに積極的に参加しましょう。

#### ● 地域で協力して取り組むこと（互助）●

- 地域の実情に合った防災訓練や防災について学ぶ機会の充実に努めます。
- 自主防災組織の活動など、地域の支え合い活動に協力します。
- 自主防災組織を整備し、緊急時に対応できる組織や体制づくりに努めます。
- ふだんから、配慮の必要な方の見守りや声掛けを行います。
- 防犯や交通安全活動に、住民が参加しやすい仕組みづくりを検討します。
- 防犯意識を高める講演会や学習会など、学ぶ機会の充実に努めます。

#### ● 行政による取組（共助・公助）●

取組名	取組内容
防災体制の充実と防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市の広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体をはじめ、市民が集う場など、様々な機会を活用し、災害時の避難場所の周知に努めます。</li><li>○ 自主防災組織の育成や活動を支援し、災害時の支援体制の充実を図るとともに、災害時の支援体制の確保に向けて、地域における見守りネットワークの構築を支援します。</li></ul>

取組名	取組内容
災害時の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「江田島市地域防災計画」に基づき、防災行政無線、Ｌアラート、メール、登録制防災電話、ＦＡＸ、多言語対応アプリ、ＳＮＳ等様々な媒体を活用して、速やかに防災情報を伝達するとともに、防災情報の入手手段の普及、入手方法の充実に努めます。</li> <li>○ 災害時に特に支援が必要な人の名簿を作成し、福祉専門職等と協力して避難支援が適切に行えるよう、個別避難計画の作成を進めます。</li> <li>○ 福祉避難所への受け入れ体制の整備を図るとともに、情勢や避難所ニーズに応じた備蓄食糧や生活必需品等の整備や更新を行い、避難所環境の向上に努めます。</li> </ul>
防犯対策の推進と地域の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における防犯意識を高めるため、啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携し、近隣住民同士が日常生活で声掛けや見守り活動を行う体制づくりを支援します。</li> <li>○ 身近な犯罪の防止や犯罪が発生しにくい環境づくりを進めるため、江田島警察署、市防犯連合会や自治体等の関係機関、団体と連携して暴力追放や防犯活動を展開し、安全、安心なまちづくりを推進します。</li> <li>○ 消費生活相談やトラブルによる被害者救済を適切に行うとともに、消費者トラブルを回避するための情報発信と迷惑電話防止機器の普及に努め、市民の安全、安心な暮らしを確保します。</li> <li>○ 自主ボランティア等により、児童・生徒の登下校時に街頭指導や青色回転灯付防犯パトロール車による見守り活動を実施するとともに「こども 110 番の家及び店」の登録を推進し、通学路等児童・生徒の安全の確保に努めます。不審者情報を入手したときには、教育委員会等を通じて保育施設や学校、保護者に連絡できる体制を構築します。</li> </ul>



## 基本施策2 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

ユニバーサルデザインの考え方に基づく公共施設等の整備を促進するとともに、道路等のバリアフリー化の推進や移動手段の確保など、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

### ● 市民一人ひとりが取り組むこと（自助） ●

- 外出や移動の際は互いに協力し合い、困っている人がいたら積極的に手助けしましょう。
- 地域で危険な箇所を発見したら、地域や行政に情報提供しましょう。
- 人と人との関わりを大切にし、困っている人や支援が必要な人の良き理解者となり、できることから始めましょう。

### ● 地域で協力して取り組むこと（互助） ●

- 地域で危険な場所、安全な場所の把握に努めます。
- 公共交通が利用しやすい環境づくりに努めます。
- 隣近所や地域の商店等が協力し、買物支援に協力します。

### ● 行政による取組（共助・公助） ●

取組名	取組内容
ユニバーサルデザインのまちづくり	○ 高齢者や障害のある人、子どもをはじめ、誰もが安全で快適に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共施設や公園等生活空間のバリアフリー化を推進します。
道路交通環境の整備	○ 道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備に努め、高齢者や障害のある人等の外出時の安全の確保を図ります。
公共交通機関のバリアフリー化の促進	○ 事業者によるバスの低床化等、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。船舶や車両の更新に合わせて順次整備を行います。
移動支援	○ 屋外での移動が困難な障害のある人に対して、社会生活上必要な外出や余暇活動などの、社会参加を目的とした外出時の移動を支援します。

## 第2部 第2次江田島市自殺対策計画

### 第1章 江田島市自殺対策計画の概要

#### 【1】計画策定の社会的背景と趣旨

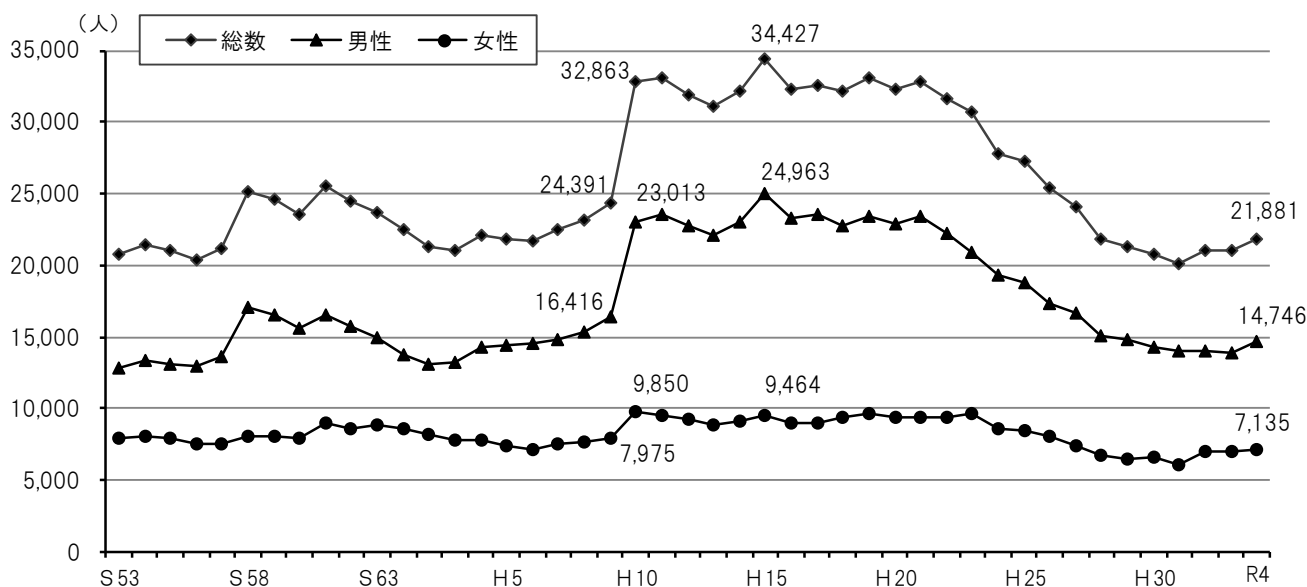
国の自殺対策は「自殺対策基本法（平成18年法律第85号）」の制定以降、社会的な問題として認識されるようになり、近年、自殺者数は3万人台から2万人台に減少しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年には、自殺者の総数は前年を上回り、特に女性やこどもの自殺者数が増加しました。令和4（2022）年には、男性の自殺者数も増加に転じています。

令和4（2022）年10月に閣議決定された、新「自殺総合対策大綱」においては「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念を継承し、6つの基本方針を掲げ、自殺対策を総合的に推進していくこととしています。

本市においては、第3次地域福祉計画と第1次自殺対策計画を一体的に策定しており、地域福祉計画の見直しに伴い、新「自殺総合対策大綱」及び本市の現状等を踏まえ、自殺対策計画を見直します。

本計画である「第2次江田島市自殺対策計画」は、本市における自殺対策の牽引役になるとともに「生きることの包括的な支援」を推進する指針として位置付けます。

【自殺者数の推移（全国）】



【 新「自殺総合対策大綱」の概要 】

基本理念	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生きることの包括的な支援として推進する</li> <li>2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む</li> <li>3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる</li> <li>4 実践と啓発を両輪として推進する</li> <li>5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する</li> <li>6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する【新設】</li> </ol>
数値目標	令和8年（2026年）までに、自殺死亡率を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させる（旧大綱の数値目標を継続）

資料：厚生労働省「自殺総合対策大綱」（令和4年（2022年）10月14日）より作成

## 【2】計画の概要

### 1 計画の目的

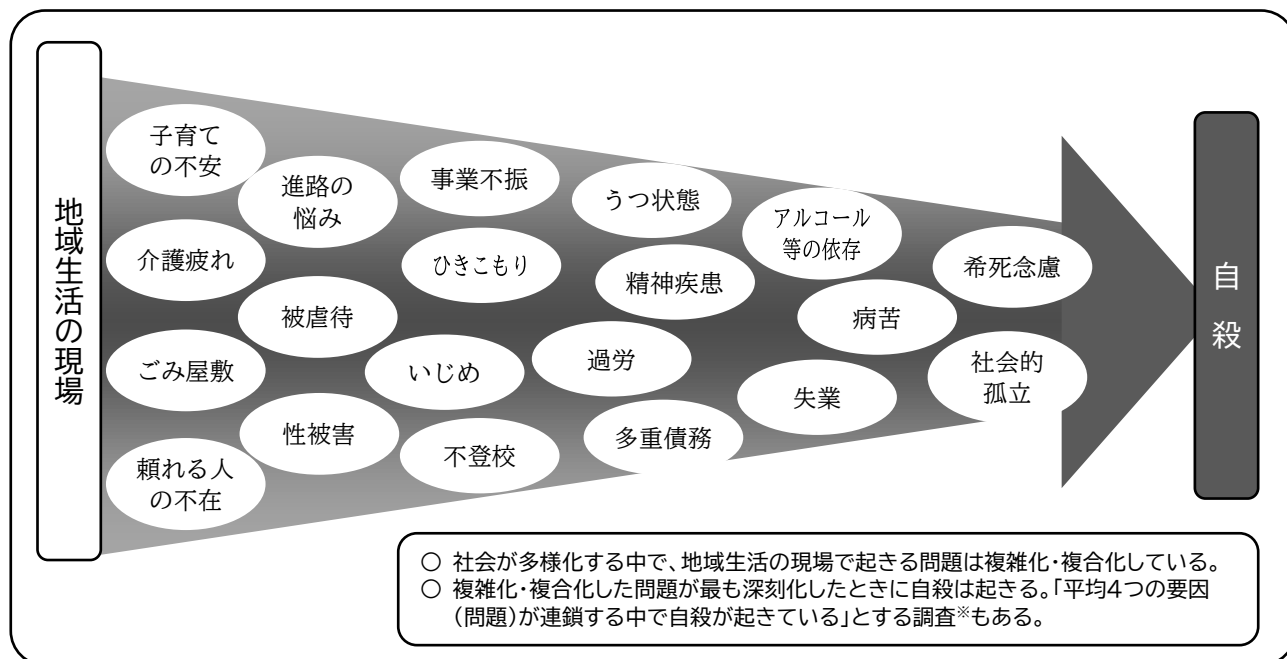
自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独、孤立など様々な社会的要因があることが知られています。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや社会とのつながりの減少、生きていても役に立たないという喪失感、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などから、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は「自殺対策基本法」第2条の規定に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られるとともに「生きることの包括的な支援」として位置付け、推進する必要があります。

「江田島市自殺対策計画」は、本市における全ての市民が「かけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることがない社会」の実現を目指すものです。

#### 【自殺の危機要因イメージ】



※「自殺実態白書 2013(NPO法人ライフリンク)」  
資料:厚生労働省

## 2 計画の策定方法

計画の策定にあたっては、アンケート調査や関係団体調査、グループインタビュー調査等を通じて、自殺に関わる実態や意見等を把握するとともに、江田島市保健福祉審議会において本計画の内容を審議しました。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。計画の最終年度にあたる令和11（2029）年度に、それまでの取組の評価を行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

## 4 計画の数値目標

本市における年間自殺者数を0人とすることを目標とします。

## 第2章 本市の現状と課題

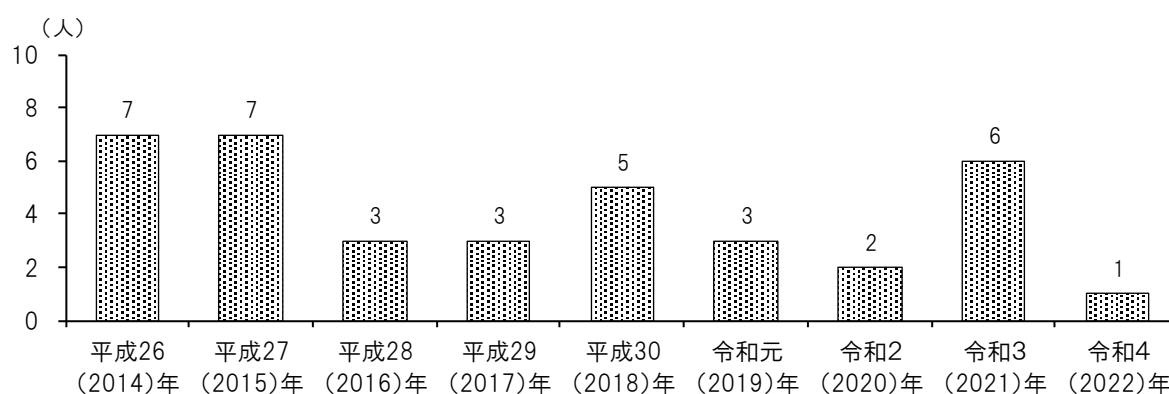
### 【1】本市の現状

#### 1 自殺者数

本市の自殺者数は、年間10人未満で推移しています。

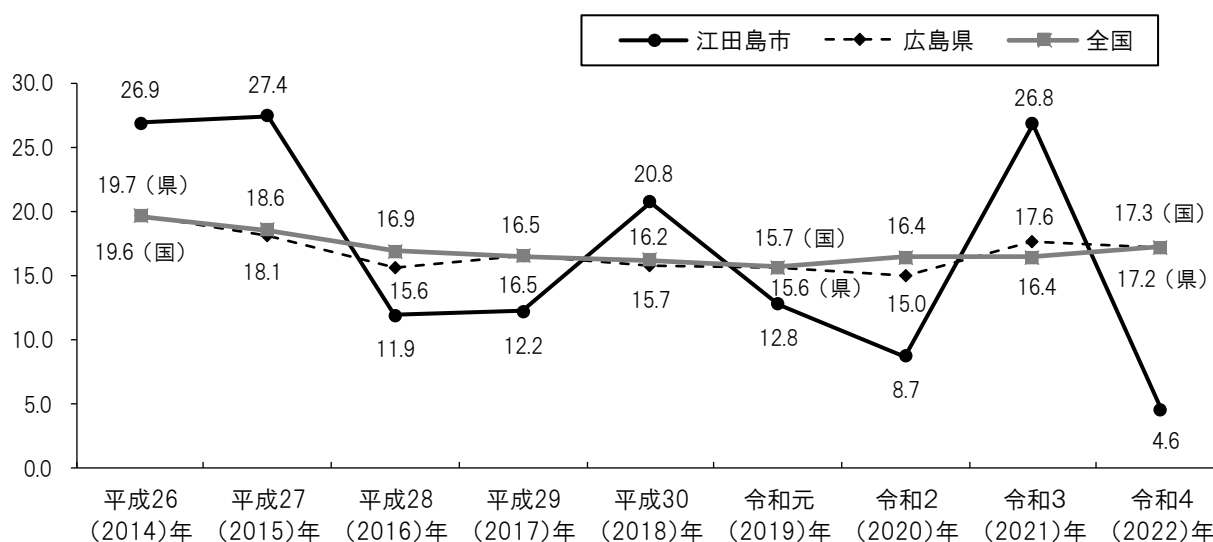
自殺死亡率※をみると、本市は広島県や全国と比べて人口が少ないため、数人の増減で自殺死亡率が大きく変動しています。

【自殺者数の推移】



資料：厚生労働省自殺対策推進室

【自殺死亡率の推移（人口10万人当たり）】



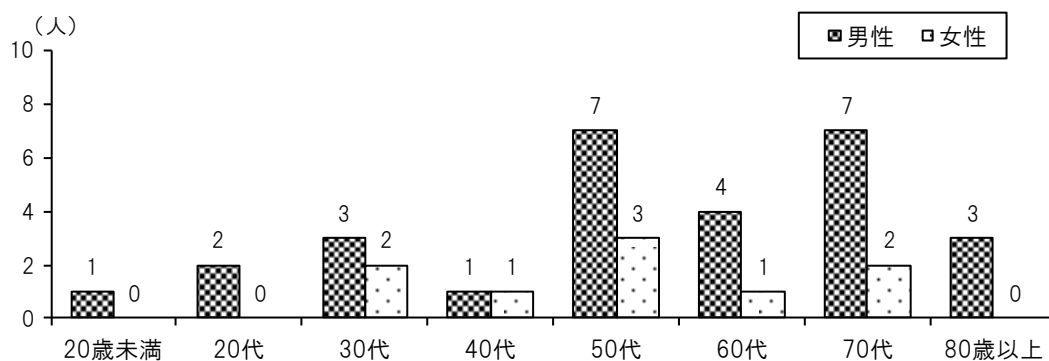
※ 自殺死亡率とは、自殺者数を当該地方公共団体の人口で除して、これを10万人当たりの数値に換算したもの

資料：厚生労働省自殺対策推進室

## 2 年齢別自殺者数

本市の年齢別自殺者数を平成26(2014)年～令和4(2022)年の合計(37人)で見ると、男性は特に50代や70代で多くなっています。

【年齢別自殺者数】



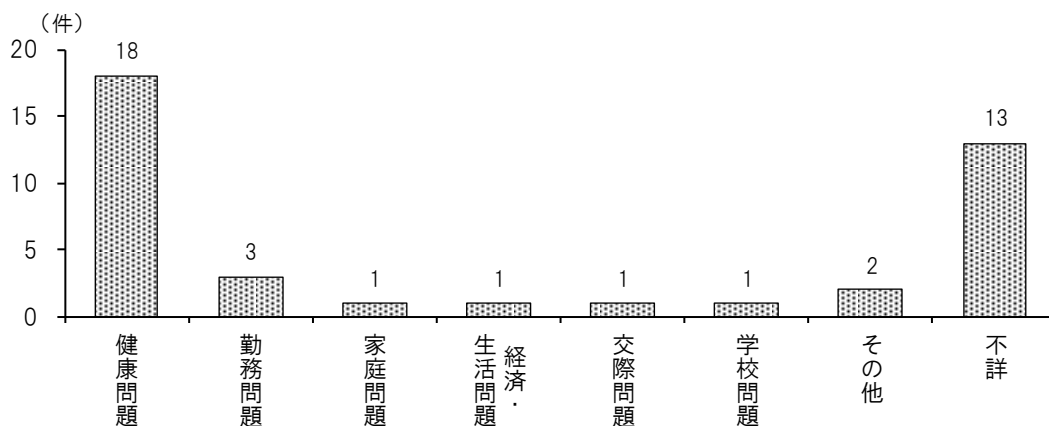
注：平成26(2014)年～令和4(2022)年の合計(37人)

資料：厚生労働省自殺対策推進室

## 3 原因・動機別件数

本市の自殺の原因・動機については、一人で複数の原因・動機を抱えている場合があり、「不詳」も多くなっています。判明している原因・動機別の件数をみると、「健康問題」が最も多く、次いで「勤務問題」が続いています。

【原因・動機別件数】



注1：平成26(2014)年～令和4(2022)年の合計(37人)

注2：一人で複数の原因・動機を抱えている場合があるため、合計(37人)と一致しない。

資料：厚生労働省自殺対策推進室

## 4 本市の特徴

### (1) 自殺の特徴

「地域自殺実態プロファイル」によると、本市の自殺の特徴は次のとおりです。背景にある主な自殺の危機経路（自殺に至るまでの経路）は、いくつかの要因が重なっていることが多く、原因を一つの要因に特定することは難しいですが、失業や職場における人間関係を起因としたものもみられます。

#### 【 主な自殺の特徴 】

上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (10万人対)	背景にある主な自殺の危機経路
男性 60 歳以上無職独居	4人	21.1%	128.4	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
男性 60 歳以上無職同居	3人	15.8%	25.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
女性 60 歳以上無職同居	3人	15.8%	17.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
男性 20～39 歳有職同居	2人	10.5%	40.8	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
男性 40～59 歳有職同居	2人	10.5%	23.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

注：平成 29（2017）年～令和 3（2021）年の合計  
資料：地域自殺実態プロファイル

### (2) 有職者の状況

有職者の自殺の内訳をみると、自営業・家族従業者はみられず、全て被雇用者・勤め人となっています。

#### 【 有職者の自殺の内訳 】

職業	自殺者数 (5年計)	割合	全国割合
自営業・家族従業者	0人	0.0%	17.5%
被雇用者・勤め人	7人	100.0%	82.5%
合計	7人	100.0%	100.0%

注：平成 29（2017）年～令和 3（2021）年の合計  
資料：地域自殺実態プロファイル



### (3) 60歳以上の状況

60歳以上の自殺の内訳をみると、女性では同居人がいる人はいない人に比べ、自殺をした割合が高くなっています。

#### 【 60歳以上の自殺の内訳 】

性別	年齢階級	同居人の有無(人数)		同居人の有無(割合)		全国割合	
		いる	いない	いる	いない	いる	いない
男性	60代	0人	0人	0.0%	0.0%	14.0%	10.4%
	70代	3人	2人	27.3%	18.2%	15.0%	8.0%
	80歳以上	1人	2人	9.1%	18.2%	11.5%	5.0%
女性	60代	1人	0人	9.1%	0.0%	8.7%	2.8%
	70代	2人	0人	18.2%	0.0%	9.1%	4.3%
	80歳以上	0人	0人	0.0%	0.0%	6.9%	4.3%
合計		11人		100.0%		100.0%	

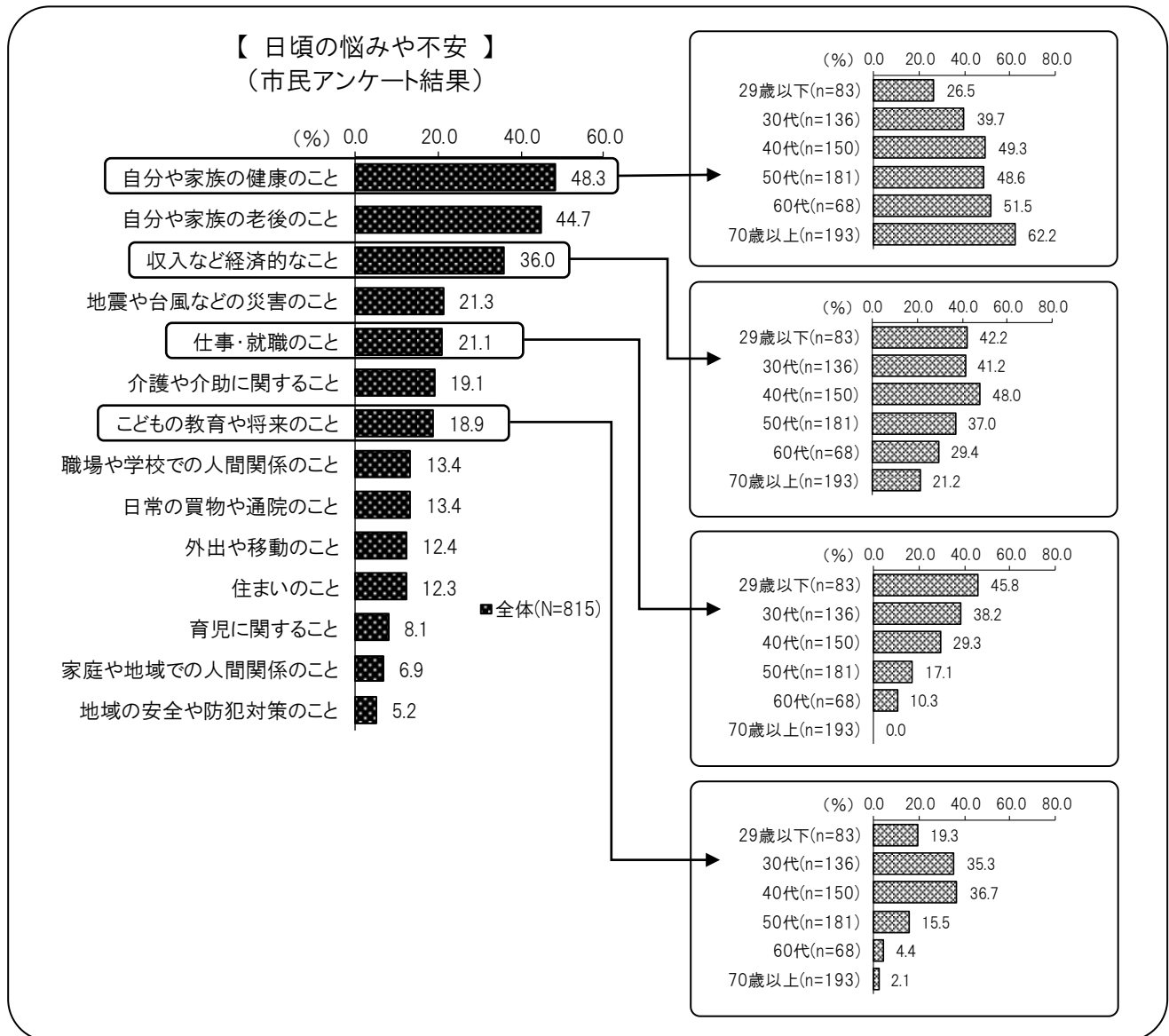
注：平成29（2017）年～令和3（2021）年の合計

資料：地域自殺実態プロファイル

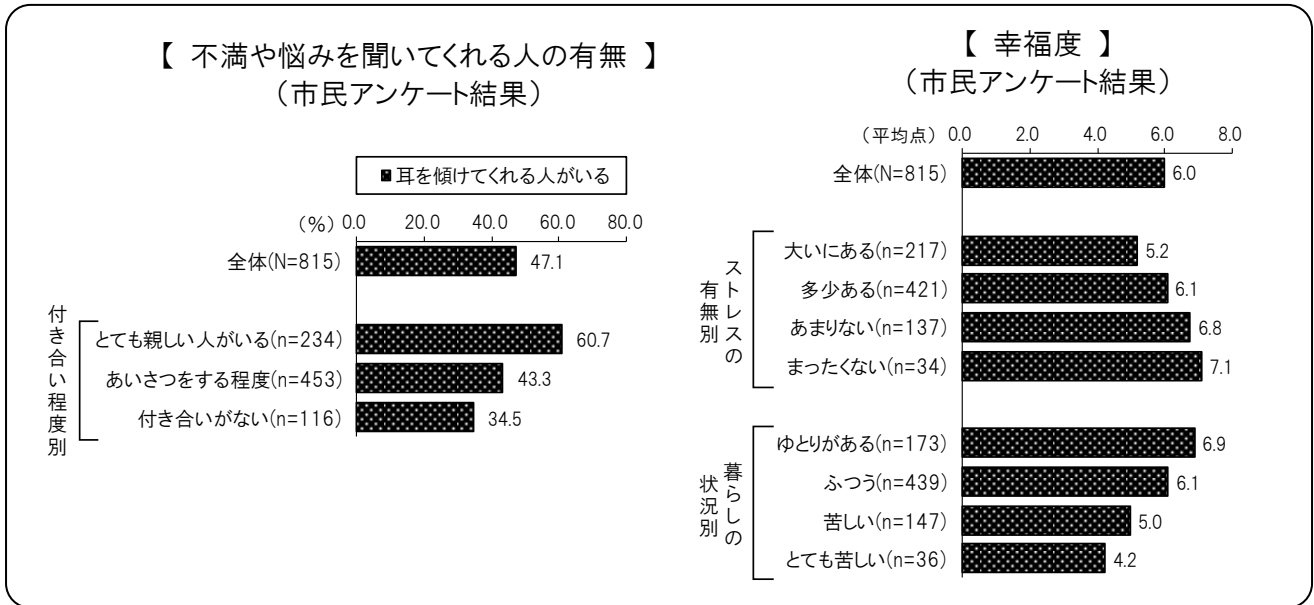
## 【2】アンケート調査結果から読み取れる現状と課題

### 【現状の整理】

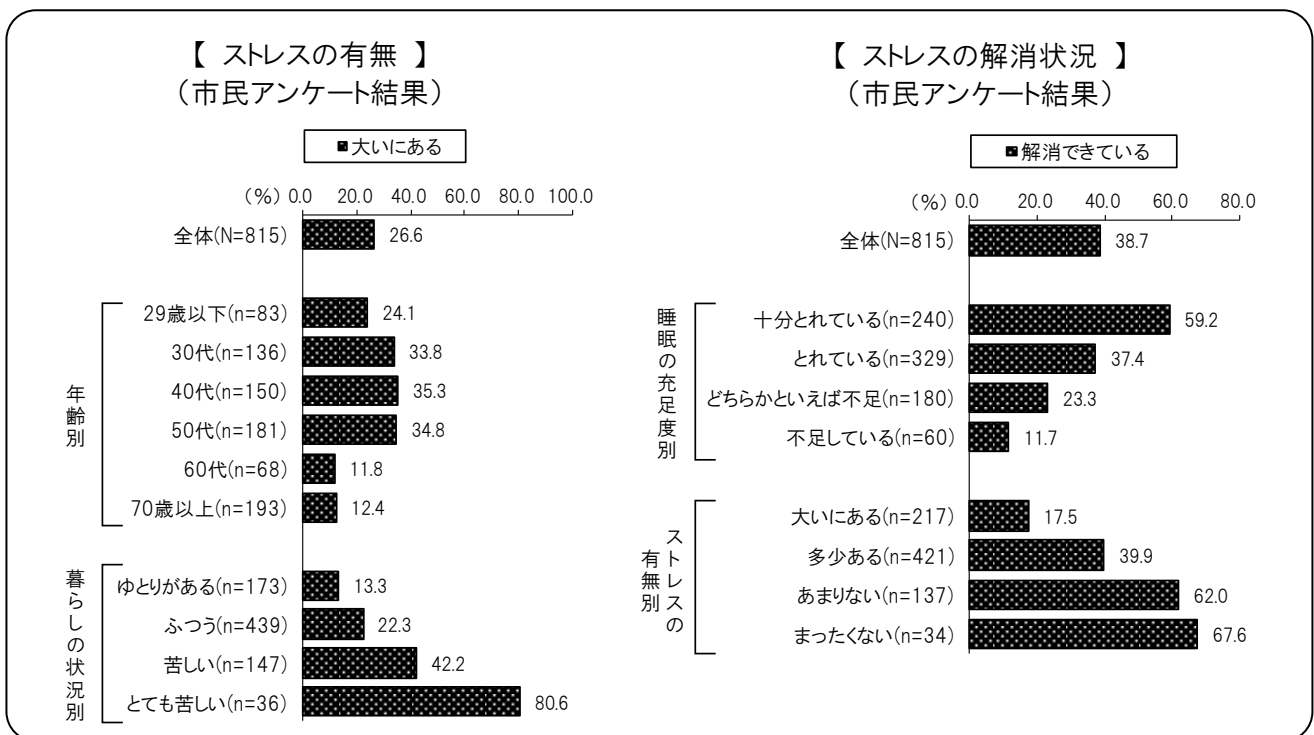
- 市民アンケート調査結果では、日頃の悩みや不安として、健康や老後、収入などの割合が高くなっています。年齢が上がるほど「自分や家族の健康」、若い年齢層ほど「仕事・就職」に対して悩みや不安を感じており、また30～40代の子育て世代では「こどもの教育や将来」、40代では「収入など経済的なこと」の割合が高くなっています。



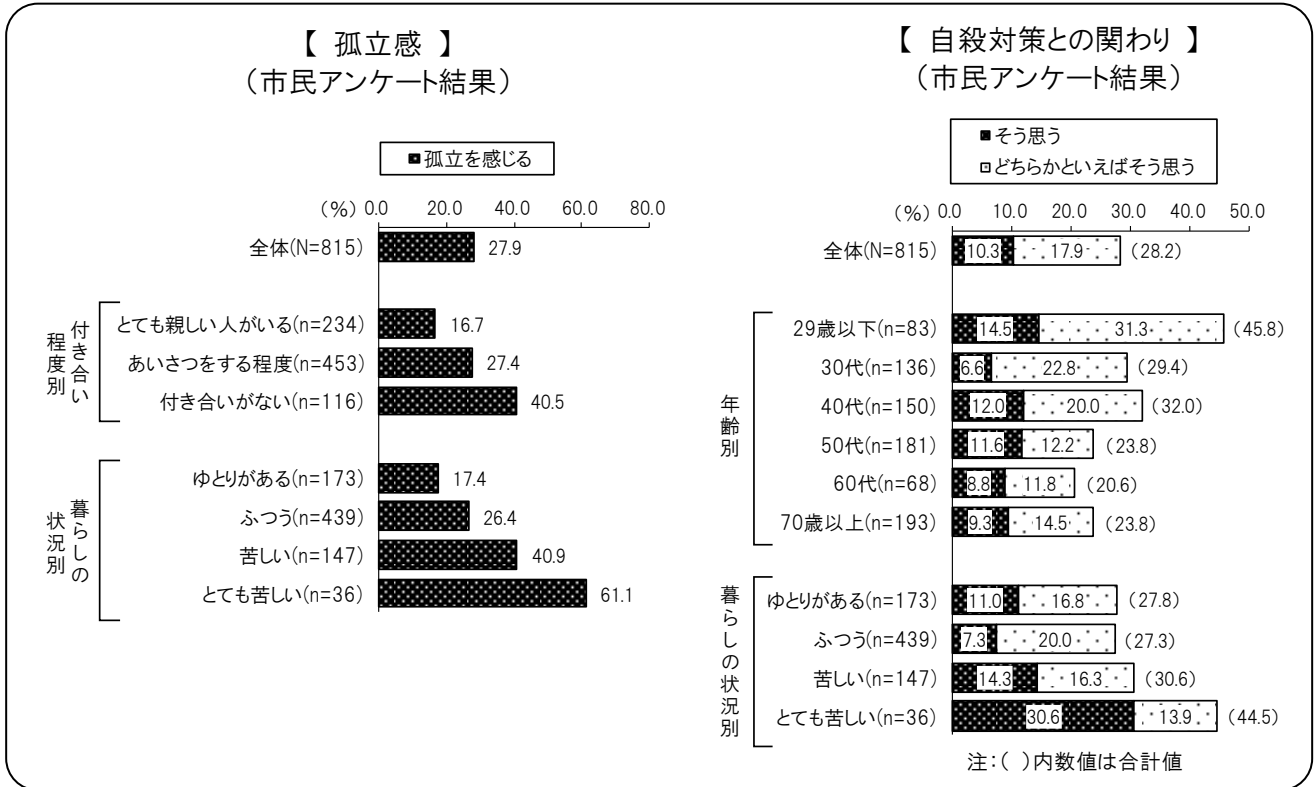
- ・ 回答者の47.1%が不安や悩みを聞いてくれる人がいると回答しており、近所との付き合いが親密な人ほど、その割合が高くなっています。
- ・ 幸福度については、ストレスが少ない人や暮らしにゆとりがある人ほど高くなっています。



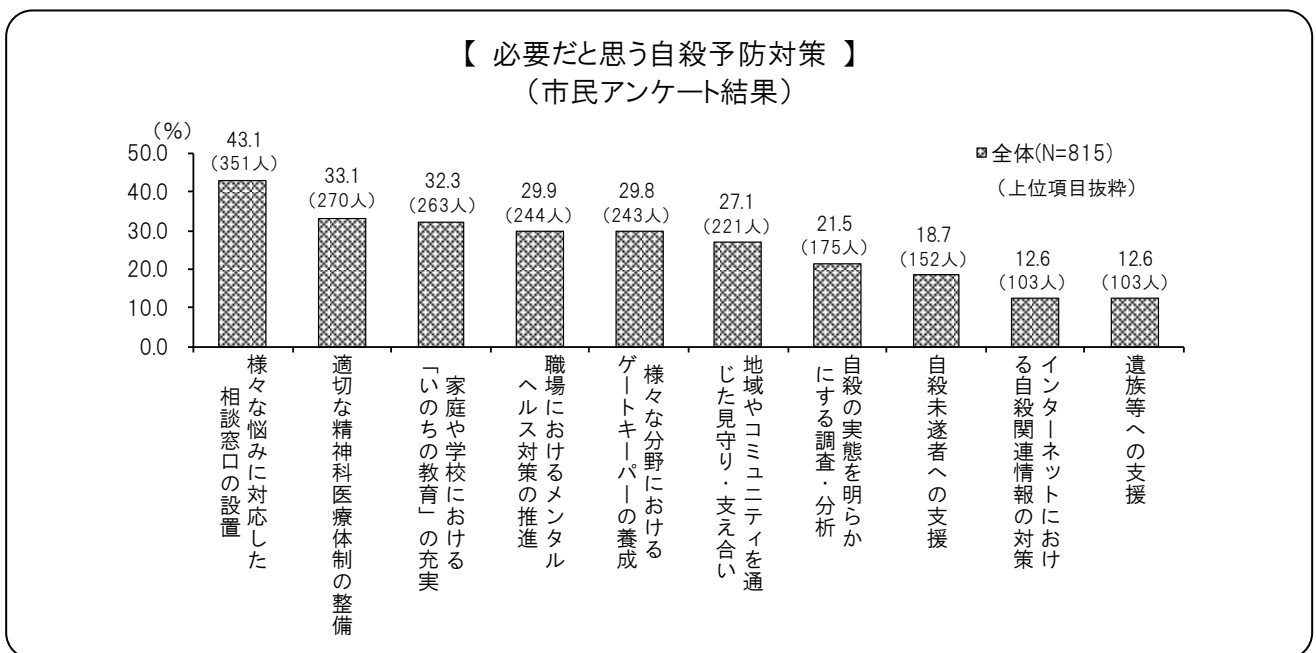
- ・ ストレスの有無については、4人に1人が「大いにある」と回答しており、30～50代でその割合が高くなっています。また、生活が苦しい人ほどストレスを強く感じており、ストレスの有無と暮らしの状況には強い相関関係がうかがえます。
- ・ ストレスの解消状況として、睡眠が十分とれている人ほど解消できている割合が高くなっています。一方、ストレスを過度に感じている人は、解消できている割合も低くなっています。



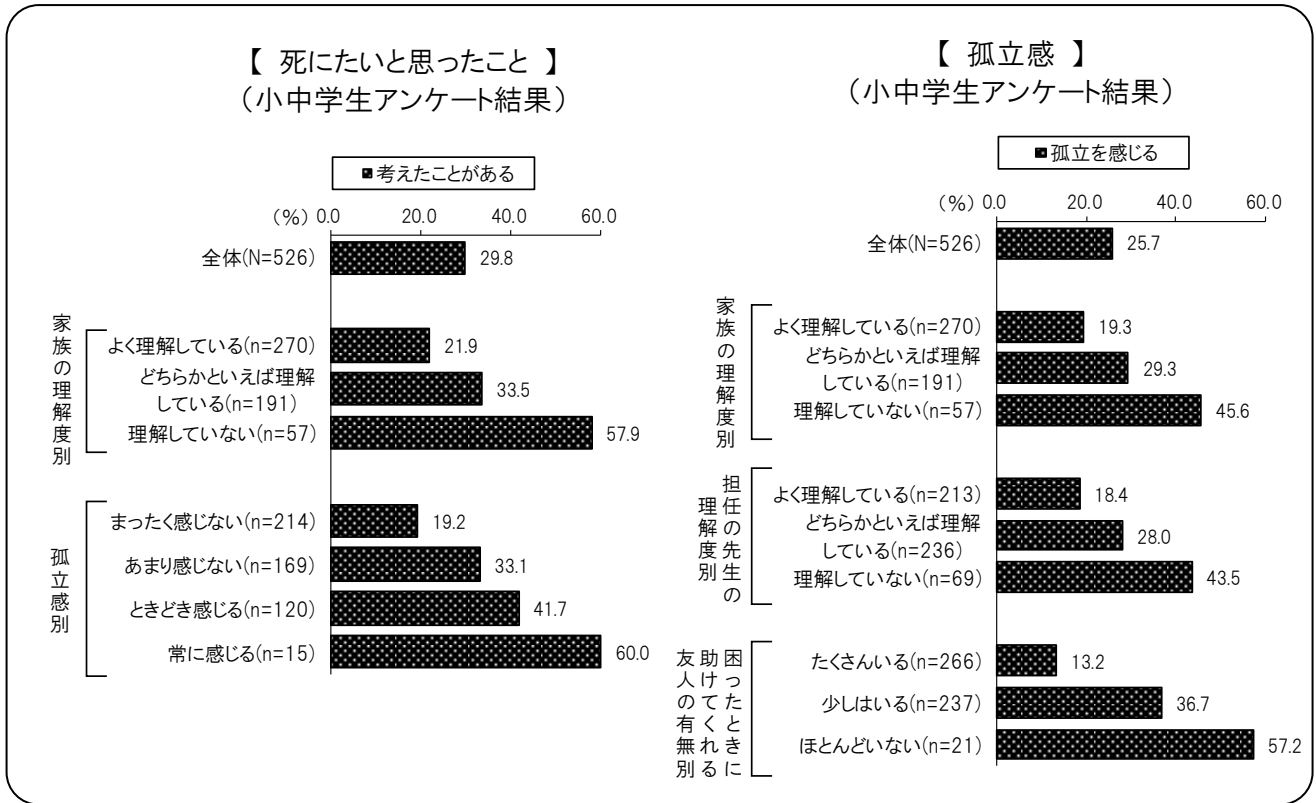
- ・ 孤立を感じる人は約3割を占めており、付き合いがない人や生活が苦しい人ほどその割合が高くなっています。
- ・ 約3割が自殺対策を自分自身に関わる問題と感じており、29歳以下や生活がとても苦しいと回答した人で割合が高くなっています。



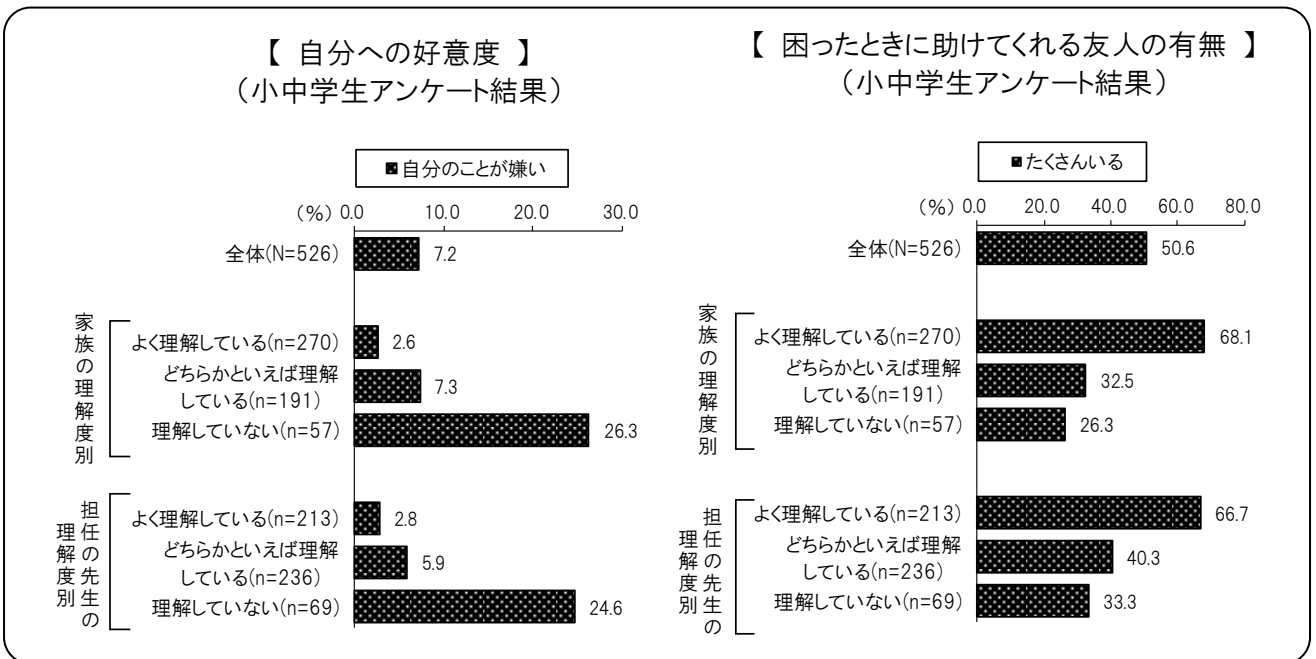
- ・ 自殺対策としては「相談窓口の設置」が最も高く、次いで「精神科医療体制の整備」「いのちの教育の充実」「職場のメンタルヘルス対策」など、社会の幅広い分野における対策が求められています。



- ・ 小中学生アンケート調査結果では「死にたいと思ったことがある」人は約3割となっており、家族の理解がない人や孤立を感じている人でその割合が高くなっています。
- ・ 小中学生のおよそ4人に1人が孤立を感じており、家族や担任の先生からの理解がない人や困ったときに助けてくれる友人がほとんどいない人で割合が高くなっています。

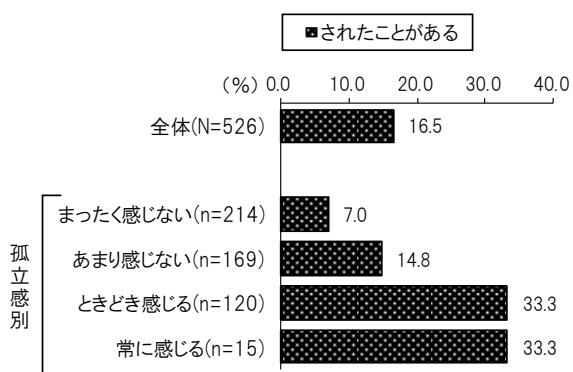


- ・ 1割未満が「自分のことが嫌い」と回答しており、家族や担任の先生からの理解がない人で割合が高くなっています。
- ・ 約半数が助けてくれる友人がいると回答しており、家族や担任の先生からよく理解されている人ほど友人がたくさんいる割合が高くなっています。

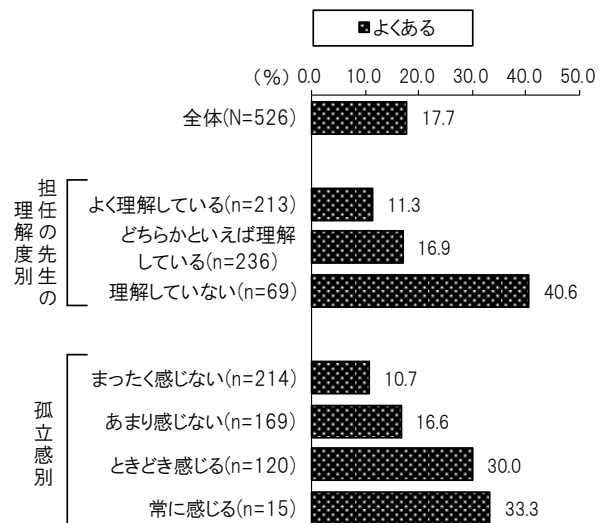


- ・ いじめを受けた経験については、16.5%が「ある」と回答しています。孤立を感じている人ほど、いじめを受けた経験が多くなっています。
- ・ 担任の先生から理解されていない人の4割が学校に行きたくないと回答しており、孤立を感じている人ほど学校に行きたくない割合が高くなっています。
- ・ 学校生活について約4割がとても楽しいと感じており、担任の先生からよく理解されている人ほど、その割合が高くなっています。

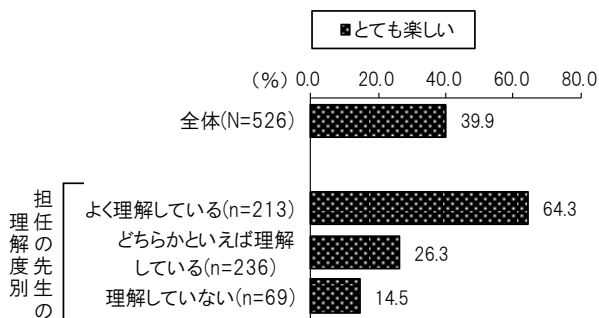
【 いじめの経験 】  
(小中学生アンケート結果)



【 学校に行きたくないと思うこと 】  
(小中学生アンケート結果)



【 学校生活の楽しさ 】  
(小中学生アンケート結果)



### 【3】第1次計画の取組状況

本市では「第1次自殺対策計画」に基づいて実行している施策や事業について、定期的に点検や評価を行い、その進捗状況を整理することによって課題を抽出し、今後の取組に反映させることとしています。

ここでは「第1次自殺対策計画」の事業の実施状況を整理しました。

基本施策1	～ 知る ～ 理解の促進と意識の醸成
取組の方向性	これまでの主な取組内容
周知・啓発・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自殺対策関連情報の周知、理解の促進</li> <li>○ DVに関する正しい理解の促進に向けた啓発活動及び女性相談、配偶者等による暴力相談等の実施</li> <li>○ 「自殺予防週間」や「自殺対策強化月間」に合わせた、自殺予防に関する啓発活動</li> <li>○ 「いじめ撲滅月間」における児童・生徒のいじめの早期発見、早期対応に対する取組</li> </ul>
講演会などの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市PTA連合会との共催による、人権学習講演会の開催等による、人権の大切さや基本的人権についての理解を促進するための啓発活動</li> </ul>
研修・教育など学びの場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市職員に向けた、様々な講師の招へいによる人権に関する研修</li> <li>○ 地域における自治会長等へのゲートキーパー研修の周知、参加促進の取組</li> <li>○ 小中学生を対象とした、人権感覚を育むための人権作品コンクールの実施</li> </ul>

基本施策2	～ 育む ～ こころの健康づくりと支援者の養成
-------	-------------------------

取組の方向性	これまでの主な取組内容
こころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ゲートキーパー養成研修やフレイル予防等をテーマとした出前教室の実施</li> <li>○ 市職員や教職員に対するメンタルヘルス（こころの健康）対策の研修やストレスチェック研修等によるサポート</li> </ul>
庁内における人材育成・研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民や市職員を対象としたゲートキーパー研修の実施及び税金や水道料金等徴収職員を対象とした、ゲートキーパー養成講座への参加の促進</li> <li>○ 児童・生徒の問題行動の未然の防止を含めた管理職研修、教職員研修の実施</li> <li>○ うつ病等地域医療連携研修会への参加などを踏まえた、自殺未遂事案についての事後検討や検証についての研修</li> </ul>
地域における人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域におけるゲートキーパー養成研修の実施</li> <li>○ 地域の保護司会に対するゲートキーパー研修への参加の呼び掛け</li> <li>○ 母子保健推進員や食生活改善推進員に対する、研修の開催等による見守り活動への支援</li> <li>○ 家庭の教育力の向上のための、家庭教育支援事業（親プロ）の実施</li> </ul>



基本施策3	～ つなぐ ～ 相談支援体制の充実
-------	-------------------

取組の方向性	これまでの主な取組内容
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報紙等様々な媒体を活用した、自殺対策関連情報や相談窓口の周知活動</li> <li>○ 家族や支援者等も参加できる「こころの健康相談」の開催及び相談窓口の周知</li> </ul>
日常生活に関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法的なトラブル等に関する不安の軽減に向けた、弁護士による法律相談の開催</li> <li>○ 消費生活相談や消費者トラブルに巻き込まれた市民への助言や相手方となる事業者との調整等への支援</li> <li>○ DV等の暴力の根絶に向けた啓発活動</li> <li>○ 人権擁護委員会、社会福祉協議会等と連携した「心配ごと相談」の実施</li> <li>○ 関係機関との連携による相談業務の伴走型支援</li> <li>○ 多文化共生相談員や人権推進課職員による外国人市民向けの相談支援及び生活支援の実施</li> <li>○ 障害を理由とする差別の解消に向けた啓発活動</li> <li>○ 生活困窮や障害等、日常生活の困りごとに関する相談支援の実施</li> </ul>
健康問題に関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊産婦に対する、母子健康手帳交付時の面談、産婦健康診査や赤ちゃん訪問の実施によるマタニティブルーや産後うつ、育児不安や育児ストレス等の解消への支援</li> <li>○ 育児不安の軽減に向けた「のびのび発達相談」等の実施</li> <li>○ 地域で支援が必要な家庭を把握して見守るための、母子保健推進員による「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施</li> <li>○ 家庭での保育が困難な乳幼児についての聞き取り調査等の実施</li> <li>○ 保育料等の滞納者を対象とした、滞納縮減に向けた電話による催促や相談支援の実施</li> <li>○ 子育て世代包括支援センターにおける、子育て家庭全般に関わる相談支援の実施</li> </ul>

取組の方向性	これまでの主な取組内容
保護者の心理的な負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別支援を要するこどもの就学に向けた、保護者アンケートや就学相談の実施</li> <li>○ こどもの問題行動等についての、学校や保護者と話し合いの場の確保</li> </ul>
気軽に集える相談の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自殺のリスク軽減に向けた「アルコール健康相談会」の実施</li> <li>○ 乳幼児のいる保護者同士の交流、情報交換や子育てに関する相談の場として「にこ♡にこひろば」の開設</li> </ul>

基本施策4	～ 支える ～ 自殺を予防する環境づくり
-------	----------------------

取組の方向性	これまでの主な取組内容
社会参加・仲間づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人暮らしの高齢者を訪問し、安否確認等の見守り活動を行う、老人クラブによる「友愛訪問活動」への活動支援</li> <li>○ 閉じこもりや孤食の防止、社会参加の促進に向けた「住民主体の通いの場（百歳体操）」の立ち上げや支援</li> <li>○ 老人クラブ活動への参加の促進</li> <li>○ 小中学生を対象とした、豊かな感性や想像力の育成に向けた、演劇や音楽等の芸術鑑賞の実施</li> <li>○ 市民の文化活動や交流の促進</li> <li>○ 市民の生涯学習の場としての図書館の読書環境の充実</li> </ul>
連携・ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害のある人の地域生活を支援するため、地域自立支援協議会における多職種、多機関が連携したネットワークの構築</li> <li>○ 不登校をはじめ、様々な家庭で問題を抱えている児童・生徒に対する関係課や関係機関等と連携した支援</li> </ul>
遺族や被災者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺族の交流や相談支援等の必要な情報の提供</li> <li>○ 災害発生時における被災者のメンタルヘルス対策</li> </ul>
各種制度に基づく支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DV被害者の安全を確保するための一時保護</li> <li>○ 外国人の子どもを対象とした日本語教室の開催</li> <li>○ ハローワークと同じ機能を持つ無料職業紹介所の運営支援</li> <li>○ 生活関連資金の低利融資</li> <li>○ 市商工会の会員企業等を対象とした、金融機関からの設備資金や運転資金の借入金の補助</li> <li>○ 江田島市がんばりすと応援事業による、創業や新商品開発にチャレンジする事業者等へ必要な経費の一部補助</li> <li>○ 公営住宅の家賃滞納者における滞納額の累積防止に向けた、家賃減免や収入区分の見直しの勧奨</li> <li>○ 「江田島市子ども・子育て支援事業計画」に基づく総合的な子育て支援事業の推進</li> <li>○ 子ども家庭総合支援拠点の設置による児童虐待防止対策の強化</li> <li>○ ひとり親家庭を対象とした各種経済的支援</li> <li>○ ホームレスや社会的弱者のたまり場とならないよう、草刈りや清掃業務、危険箇所の点検等の実施</li> <li>○ 経済的困難を抱えている保護者を対象とした就学援助</li> <li>○ 放課後児童クラブ（学童保育）の実施</li> </ul>

## 【4】調査結果等から読み取れる本市の課題

---

自殺に関する統計やアンケート調査結果等から読み取れる課題を整理します。

### 1 世代や状況に応じた各種支援と情報提供の充実

本市の自殺者数は、ここ数年 10 人未満で推移していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大時期にあたる令和 3（2021）年では大きく増加するとともに、人口 10 万人あたりの自殺死亡率も大きく増加しました。本市の場合、特に 50～70 代の男性に自殺者が多いことが特徴で、職場や過労がその背景にあることから、依然として生活の中にコロナの影響が残っている可能性は否定できません。

世代や状況に応じた各種支援の充実や企業等に対する経済的補助制度の周知をはじめ、職場におけるストレスチェック等で、自殺のリスクが高い人を早期に発見し、適切な相談へとつなぐ情報提供等の取組の充実が必要です。

### 2 年代や家庭の事情に応じたきめ細かな支援の充実

市民アンケート調査結果では、年齢が上がるほど自分や家族の健康問題に悩みを抱える人が多く、特に健康問題については 70 歳以上で 6 割以上と最も高くなっています。

一方、仕事や就職のことについては、若い年齢層ほど悩みを抱える人が多く、29 歳以下では半数近くの割合となっています。

さらに、こどもの教育や進学の中心的な世代となる 30～40 代では、こどもの教育や将来のこと、収入など経済的なことに悩みを抱える人が多くなっています。

年代別あるいは家庭の事情に応じたきめ細かな支援が必要です。特に高齢層に対しては健康問題に関する相談支援の充実、働き盛り、子育て世代に対しては子育て支援の充実をはじめ、経済的支援を含めた生活支援制度の周知及び利用の促進の強化などが求められます。

### 3 こころの健康づくりの推進とストレスの解消に向けた啓発の充実

ストレスを多く抱えている年代は 30～50 代に多く、暮らしの状況が苦しい人ほどストレスも多い傾向にあります。また、幸福度の高さはストレスがない人、暮らしの状況にゆとりがある人ほど高い反面、ストレスが多い人や暮らしが苦しい人は幸福度が低く、顕著な相関性がうかがえます。

ストレスの解消状況を見ると、睡眠が十分にとれている人、ストレスがない人ほど解消できている人が多く、ここでも相関性がうかがえます。

適切な睡眠時間の確保を促進するため、啓発活動の充実をはじめ、こころの健康相談の充実、ストレスの解消法の周知及びストレスをためない方法の情報提供など、啓発活動の充実が必要です。

#### 4 各種支援制度の周知、生活支援の充実

近所付き合いが親密な人ほど、周りに不安や悩みを聞いてくれる人がいる割合が高く、逆に近所付き合いが希薄な人は低い傾向にあります。孤立感も同様に、近所付き合いが希薄な人、暮らしが苦しい人ほど孤立を感じる人が多いといった相関性がうかがえます。

さらに、暮らしが苦しい人は自殺対策を「自分自身に関わる問題」と感じている人が多いことも特徴です。この「自分自身に関わる問題」と感じている人は29歳以下の若い年齢層にも多くみられます。

経済的支援制度の周知、生活支援の充実をはじめ、複雑化、複合化した多様な悩みに応じることができる相談体制の充実が必要であるとともに、民生委員・児童委員をはじめ、ゲートキーパーの養成の促進など、見守りを推進する人材の育成、確保が必要です。

また、幅広い世代に対して、地域活動など社会参加を促進する活動の推進も必要です。

#### 5 児童・生徒に対するこころの健康づくりの充実

小中学生アンケート調査結果では「死にたいと思ったことがある」児童・生徒は、約3割を占め決して少なくありません。特に家族が自分のことを理解していない場合や常に孤立を感じる児童・生徒ほど「死にたいと思ったことがある」割合が高い傾向にあり、顕著な相関性がうかがえます。

「孤立を感じる」についても、家族や担任の先生が自分のことを理解していない場合や困ったときに助けてくれる友人がいない児童・生徒ほど、多くなっています。また「孤立を感じる」児童・生徒は、学校に行きたくないと思うことがよくあり、いじめを受けている経験も多いといった相関性がうかがえます。

教育の場における、教職員向けの研修等の充実、児童・生徒に対するこころの健康づくりをはじめ、児童・生徒からのSOSの出し方、周りがあるサインに気付くための取組の推進など、きめ細かな対応が求められます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 【1】基本理念

国の新「自殺総合対策大綱」では、その基本理念を前大綱に引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。広島県の「いのち支える広島プラン（第3次広島県自殺対策推進計画）」では、生きる支援が日本一充実している県に向けて取り組み「誰も自殺に追い込まれることのない社会（自殺者ゼロ）の実現」を目指しています。

本市の保健、福祉部門計画における総合計画である「江田島市地域福祉計画」においては、その基本理念を「一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま」と掲げ、各部門計画に共通した考え方として定めています。

これらの考え方を踏まえ「第2次江田島市自殺対策計画」における基本理念は、第1次計画の基本理念を継承し「～ 誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して ～ 一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま」を基本理念として、その実現に向けた自殺対策を推進します。

### ● 江田島市自殺対策計画の基本理念 ●

～ 誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して ～

**一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま**

この基本理念に基づいて、自殺対策の総合的な推進を図り、あらゆる場面における市民の「いのち」と「こころ」を大切に、誰も自殺に追い込まれることのない、心身共に健やかなまちづくりを目指します。

施策の展開にあたっては、国の新「自殺総合対策大綱」の基本方針に沿って、広島県の動きや本市における自殺の現状を踏まえ、市民、地域、関係機関、民間団体、企業、学校、行政等が連携、協働し、地域全体で自殺対策に取り組みます。

## 【2】 施策体系

### 基本理念

～ 誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して ～  
**一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま**

### 【 基本施策 】

施策の方向

### 【 基本施策1 】 ～ 知る ～ 理解の促進と情報提供の充実

- 1 周知・啓発・情報発信
- 2 学びの場の充実

### 【 基本施策2 】 ～ 育む ～ こころの健康づくりと支援者の育成

- 1 こころの健康づくりの推進
- 2 庁内における人材育成・研修の充実
- 3 地域における人材育成の推進

### 【 基本施策3 】 ～ つなぐ ～ 相談支援体制の整備・充実

- 1 日常生活に関する相談支援の充実
- 2 健康問題に関する相談支援の充実
- 3 保護者の心理的な負担の軽減
- 4 気軽に集える相談の場づくり

### 【 基本施策4 】 ～ 支える ～ 自殺を予防する環境づくり

- 1 社会参加・仲間づくりの促進
- 2 関係機関との連携・ネットワークづくり
- 3 遺族や被災者等への支援
- 4 各種制度等に基づく支援

## 第4章 施策の展開

### 【基本施策1】～知る～理解の促進と情報提供の充実

自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、本市のあらゆる啓発事業の場を生かして、市民の関心を高め、理解の促進を図ります。また、自身や周りの人のこころの不調に気づき、適切に対処することができるよう、学びの場の充実に努めます。

#### ● 施策の方向1 周知・啓発・情報発信 ●

取組名	取組内容
自殺対策の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市の広報紙やホームページ、SNSなど、あらゆる手段や機会を活用して、本計画及び自殺対策に関連する情報を、誰にでも分かりやすく発信し、自殺対策の普及に向けた啓発活動を推進します。</li> <li>○ 「自殺予防週間」や「自殺対策強化月間」に合わせて、図書館における関連図書の展示等をはじめ、啓発物品を活用した相談窓口の周知等、自殺予防に関する様々な啓発活動を推進します。</li> </ul>
DV対策の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市の広報紙やホームページ、SNSや啓発物品等による啓発活動を通じて、DVに関する正しい理解を促進するとともに「売春防止法」による女性相談や配偶者等による暴力に関する相談、DV被害者の安全を確保するための一時保護を行います。</li> </ul>
いじめ撲滅月間における活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 9月を「いじめ撲滅月間」と定め、学校で児童会、生徒会を中心とした取組を推進し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、早期対応が行えるよう集中した取組を行います。</li> </ul>
講演会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民を対象とした、人権問題や自殺対策をテーマとする講座やセミナー、講演会等を開催し、幅広い年齢層への参加を呼び掛け、市民の理解を促進します。また、講演会等を通じて、孤立や孤独感を抱くことのない地域づくりを目指します。</li> </ul>



● 施策の方向2 学びの場の充実 ●

取組名	取組内容
市職員及び相談機関職員への研修	○ 人権意識の高揚や役割の自覚、問題解決に向けた実践力の向上を図るため、様々な講師を招いて、社会情勢に対応した人権研修を実施します。
関係団体等への研修	○ ゲートキーパー研修の周知等を通じて、適切な情報発信や啓発活動を推進するとともに、地域での社会的なつながりの重要性を踏まえた事業の展開を支援します。
人権作品コンクール	○ 小中学生を対象に、作文とポスターの作品募集による人権作品コンクールを行うとともに、入賞作品の作品集を作成、配布し、児童・生徒に人権について考える機会を提供し、人権感覚を育みます。

## 【 基本施策2 】 ～ 育む ～ こころの健康づくりと支援者の育成

自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等を高めていけるよう、講座や講習、研修会など、こころの健康づくりに向けた学びの場を充実します。

さらに、自殺リスクの高い人の早期発見と早期対応のために、ゲートキーパーの役割を担う人材の育成とともに、自殺対策を支える人材に対し、自殺に関する正しい知識を普及、啓発します。

### ● 施策の方向1 こころの健康づくりの推進 ●

取組名	取組内容
こころの健康に関する教育	○ 市民を対象に、睡眠、休養の取り方やストレスの解消など、こころの健康に関する内容をテーマとした講座や講演会を開催し、自殺に対するリスクの軽減を図ります。
市職員及び教職員のこころの健康づくり	○ 市職員及び教職員に対して、メンタルヘルスに関するカウンセリングをはじめ、相談、管理職等へのコンサルテーション、健康診断やストレスチェック研修等、心身の健康づくりをサポートします。 ○ 外部講師による研修をはじめ、所属長面談や消防長との個人面談を実施し、強い不安や悩み、ストレスの解消を図り、職員の心の健康の保持、増進に努めます。

### ● 施策の方向2 庁内における人材育成・研修の充実 ●

取組名	取組内容
市職員等への研修	○ 自殺対策の一環として、悩みを抱えた人に気付き、適切な対応を図ることができる人材を養成するため、市職員をはじめ、市税等徴収員、水道料金徴収職員等を対象に、ゲートキーパー研修を実施します。 ○ 心の病気について、正しい知識とメカニズムを理解し、メンタル不調の防止、早期発見、発生時の対処、職場復帰までの基本的な考え方を身に付けるため、初任から管理職まで、それぞれの階層に応じたメンタルヘルス研修を実施します。
教職員向けの研修	○ 様々な困難を抱え、自殺リスクが疑われる児童・生徒の問題行動の未然の防止を含めた管理職研修や教職員研修を充実し、理解を深めます。また、児童・生徒に対してSOSの出し方を身に付ける教育を推進します。

取組名	取組内容
救急活動への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自殺救急事案について、救急隊による事後検討やメディカルコントロールドクターの検証を実施し、活動内容と対応について共有を図ります。</li> <li>○ 救急救命士の養成研修において、自殺未遂者への対応方法等についての講義枠を設け、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上に努めます。</li> </ul>

● 施策の方向3 地域における人材育成の推進 ●

取組名	取組内容
地域におけるゲートキーパーの養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民生委員・児童委員をはじめ、自治会や保護司会等、関係団体にゲートキーパー研修への呼び掛けや研修の共同開催等を働き掛け、地域で自殺予防に取り組めるゲートキーパーを養成するとともに、より効果的な周知方法や対象者を検討し、研修等への参加を促進します。</li> </ul>
家庭教育支援事業等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気軽に参加できる家庭教育支援事業（親プロ）実施のための体制の整備に向けて、各教育・保育施設や学校への周知をはじめ、市の広報紙やホームページを活用した周知を図るとともに、ファシリテーター（進行役）のスキルアップ研修を実施します。</li> </ul>

## 【 基本施策3 】 ～ つなぐ ～ 相談支援体制の整備・充実

保健、医療、福祉をはじめ、分野横断的に相談窓口や福祉サービスの提供を通じて、複雑、多岐にわたる問題や課題に適切に対応できる体制づくりを推進します。また、子育て中の保護者や高齢者の一人暮らし、生活困窮にある人などが、孤立を防ぐための居場所づくり等の整備に取り組み、地域全体の自殺リスクの低下を図ります。

### ● 施策の方向1 日常生活に関する相談支援の充実 ●

取組名	取組内容
市民を対象とした法律相談	○ 市顧問弁護士や広島弁護士会等と連携して、弁護士が市民の悩みを解決するために最善と考えられる方法を相談者へアドバイスする法律相談を開催します。
消費トラブルの相談	○ 消費者被害の未然防止に向け、各種啓発や情報提供を行います。 ○ 相談員や職員のスキルアップ、警察署との連携に努め、消費生活相談やトラブルによる被害者救済に向けた支援を適切に実施します。
暴力に関する相談	○ DV等の暴力の根絶に向け、啓発活動を推進するとともに、相談者のプライバシーに配慮しながら、DV等の暴力に関する相談に対応し、適切な支援につなぎます。
人権問題に関する相談	○ 人権擁護委員や江田島市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、心配ごと相談を実施するなど、人権問題に関する相談窓口の充実を図ります。また、関係機関と連携して、人権啓発、人権擁護活動を実施します。
市民の生活相談	○ 関係機関と連携して市民の福祉や就労、教育、生活等の相談に応じ、相談者に寄り添いながら問題の解決に取り組み、不安の解消に努めます。また、解決に至らない場合も、伴走型支援を継続して行います。

取組名	取組内容
外国人市民への支援	○ 在留資格等の社会状況の変化に対応しながら、多文化共生相談員や人権推進課職員が外国人市民の各種行政手続き、認定こども園、小中学校の通知の翻訳、給食献立の翻訳、医療通訳等、生活全般の支援を行います。
市税納付等に関する相談	○ 市税等の納付が困難な市民の状況を把握し、必要に応じて各種支援策を提案するなど、様々な支援につなぐことができる体制づくりに努めます。
障害者差別解消に向けた相談	○ 障害を理由とする差別の解消を図るため、障害者相談支援センターに相談窓口を設置するとともに、住民や民間事業者等に周知及び啓発活動を行います。
日常生活の困りごとに関する相談	○ 生活困窮や障害、介護等、日常生活の困りごとに関する相談を他機関との連携を図りながら、支援を行います。

## ● 施策の方向2 健康問題に関する相談支援の充実 ●

取組名	取組内容
こころの悩み相談	○ 関係課や関係機関と連携し、こころの悩みに関する相談に応じるとともに、相談窓口等の周知に努めます。
健康相談・家庭訪問	○ 関係課や関係機関と連携し、電話や来所による精神保健相談や本人、家族、支援者等、誰でも参加できるこころの健康相談、家庭訪問を実施し、不安や悩み、生活の困りごと等へ対応することで、自殺リスクを抱えていると思われる人を必要な支援につなぎます。
妊産婦への相談	○ 母子健康手帳の交付や産婦健康診査、赤ちゃん訪問時に、マタニティブルーや産後うつ、育児不安、育児ストレス、孤立等、自殺のリスクを抱えていると思われる妊産婦を対象に個別に相談に応じ、必要な支援へつなぎます。
発達相談	○ 子育てやこどもの発達に不安を抱える保護者を対象に、のびのび発達相談を実施するとともに、相談員の確保に努め、育児不安の軽減を図るとともに、必要な支援につなぎます。

取組名	取組内容
母子保健推進員による活動	○ 母子保健推進員が地域で支援が必要な家庭を把握し、見守る「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施します。必要に応じて市や関係機関へ情報を提供し、支援につながります。また、母子保健推進員が不在の地域をなくすよう、母子保健推進員の確保に努めます。
乳幼児保育に関する相談	○ 家庭での保育が困難な乳幼児の保育に関する相談を受け付け、家庭での保育状況や乳幼児の健康状況を聞き取り、必要な保育量を見極めて、適切な支援につながります。 ○ 保育コーディネーターが、保育を必要としている世帯からの相談に応じ、ニーズに応じたサービスの情報を提供できるよう、子育て世代包括支援センターの子育て家庭全般に関わる相談窓口としての機能の維持や充実を図ります。
子どもと家庭に関する総合相談	○ 子育て世代包括支援センターに保健師や母子・父子自立支援員兼子ども家庭支援員、子育て支援員等を配置し、子育てに関する悩みや相談に応じるとともに、出前講座の実施等、ニーズを見極めながら、今後の取組を検討します。

### ● 施策の方向3 保護者の心理的な負担の軽減 ●

取組名	取組内容
就学相談	○ 認定子ども園等において、関係機関と連携し、保護者の理解を図りながら、特別支援を要する児童・生徒の障害や発達の状態に応じた就学相談を行い、保護者の心理的な負担の軽減を図ります。
教育相談	○ こどもの教育上の問題に関する相談に対面や電話で対応し、保護者の心理的な負担の軽減を図ります。また、学校に相談内容を引き継ぎ、学校と保護者が連携していけるよう助言します。

● 施策の方向4 気軽に集える相談の場づくり ●

取組名	取組内容
アルコールに関する相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自殺のリスクにつながる可能性のあるアルコール問題を抱える本人や家族等を対象に「アルコール健康相談会」を実施し、同じ悩みを抱える仲間とのつながりを深め、孤立を防ぎます。また、飲酒で問題を抱える人やその家族に参加を勧奨します。</li> </ul>
子育てに関する相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「にこ♡にこひろば」を開設し、乳幼児のいる保護者同士の交流や情報交換、子育てに関する相談の場を設置します。また、出前講座の実施等、ニーズを見極めながら、今後の取組を検討します。</li> </ul>

## 【 基本施策4 】 ～ 支える ～ 自殺を予防する環境づくり

地域の人材や資源を把握、発掘し、地域の多様な関係者が連携、協働して、より実行性の高い自殺予防対策を推進していくことが重要です。

自殺対策の総合的な推進にあたっては、多様な支援制度の活用をはじめ、家庭や地域、学校や企業など、あらゆる場における幅広い自殺対策の推進に向けて、自殺対策に係る相談支援機関等の連携を図り、自殺対策のネットワークづくりを推進します。

さらに、悲しみや苦しみを抱えている遺族や被災者に寄り添う視点も、自殺対策では重要であることから、支援体制の充実を図ります。

### ● 施策の方向1 社会参加・仲間づくりの促進 ●

取組名	取組内容
民生委員・児童委員による支援	○ 民生委員・児童委員の活動として、地域住民の悩みや相談に応じた適切な関係機関へつなぎます。
高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進	○ 一人暮らし高齢者を訪問し、安否確認等の見守り活動を行う活動を支援し、高齢者の孤立の解消を図ります。 ○ 住民自らが運営する「住民主体の通いの場（百歳体操）」の立ち上げや支援を行い、社会参加による介護予防（フレイル予防）を促進し、閉じこもりや孤食の防止、社会参加の促進、認知機能の低下や「うつ」の防止を図ります。 ○ 高齢者の生きがいづくりと、社会奉仕の場である老人クラブ活動への参加を促進します。また、働く意欲のある高齢者の就労の場であるシルバー人材センターで、培ってきた知識や経験と能力を生かして地域社会に貢献できるよう支援するとともに、登録を促進します。
青少年育成支援	○ 小中学生を対象とした芸術鑑賞を実施し、豊かな感性や想像力を養うとともに、青少年育成関係団体における事業活動を支援します。
市民の文化活動と交流の促進	○ 生涯学習活動において、関係機関と連携等を図り、幅広い年齢層を対象とした各種講座や市民センターまつり等を開催し、市民の文化活動や交流を促進し、文化、芸術の振興、社会福祉の増進に努めます。 ○ 市民の生涯学習の場として、図書館の読書環境を充実させるとともに、読み聞かせ会や物づくり、講座やイベントの開催等、教育、文化事業を推進し、豊かな心の育成を図ります。



● 施策の方向2 関係機関との連携・ネットワークづくり ●

取組名	取組内容
地域自立支援協議会による支援	○ 地域自立支援協議会で多職種、多機関が連携して医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関とのネットワークを構築し、障害のある人の地域生活を支援します。
家庭問題に関する児童・生徒への支援	○ 不登校に限らず、様々な家庭で問題を抱えている児童・生徒に対する支援について、関係機関と連携して情報を共有し、問題の解決を図ります。

● 施策の方向3 遺族や被災者等への支援 ●

取組名	取組内容
遺族への支援	○ 県や関係機関と連携し、遺族の交流や相談支援等、必要な情報を提供し、自死遺族等を支援します。
被災者のメンタルヘルス対策	○ 地域防災計画に基づき、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進します。

● 施策の方向4 各種制度等に基づく支援 ●

取組名	取組内容
DV被害者対策	○ DVに対する正しい理解を深めるため、市の広報紙やホームページ、パンフレット等、様々な媒体を活用した周知及び啓発活動を実施します。また、相談業務について、江田島市同様の小規模自治体等の状況も参考にしながら、新たな相談業務の在り方を検討します。
外国人市民への支援	○ 外国人市民を対象とした日本語教室を開催し、生活上必要な日本語の習熟を高めるとともに、地域への参画を促進し、孤独の解消に努めます。また、今後の在留資格についての状況をみながら、日本語教室の実施方法や内容等について、地域のニーズに合った内容を模索し、実施していきます。

取組名	取組内容
無料職業紹介所の運営支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 江田島市社会福祉協議会と連携し、市内でハローワークと同じ機能を持つ無料職業紹介所の運営を支援し、事業所、市民双方へ情報を提供します。</li> </ul>
生活関連資金の低利融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働者の生活の安定と福祉の向上を図るため、地域の金融機関への預託を通じて、生活関連資金を低利で融資します。また、市内在住者や市内勤務者に対する周知を図り、利用を促進します。</li> </ul>
企業等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市商工会の会員企業等を対象に、金融機関からの設備資金や運転資金の借入金を補助します。また、補助の周知とともに、商工会員になるメリットを市内事業者にも周知し、会員数の増加を図ります。</li> <li>○ 市内での創業や新商品開発にチャレンジする事業者等を対象に、必要な経費の一部を補助します。また、支援後は新店舗や新商品の周知の場を提供し、市内での新たな取組を支援します。</li> </ul>
公営住宅使用料の滞納防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公営住宅の家賃の減免や収入区分の見直しの勧奨を行い、滞納の初期段階にある滞納者の滞納額の累積を未然に防止します。</li> </ul>
こども・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「江田島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的な子育て支援事業の推進を図ります。また、子ども家庭総合支援拠点で要保護児童や要支援児童となる前の段階で支援につながる体制を整備するとともに、関係機関と連携を密にして、児童虐待の防止、早期発見、早期対応ができる体制を強化します。</li> </ul>
ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等、制度に基づく多様な経済的支援を行い、ひとり親家庭の経済的な自立に向けて支援します。</li> </ul>
道路の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 草刈りや清掃業務、危険箇所の点検等を実施し、適切な道路の維持管理に努めるとともに、ホームレスや社会的弱者のたまり場とならないように努めます。</li> </ul>
就学のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済的困難を抱えている保護者を対象に、就学援助制度により、学用品費や給食費等を支給し、保護者や児童・生徒の経済的、心理的負担の軽減を図ります。また、必要に応じて相談先等の情報を提供するとともに、学校と連携して、就学援助を必要とする家庭の把握に努めます。</li> </ul>

取組名	取組内容
放課後児童クラブ	<p>○ 仕事等で日中保護者が家庭にいない小学生を対象に、授業終了後等に預かり、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）を実施します。また、支援員の確保に努めるとともに、支援員に必要な知識や技術を身に付けるための研修を実施します。</p>

## 第3部 第1期江田島市成年後見制度利用促進基本計画

### 【1】計画策定の社会的背景と趣旨

---

成年後見制度は、認知症状や知的障害等があることにより判断能力が不十分となり、日常生活や財産の管理等に支援が必要な人を社会全体で支え合うための制度です。

高齢化の進行等を背景として、今後、成年後見制度の需要が高まることが見込まれています。

国においては、平成28（2016）年5月に施行された「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として、平成29（2017）年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、その後の施策の見直しを踏まえ、令和4（2022）年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、制度の利用促進に関する施策が推進されています。

「成年後見制度利用促進法」の規定においては、市町村に「市町村成年後見制度利用促進基本計画」の策定を求めており、さらに「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、市町村に対しては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域連携ネットワークの構築や中核機関等の計画的な整備を求めています。

本市においても、市民の生活に密接に関わる成年後見制度を積極的に推進するために、本編を「成年後見制度利用促進法」第14条第1項の規定に基づく「江田島市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、関係機関との連携をはじめ、地域福祉計画における権利擁護事業との連携を踏まえ、成年後見制度の利用促進及び権利擁護体制の充実を図ることとします。

### 【2】計画の期間

---

「江田島市成年後見制度利用促進基本計画」の計画期間は「第4次江田島市地域福祉計画」と一体的に策定することから、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

## 【3】本市における現状と課題

### 1 権利擁護の取組状況

本市の権利擁護の取組として「権利擁護センターえたじま」では、江田島市社会福祉協議会において、判断能力が低下した高齢者や障害のある人の権利と財産を守り、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度に関する相談から申し立て、受任まで一貫した支援を実施し、福祉サービス利用援助事業「かけはし」による、日常的金銭管理の支援、福祉サービスの相談支援を行っています。

### 2 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況をみると、令和4（2022）年では法定後見が37件（後見が25件、保佐が10件、補助が2件）、任意後見が1件となっています。

#### 【成年後見制度の利用状況】

（単位：件）

	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
法定後見	34	32	31	37	37
後見 <sup>※1</sup>	25	23	22	25	26
保佐 <sup>※2</sup>	7	7	8	10	10
補助 <sup>※3</sup>	2	2	1	2	1
任意後見 <sup>※4</sup>	0	1	1	1	1
合 計	34	33	32	38	38

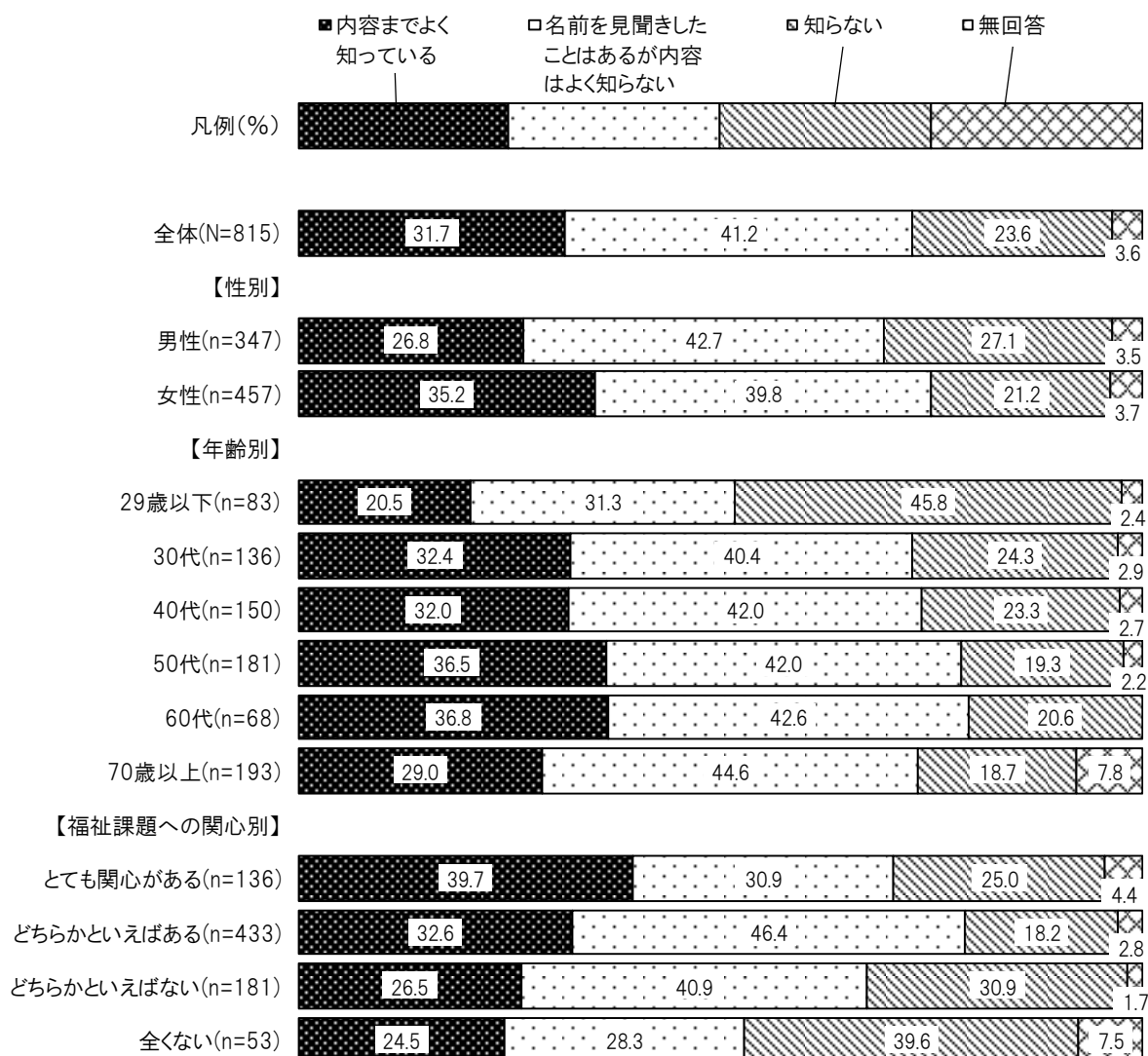
資料：広島家庭裁判所（各年12月末日現在、令和5（2023）年は10月末日現在）

- ※1 成年後見制度の対象者区分（3類型）の中でも、最も重い類型で、判断能力がほとんどなくなってしまった人に適用される。後見の場合、家庭裁判所に選ばれた「成年後見人」が「成年被後見人」を法的に支援、保護する。
- ※2 3類型の中では中間的な位置付けにあり、日常的な事柄は一人でできても、不動産取引等の重要な法律行為を一人ですることに不安があるような人に適用される。
- ※3 3類型の中では最も軽い類型で、判断能力がある程度低下してしまった人に適用される。補助の場合「補助人」が「被補助人」を法的に支援する。
- ※4 将来、判断能力が不十分になったときの後見事務の内容及び任意後見人を、自ら事前の契約によって決めておく制度で、本人が契約の締結等に必要の判断能力を有している間に、公正証書の作成が必要となる。

### 3 市民アンケート調査結果

市民アンケート調査結果では、成年後見制度については、約7割が名称を知っていると回答していますが、内容まで知っている人はおよそ3人に1人の割合となっています。特に親の介護世代にあたりと考えられる50～60代で最も多くなっています。また、福祉への関心が高い人ほど認知率も高い傾向にあります。

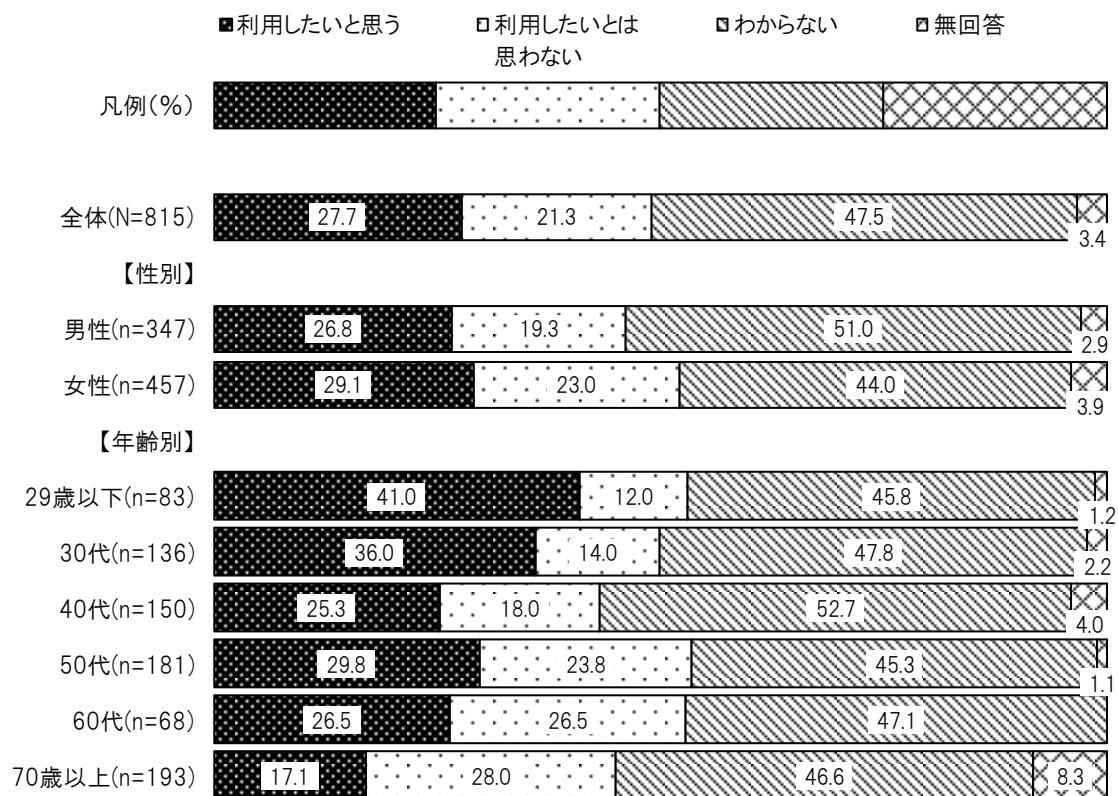
【 成年後見制度の認知状況 】



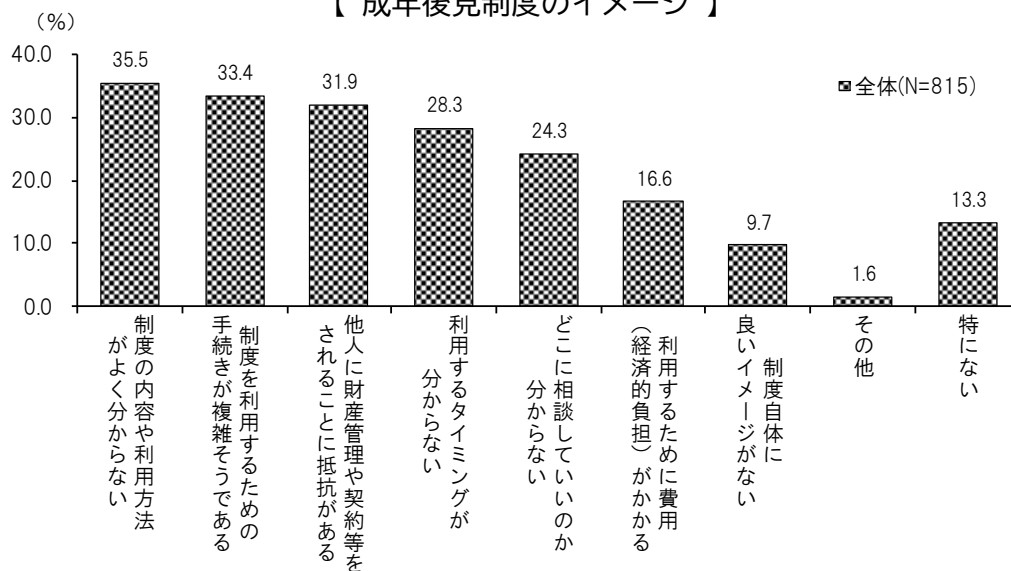
今後の成年後見制度の利用意向については「利用したいと思う」が約3割で「利用したいとは思わない」は約2割、半数近くが「わからない」と回答しています。年齢が上がるほど「利用したいとは思わない」人が増える傾向にあり、逆に、若い年齢層では「利用したいと思う」人が多い傾向にあります。

一方で、成年後見制度のイメージとしては、制度の内容や利用方法がよく分からないことをはじめ、手続きの煩雑さ、他人に財産管理をされることへの抵抗感などが上位に回答されています。

### 【 成年後見制度の利用意向 】



### 【 成年後見制度のイメージ 】



#### 4 制度の利用促進に向けた本市の課題

- 「成年後見制度」について、基本的な制度の内容をはじめ、利用が必要とされる場面や利用の方法について、その周知に向けた「分かりやすい」広報等の充実が必要です。
- 権利擁護の支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなぐ仕組みづくりが必要です。
- 早期の段階から、法定後見（後見・保佐・補助）や任意後見といった類型の選択を含め、成年後見制度の利用について、地域住民が身近な地域で相談できる体制の整備が必要です。
- 国においては、市町村に「地域連携ネットワーク」の整備を求めています。江田島市社会福祉協議会をはじめ、地域の専門職や関係機関との連携をより一層強化し、成年後見制度の利用の促進とともに、権利擁護に関するネットワークの構築や取組を推進していく必要があります。

#### 【4】施策の体系

施策	施策の方向
施策1 成年後見制度の周知と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 成年後見制度の広報・啓発活動の推進</li><li>○ 相談窓口の周知</li><li>○ 職員等を対象とした研修等による制度の理解促進</li></ul>
施策2 相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 支援が必要な人の発見体制づくり</li><li>○ 相談支援体制の整備</li><li>○ ニーズに応じた支援体制の整備</li><li>○ 市長申し立ての実施</li></ul>
施策3 関係機関との連携によるネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ チームによる支援体制の整備</li><li>○ 中核機関・地域連携ネットワークの整備</li></ul>



## 【5】 施策の展開

### ○ 施策1 成年後見制度の周知と理解の促進

取組名	取組内容
成年後見制度の広報・啓発活動の推進	○ 市民の成年後見制度への関心を高め、理解の促進につながるよう、江田島市社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携し、市の広報紙やホームページ、SNSなど、多様な媒体や機会を活用して周知を図るとともに、制度の適切な利用に関する啓発活動を推進します。
相談窓口の周知	○ 市の広報紙やホームページ、SNSなど、多様な媒体や機会を活用して、成年後見制度の利用に関する相談窓口の周知に努めます。
職員等を対象とした研修等による制度の理解促進	○ 江田島市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、本市の職員をはじめ、ケアマネジャーや障害者相談支援事業所等を対象とした研修会や講演会の開催に努め、成年後見制度の理解を深めるとともに、個別のニーズを把握し、制度の利用につなぐことができる人材の育成に努めます。

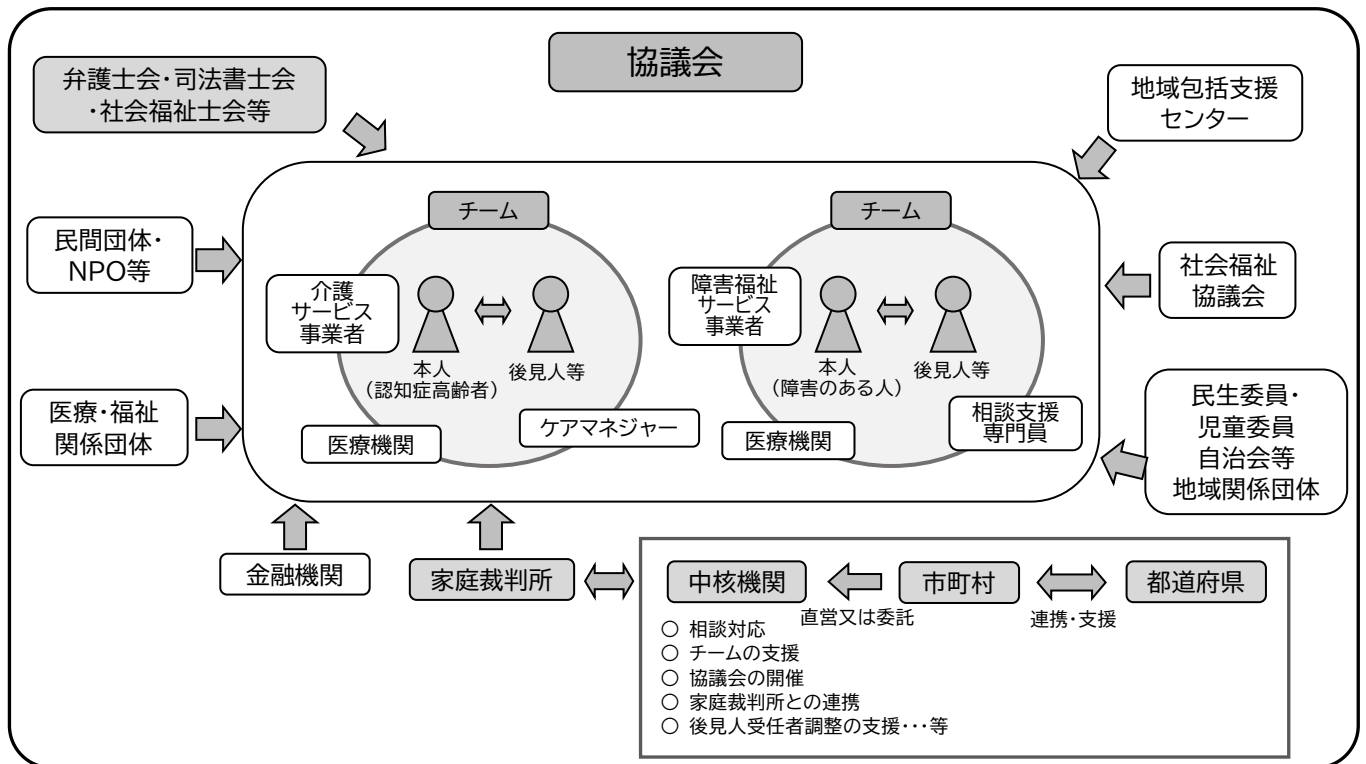
### ○ 施策2 相談支援体制の整備

取組名	取組内容
支援が必要な人の発見体制づくり	○ 財産管理や必要な福祉サービスの利用手続きなど、権利擁護への支援が必要な人の早期の発見に努めるとともに、速やかに必要な支援につなぐことができる体制の整備に努めます。 ○ 地域住民や家族からの相談、江田島市社会福祉協議会やケアマネジャー、民生委員・児童委員からの相談など、体制の整備にあたっては、関係機関と連携した早期発見の仕組みづくりに努めます。
相談支援体制の整備	○ 支援が必要な人やその家族等が、成年後見制度の利用について身近な地域で気軽に相談できるよう、関係機関と連携し「権利擁護センターえたじま」の周知及び相談窓口の充実を図ります。
ニーズに応じた支援体制の整備	○ 本人の状況確認と個別のニーズを把握しながら、丁寧な制度の説明とともに、きめ細かな支援に努め、本人の意思や心身の状態、生活の状況等を踏まえた制度の運用を図ります。
市長申し立ての実施	○ 成年後見制度の利用が必要な状況であり、身近に申し立てる親族がない場合に、成年後見市長申し立てを実施します。

○ 施策3 関係機関との連携によるネットワークの整備

取組名	取組内容
チームによる支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 後見等を開始する前の段階においては、本人の親族や福祉、保健、医療等の関係者が関わり、後見等が開始された後は、更に後見人が加わり「チーム」として支援する体制づくりを推進します。</li> <li>○ 法的な権限を持つ後見人と、地域の関係者が連携して本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握できる体制づくりを推進します。</li> </ul>
中核機関・地域連携ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域連携ネットワークの構築を図り、権利擁護の支援が必要な人に対し、早期に必要な支援につなぐとともに、専門職、関係機関が連携して、個々のニーズに応じた支援の在り方を協議することができる仕組みをつくります。</li> <li>○ 地域の福祉や法律の専門職等と連携し、地域における制度の推進役として地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）を設置し、権利擁護の取組を推進します。</li> </ul>

【 地域連携ネットワークのイメージ図 】



【 地域連携ネットワークの役割 】

資料：厚生労働省資料より作成

- 権利擁護支援の必要な人の発見、支援
- 早期の段階からの相談、対応体制の整備
- 意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

【 地域連携ネットワークの機能 】

- 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

## 第4部 第2次江田島市再犯防止推進計画

### 【1】計画策定の趣旨及び位置付け

法務省の「令和4年版犯罪白書」では、全国における刑法犯の認知件数は、令和3（2021）年で約57万件となっており、近年は減少で推移しています。刑法犯により検挙された人のうち再犯者の人員は約8万5,000人で、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の割合（再犯者率）は48.6%となっています。

再犯者の人員は減少で推移していましたが、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたことから、再犯者率は近年、上昇傾向にありました。しかし、令和3（2021）年では前年をやや下回っています。

罪を犯した人や非行をした人の多くは、刑期を終えた後、安定して就労できないことや住まいを確保できないことなどにより、社会への復帰が困難になっている人が多いことが、再犯の大きな要因であるとされています。

国においては「再犯防止推進法」の施行により、再犯の防止等に関する国や地方公共団体の責務を明確にし、総合的かつ計画的に再犯防止施策を推進していくための基本事項を定めるとともに、都道府県及び市町村に対して「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることを求めています。

国においては、令和5（2023）年3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。

本市においては、地方再犯防止推進計画として、令和4（2022）年2月に「江田島市再犯防止推進計画」を策定し、この度、計画期間の満了に伴い「第2次江田島市再犯防止推進計画」を策定し、本編を当該計画として位置付けます。

### 【2】計画の概要

#### 1 計画の期間

「第2次江田島市再犯防止推進計画」の計画期間は「第4次江田島市地域福祉計画」と一体的に策定することから、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

#### 2 計画の対象者

「第2次江田島市再犯防止推進計画」の対象者は「再犯防止推進法」第2条第1項に規定する「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者」です。

### 3 広島県の動向

広島県においては、令和3（2021）年3月に「広島県再犯防止推進計画 ～ 更生支援の推進 ～」を策定し「再犯防止推進法」に掲げる理念に基づき、犯罪、非行をした人が、社会復帰への意欲を持ち、地域社会の理解と協力を得て、将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会を「将来の目指す社会像」と位置付け、県の実情に応じた施策を展開しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組むこととしています。

「広島県再犯防止推進計画」では次の施策体系に基づき、施策の展開を図っています。

項目	小項目
1 社会の理解促進・支援基盤の強化	(1) 社会の理解促進 (2) 支援基盤の強化
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	(1) 住居等の確保 (2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等
3 社会参画の実現	(1) 就労に向けた支援 (2) 修学等の支援

### 【3】再犯防止施策を取り巻く現状

#### 1 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数の推移をみると、全国、広島県及び江田島市ではいずれも減少傾向にあります。令和4（2022）年では、広島県で12,147件、江田島市では67件となっています。

【 刑法犯認知件数の推移 】

（単位：件）

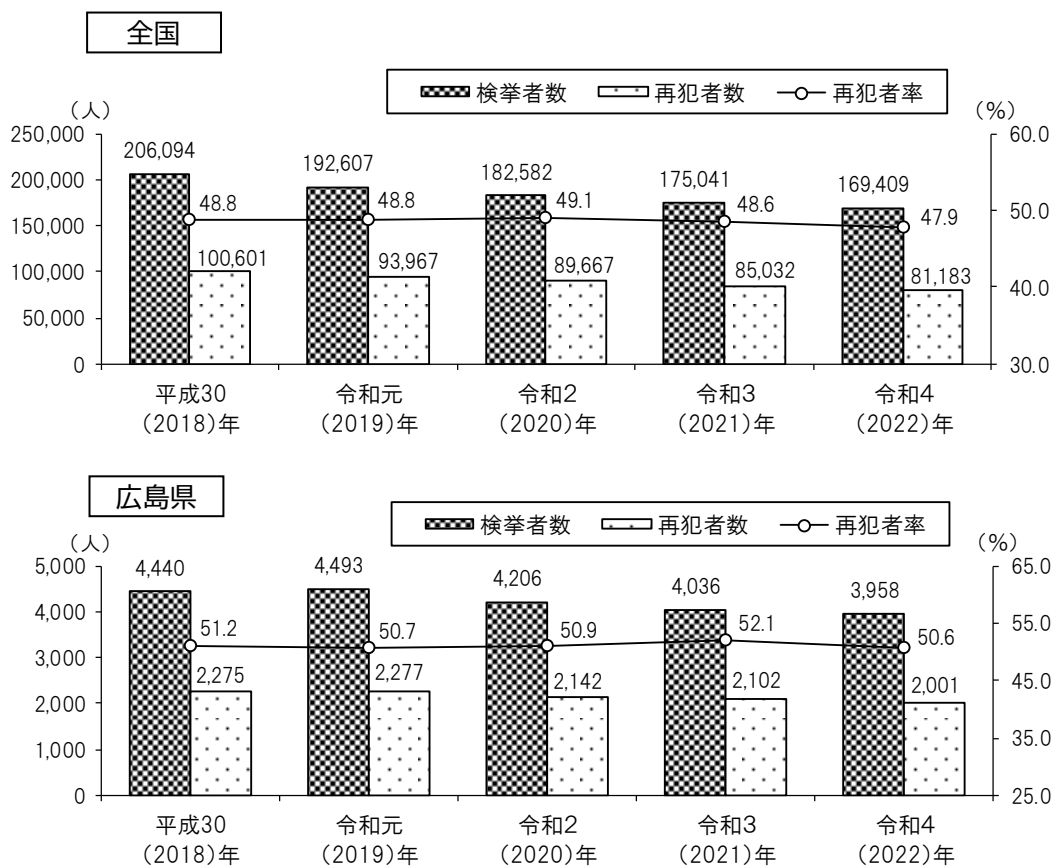
	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	増減率 (%)
全国	915,042	817,338	748,559	614,231	568,104	601,331	-34.3
広島県	15,982	14,311	14,160	11,726	11,181	12,147	-24.0
江田島市	75	68	47	69	90	67	-10.7

注：増減率は、平成29（2017）年から令和4（2022）年にかけての増減割合  
資料：広島県警察本部統計資料より作成（各年1月～12月）

#### 2 広島県における再犯の状況

全国及び広島県においては、近年、検挙者数及び再犯者数は減少傾向にあり、再犯者率は5割程度となっています。

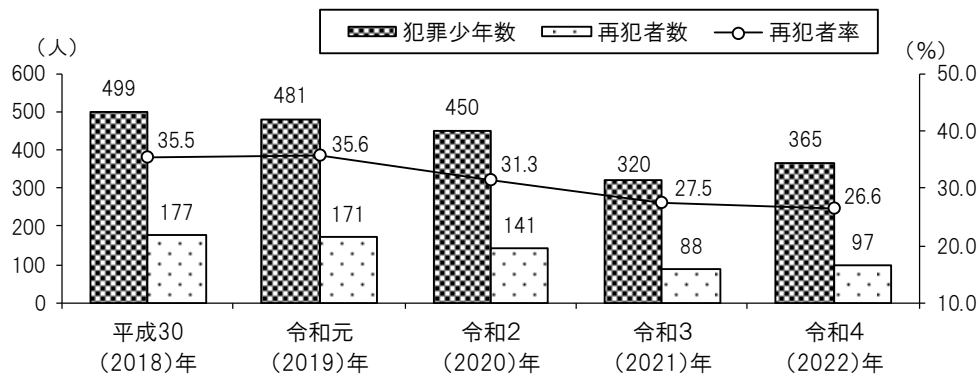
【 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率 】



資料：全国は「再犯防止推進白書」、広島県は「犯罪統計書」より作成

広島県における犯罪少年（刑法）の再犯者数・再犯者率は、長期的には減少傾向にあり、令和4（2022）年では再犯者率は26.6%となっています。

【 犯罪少年（刑法）の再犯者数・再犯者率（広島県） 】



資料：「犯罪統計書」より作成

## 【4】本計画の基本方針

国や広島県の計画を勘案し、次の項目を本計画の基本方針とし、関係機関等と連携を図りながら施策に取り組みます。

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 関係団体との連携強化及びサービスの確実な提供
- 3 就労・住居を確保するための取組の推進

## 【5】施策の展開

### ○ 基本方針1 広報・啓発活動の推進

取組名	取組内容
社会を明るくする運動強調月間等における啓発活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>「社会を明るくする運動」の共同開催</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「安全・安心で住みよい江田島市」の実現のために、市民、警察、行政、各種団体がお互いに協力し、協働することが重要であるとの認識から「社会を明るくする運動」と「安全・安心まちづくり市民の集い」を共同開催します。</li> </ul> </li> <li>2 <u>社会を明るくする運動強調月間</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を含め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、集中的に啓発活動を行います。</li> </ul> </li> <li>3 <u>啓発活動</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 更生保護女性会等と連携して、小学生とともに桟橋等で街頭啓発活動を行い、また、認定こども園に出向き、防犯啓発活動を行うなど、運動への理解を深める活動を推進します。</li> <li>○ 市内小中学生を対象とし「社会を明るくする運動」の作文、標語を募集します。</li> <li>○ 全国表彰や広島県表彰のほか「社会を明るくする運動」江田島市推進委員会委員長表彰等の各種表彰を行い、啓発に努めます。</li> </ul> </li> </ol>

取組名	取組内容
再犯防止啓発月間	○ 「再犯防止推進法」第6条第2項の規定では、7月を「再犯防止啓発月間」としており「社会を明るくする運動」に合わせて、再犯防止に関する広報、啓発活動を進めます。
行政や専門機関等による相談事業の周知等	○ 行政や専門機関等による相談事業等の周知を図ります。また、いつでも誰でも、生活の困りごとを気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員やくらしサポートセンターえたじまなど、地域で福祉活動に関わっている人の相談体制や各種相談に対する関係機関との連携の強化に努めます。

### ○ 基本方針2 関係団体との連携強化及びサービスの確実な提供

取組名	取組内容
関係団体の活動促進等	<p><u>1 保護司<sup>※1</sup>の人材確保等の支援</u></p> <p>○ 保護司は、地域の犯罪予防を図るための活動、地域の安全・安心の担い手として多面的な役割が期待されています。江田島地区保護司会や地域と連携し、機会を捉え保護司制度の周知を行い、保護司の人材確保及び活動への協力に努めます。</p> <p><u>2 保護司会等への活動支援</u></p> <p>○ 江田島地区更生保護サポートセンター<sup>※2</sup>として、能美市民センターの一室を提供しています。保護司会、更生保護女性会等が開催する会議への参加等により、関係団体と連携しながら、活動の支援に努めます。</p> <p><u>3 薬物乱用防止指導員<sup>※3</sup>との連携による啓発</u></p> <p>○ 「社会を明るくする運動」において、薬物乱用防止指導員によるくらし等の啓発物品の配布を通じ、規制薬物の乱用が犯罪行為であることや身体、精神及び生活への影響等薬物乱用の恐ろしさを周知します。また、薬物乱用防止指導員による児童や生徒に対する薬物乱用防止に関する教育等を支援します。</p>

※1 「保護司法」の規定に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアのこと。

※2 保護司や保護司会が、地域の関係機関や団体と連携しながら地域で更生保護活動を行う拠点のこと。その多くは保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用し開設しており、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。

※3 県の委嘱を受け、薬物乱用防止の啓発活動を行うボランティアのこと。



取組名	取組内容
関係団体の活動促進等	<p><u>4 地域の見守り活動の推進</u></p> <p>○ 地域住民や民生委員・児童委員等の幅広い関係団体、機関と連携し、地域で支援を必要とする人の早期発見や見守りの仕組みづくりを進め、的確に支援に結び付けていく取組を推進します。</p>
保健・医療・福祉サービス等の利用	<p><u>1 矯正施設等との連携</u></p> <p>○ 自立が困難な矯正施設出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けられることができるよう、広島県地域生活定着支援センター※<sup>1</sup>、矯正施設、保護観察所が連携し必要な調整（特別調整※<sup>2</sup>）を行っています。また、関係機関に対し、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。</p> <p><u>2 地域における福祉的支援</u></p> <p>○ 罪を犯した人やその家族で福祉に関する支援を必要とする場合は、市の福祉関係窓口のほか、保護司、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携しながら適切に対応します。</p>
非行の防止と就学支援	<p><u>1 各種相談窓口の周知</u></p> <p>○ 非行、犯罪の専門機関である少年鑑別所の専門性を生かし、非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校でのトラブル等の相談に応じる「広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）※<sup>3</sup>」の周知を図ります。</p> <p>○ 非行、虐待等の少年に関する相談、不良行為少年、非行少年やその家庭に対する指導・助言等を行う「少年サポートセンター※<sup>4</sup>」の周知を図ります。</p> <p><u>2 小中学校における取組</u></p> <p>○ 市内各小中学校における薬物乱用防止に関する教室や情報モラルに関する授業等の実施（技術科、道徳科、特別活動、防犯教室における警察による出前講座等）、小中学校で連携した生徒指導に関わる情報交換、定期的な教育相談や生活アンケートの実施、生徒指導主事研修の開催等を通じ、児童・生徒の非行の未然防止に努めます。</p>

※<sup>1</sup> 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した人等が、安定した日常生活が送れるよう生活の環境を整えるとともに、このような人を受け入れる地域社会づくりを担っている機関のこと。

※<sup>2</sup> 受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある人等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる取組のこと。

※<sup>3</sup> 非行・犯罪の専門機関である少年鑑別所の専門性を生かして、地域の人の相談等に応じる際に使用する名称のこと。

※<sup>4</sup> 少年問題に関する専門組織であり、全都道府県警察に設置されている。少年警察活動の中心的な役割を果たす組織として、補導活動、関係機関等との情報交換や意見交換等を行っている。

取組名	取組内容
非行の防止と就学支援	○ 問題行動等を起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーと本人や保護者との面談、個別指導による学習支援、保護観察所や保護司との緊密な連携・情報共有、必要に応じスクールソーシャルワーカー※ <sup>1</sup> を派遣することなどにより、本人の立ち直りを支えます。

※<sup>1</sup> いじめや不登校など、学校や日常生活における問題に直面することもを支援する社会福祉の専門家のこと。

### ○ 基本方針3 就労・住居を確保するための取組の推進

取組名	取組内容
就労の確保等	<p><u>1 生活困窮者自立支援事業※<sup>2</sup>等による支援</u></p> <p>○ 生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。また、公共職業安定所や地域密着の無料職業紹介所等と連携し、就職及び就労の定着を図ります。</p> <p><u>2 就労継続支援や就労定着支援等による障害のある人への就労支援</u></p> <p>○ 就労継続支援や就労定着支援等による障害のある人への就労支援を行います。就労機会を提供し、能力等向上のための訓練を行うとともに、就労の継続を図るため、相談、指導、助言等の支援を行います。</p> <p><u>3 就労を希望する障害のある人等に対する相談体制</u></p> <p>○ 就労を希望する障害者等が抱える課題に応じ、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、障害者相談支援事業所等と連携し、就業や生活面での支援を行います。</p> <p><u>4 協力雇用主※<sup>3</sup>に対する支援</u></p> <p>○ 犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主についての周知を図ります。</p> <p><u>5 刑務作業等への支援</u></p> <p>○ 受刑者の社会貢献意識の高揚につなげるため、矯正施設等が行う刑務作業製品の販売等への支援を検討します。</p>

※<sup>2</sup> 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対し、自立の支援に関する措置を講じ、自立の促進を図ることを目的とした事業のこと。

※<sup>3</sup> 犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。

取組名	取組内容
住居の確保等	<p><u>1 公営住宅の受け入れ等</u></p> <p>○ 公営住宅の募集状況等について、市の広報紙やホームページ等を活用し、情報提供を行います。</p> <p><u>2 生活困窮者自立支援事業住居確保給付金<sup>※1</sup>の活用</u></p> <p>○ 生活困窮者自立支援事業住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。</p> <p><u>3 住宅確保要配慮者に対する居住支援</u></p> <p>○ 広島県居住支援協議会<sup>※2</sup>が開催する協議等を通じ、特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対する居住支援について研究を進めます。</p>

※1 離職等の理由により経済的に困窮し、住宅に住むことが困難となっている生活困窮者で、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められる人に対し支給する給付金のこと。

※2 住宅確保要配慮者への支援の在り方などを協議する場として、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立した協議会のこと。

## 【6】「江田島市再犯防止推進計画等意見交換会」の設置

関係機関や民間団体、地域の人など、幅広い人からの意見を参考にするため「江田島市再犯防止推進計画等意見交換会」を設置しています。

「江田島市再犯防止推進計画等意見交換会」においては、関係機関等と連携して、当面の課題や対応の情報共有を図るとともに、今後の再犯防止に関する取組の方向性等を検討します。

## 第5部 計画の推進

### 【1】推進体制

---

#### 1 計画の周知及び市民意識の反映

本計画の推進にあたっては、行政と市民や事業者、関係団体等が連携し、協働して取り組むことが重要です。そのため、市の広報紙やホームページ等の活用をはじめ、様々な場を活用し、本計画に基づく取組内容についての周知に努め、地域福祉に対する市民の意識の向上を図ります。また、様々な機会を捉えて、関係団体や市民等からの意見やニーズを聞き取り、施策への反映を図ります。

#### 2 関係機関・各種団体等との連携

本計画を効果的かつ計画的に推進するため、国や県をはじめ、他の自治体等の情報を的確に把握するとともに、市民、関係機関や各種団体等との連携を図ります。

#### 3 江田島市保健福祉審議会 地域福祉部会の意見反映

本計画は、有識者、関係団体等で構成する「江田島市保健福祉審議会 地域福祉部会」の意見や提言を基に策定しており、計画の推進にあたっては、同審議会の意向を十分に尊重しながら施策への反映を図ります。

#### 4 庁内の推進体制の充実

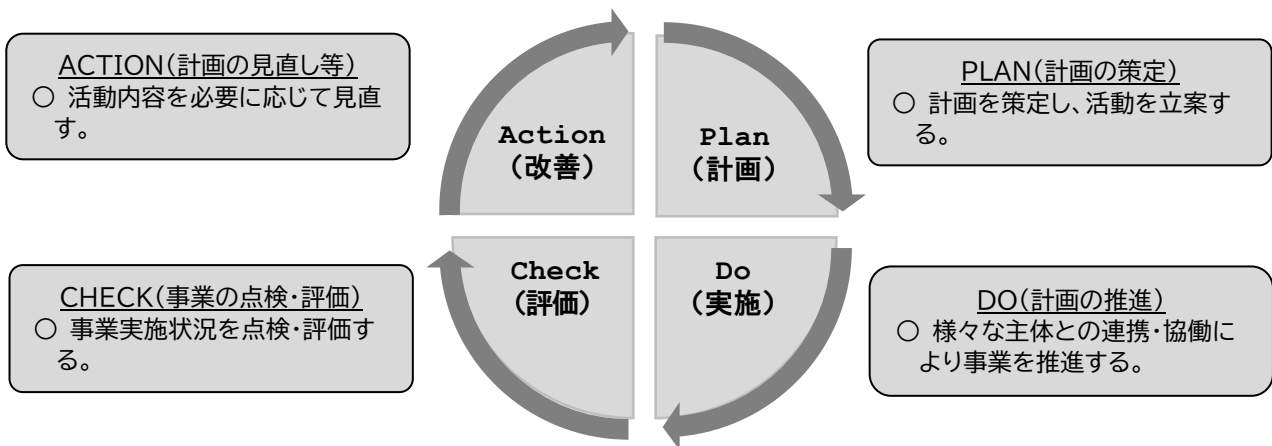
本計画は、市政の幅広い分野にわたる計画でもあり、長期的な視点に立ち、全庁的に計画を着実に推進していく必要があります。関係する部署間の総合的な調整を行い、連携の強化を図りながら、地域福祉に関する取組を総合的かつ効果的に推進します。

## 【2】 推進状況の進行管理

庁内においては、定期的に、本計画の進捗状況調査を実施します。

本計画の着実な進行に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

### 【 参考／PDCAサイクルによる進捗評価 】



## 【1】江田島市保健福祉審議会規則

平成16年11月1日

規則第101号

(趣旨)

第1条 江田島市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び委員その他の構成員並びにその運営に関しては、市長の附属機関の設置に関する条例（平成16年江田島市条例第22号）第3条の規定に基づき、この規則に定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 高齢者福祉計画に関する事項
- (2) 介護保険事業計画に関する事項
- (3) 障害者福祉計画に関する事項
- (4) 地域福祉計画に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保健福祉に係る基本的な計画に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 議会議員
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 介護保険施設関係者
- (4) 子育て・保育・教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 介護保険被保険者の代表者及び障害者団体の代表者等
- (7) 住民団体の代表者

3 前項に掲げるもののほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、3年以内とし、調査審議する事項及び任期を定めて任用する。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会には、委員の互選により委員長、副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別な事項を調査審議するため必要があるときは、委員長は、臨時委員を審議会に出席させることができる。この場合において、前2項の規定の適用については、臨時委員を委員とみなす。
- 5 審議会は、会議について必要と認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会は、部会を置くことができる。部会の委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 4 第5条の規定は、部会長について準用する。
- 5 審議会は、その決議により、部会の議決をもって審議会の決定とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。  
(平成20年1月13日から平成22年3月31日までに選任される委員の特例措置)
- 2 平成20年1月13日から平成22年3月31日までに選任される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成19年12月26日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月12日規則第35号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月8日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の江田島市行政組織規則の規定及び改正後の江田島市保健福祉審議会規則の規定は、平成27年度以後の高齢者福祉計画について適用する。

附 則 (令和6年2月26日規則第3号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 【2】江田島市保健福祉審議会 地域福祉部会 委員名簿

(敬称略)

No	所属	役職	氏名	備考
1	江田島市議会	議員	沖 也寸志	
2	江田島市議会	議員	笥本 語	
3	医療法人社団 吉田会	理事長	吉田 昌平	
4	佐伯地区医師会	江田島担当 理事	澤 裕幸	
5	社会福祉法人 江田島市社会福祉協議会	会長	堂野崎 平	部会長
6	江田島市民生委員児童委員協議会	代表	川尻 博文	
7	保育園保護者会	会長	森下 恵子	
8	江田島市PTA連合会	会長	小松 孝也	
9	江田島市小学校長会	代表	畠藤 邦子	
10	江田島市中学校長会	代表	宮本 好章	
11	江田島市教育委員会	教育長	岡田 學	
12	江田島市老人クラブ連合会	会長	古本 眞機	
13	江田島市自治会連合会	会長	濱谷 一眞	
14	江田島市女性会連合会	会長	片山 恵美子	



## 第4次江田島市地域福祉計画

---

発 行 者 / 令和6（2024）年3月  
発 行 者 / 江田島市 福祉保健部 社会福祉課  
〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原 505 番地  
電 話（0823）43-1638  
FAX（0823）57-4432

---